

平成24年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

■ 広域連合章について

	<p>～デザインのコンセプト～</p> <p>長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。</p>
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	21
	【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し	22
2	後期高齢者医療制度の沿革	23
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	42
4	一般会計収支状況	44
5	特別会計収支状況	46
6	概況	
6-1	被保険者	
6-1-1	被保険者の傾向	48
6-1-2	障がい認定者数	48
6-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	48
6-1-4	被保険者の伸び率	49
6-1-5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移	49
6-2	保険料	
6-2-1	賦課状況	50
6-2-2	収納状況	50
6-2-3	特別徴収・普通徴収状況	51
6-2-4	口座振替の割合	51
6-3	保険給付	
6-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	52
6-3-2	現物給付	55
6-3-3	現金給付	57
6-4	保健事業	
6-4-1	基本的な検査項目	58
6-4-2	受診人数と被保険者に占める割合	58
6-5	医療費適正化	
6-5-1	過誤調整	59
6-5-2	第三者行為の求償概要	59
6-5-3	医療費通知	60

7 統計

7-1 被保険者

表 7-1-1	被保険者数内訳	63
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	64
表 7-1-3	被保険者数の推移	65
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	66
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	67
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	68
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	69
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	70
表 7-1-9	短期被保険者証発行状況	71

7-2 保険料

表 7-2-1	賦課・軽減状況	72
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	73
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	74
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	75

7-3 保険給付

表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	76
表 7-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	77
表 7-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	78
表 7-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	79
表 7-3-5	現物給付費の状況（年計）	80
表 7-3-6	現物給付費の状況（月平均）	81
表 7-3-7	現物給付費（総合計）	82
表 7-3-8	現物給付費（入院／医科）	83
表 7-3-9	現物給付費（入院／歯科）	84
表 7-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	85
表 7-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	86
表 7-3-12	現物給付費（入院外）	87
表 7-3-13	現物給付費（歯科）	88
表 7-3-14	現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計）	89
表 7-3-15	現物給付費（調剤）	90

表 7-3-16	現物給付費（訪問看護療養費）	91
表 7-3-17	現金給付費（総合計）	92
表 7-3-18	現金給付費（一般診療～高額介護合算療養費）	93
表 7-3-19	現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）	94
表 7-3-20	現金給付費（マッサージ～はり・きゅう）	95
表 7-3-21	現金給付費（移送～その他（食事・生活療養 含））	96
表 7-3-22	葬祭費支給状況	97
7-4	保健事業	
表 7-4-1	健康診査受診者数	98
7-5	医療費適正化	
表 7-5-1	再審査状況	99
表 7-5-2	第三者行為求償状況	100
7-6	疾病統計	
表 7-6-1	疾病分類統計	101
8	各広域連合の状況	
表 8-1	都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	103
表 8-2	都道府県別保険料設定状況等	104
＜参考資料＞		
9	業務指標値	105
10	用語の定義	
10-1	被保険者	106
10-2	保険料	107
10-3	医療給付	109
11	例規集	
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	113
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 等施行規則	121
	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	127
12	別添資料	
	第2次広域計画の概要	133
	第2次広域計画（平成24年度～平成27年度）	134
	東日本大震災により被災した被保険者に対する 一部負担金免除等の対応について	145

【このページは空白です】

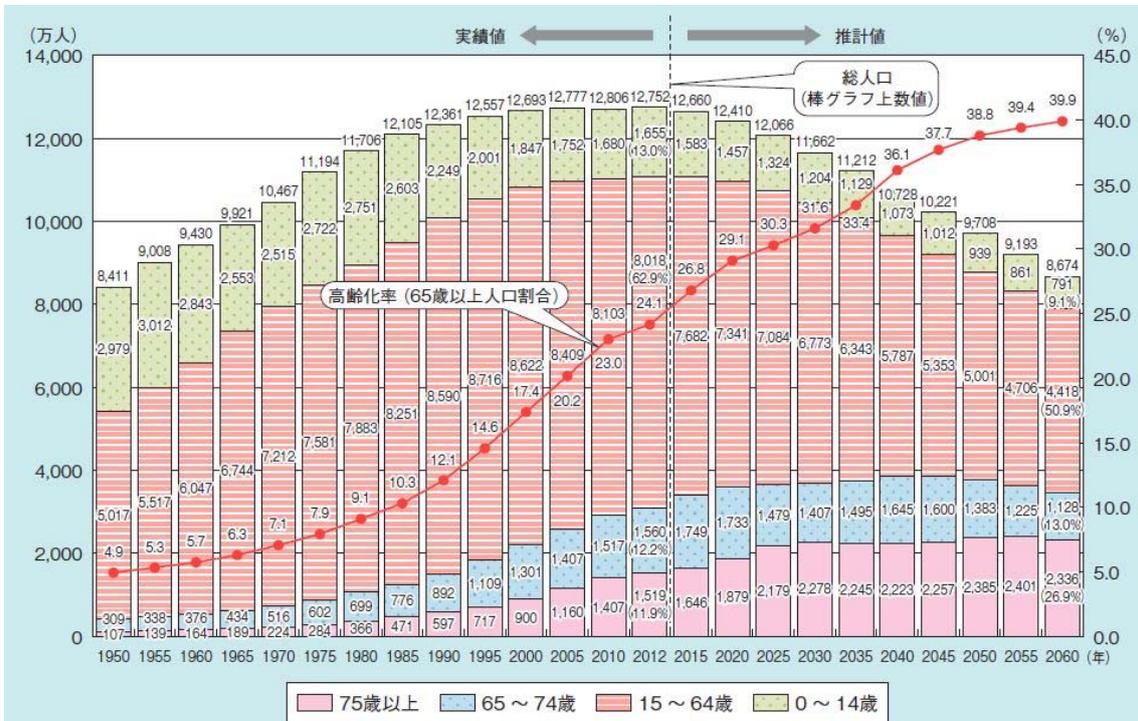
1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度について

急速な少子高齢化の進展（※1）や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化等、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。

「健康保険法等の一部を改正する法律」において「新たな高齢者医療制度の創設」として、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定された。これを受け、平成20年4月1日より、75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者を対象とした、老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が実施された。

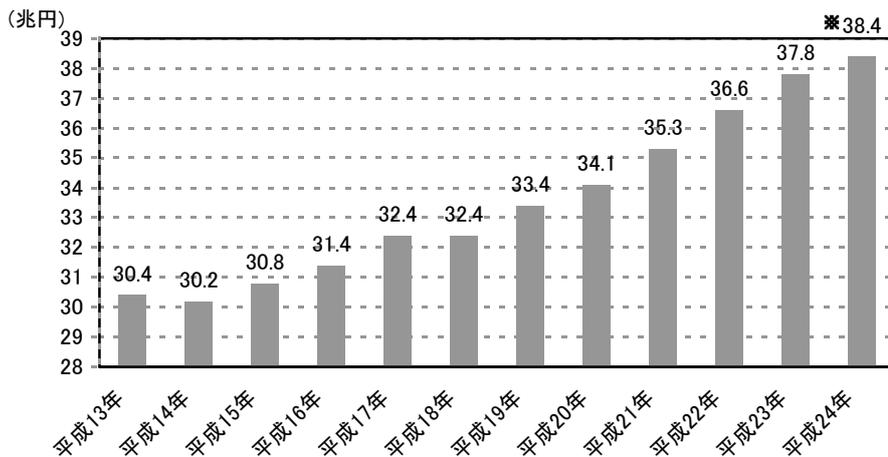
※1 高齢化の推移と将来推計



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

資料：内閣府「平成25年版 高齢社会白書」

※ 2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は13.7兆円 (全体の35.6%)

資料：厚生労働省「平成24年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格の管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の者の資格管理 ・ 65歳から74歳の者の被保険者認定 ・ 被保険者証の交付、回収 ・ 短期被保険者証などの発行 	保険料の徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の徴収 ・ 保険料などの納付
医療給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現物給付などの審査、支払 ・ 償還払いなどの審査、支払 ・ 葬祭費などの支給 	被保険者証の交付の申請などに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証の交付の申請受付 ・ 被保険者証の引渡し ・ 短期被保険者証などの引渡し
保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率の決定 ・ 保険料の賦課 ・ 保険料の減免及び徴収の猶予 	被保険者の便益の増進に寄与するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など ・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付など ・ 更新時の被保険者証などの引渡し ・ 特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し ・ 被保険者証などの返還の受付
保健事業に関する事務	
その他制度の施行に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の予算の執行管理 ・ 県知事への報告 	

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
 歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

②一般会計〔広域連合〕

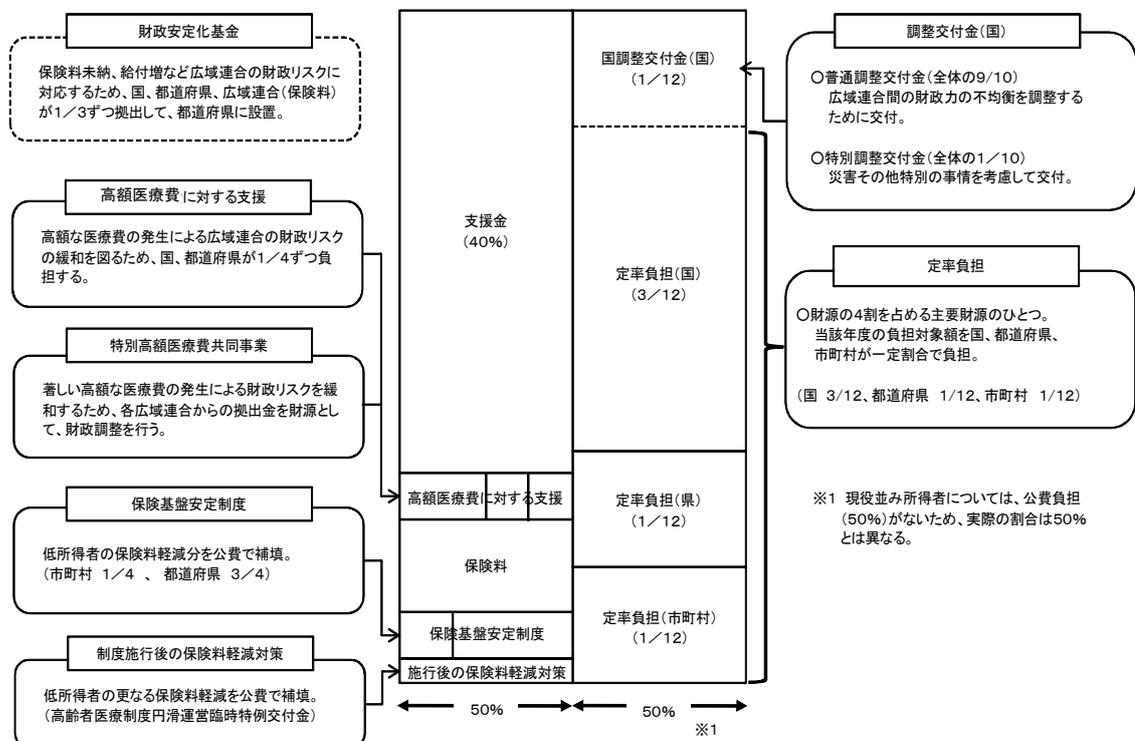
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100

(2) 後期高齢者医療財政

医療給付費内訳



資料：厚生労働省「第4回高齢者医療制度改革会議参考資料」（平成22年3月8日）

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割を占める主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12 都道府県：1／12 市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1/3 都道府県：1/3 広域連合：1/3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1/3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める（平成20～25年度は1万分の9）。

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1/2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県では、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行う。交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・被保険者均等割額軽減別財源内訳（1）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳（3）に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額（7割、5割、軽減なし）ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額・・・財源内訳（2）（4）に該当

・被保険者均等割額5割軽減対象者の4割分の額・・・財源内訳（6）に該当

・被保険者均等割額軽減対象外の者の4割分の額・・・財源内訳（8）に該当

エ 所得割額5割軽減対象者の額

【参考】被保険者均等割額軽減別財源内訳

(1) 9割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

(2) 9割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

(3) 8.5割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5	1.5	
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

(4) 8.5割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②	①	
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

(5) 5割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者				

(6) 5割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

(7) 2割軽減対象者
(割合)

①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者							

(8) 被扶養者軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳～74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合等は、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [現在の証の有効期限：平成26年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

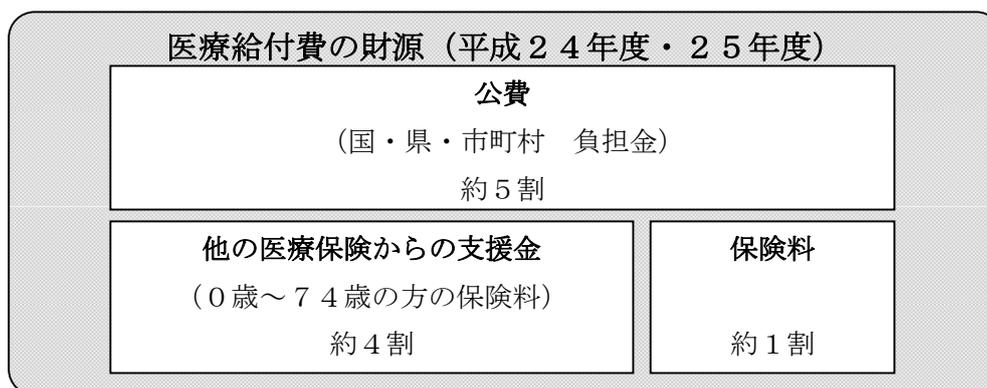
平成25年8月1日現在の短期被保険者証の有効期限は平成26年1月31日である。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額55万円】} (\ast 3) \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額} (\ast 1) \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{（総所得金額等 - 33万円）} \\ \times \text{所得割率} (\ast 2) \end{array} \right)$$

$\ast 1$ 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
 $\ast 2$ 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額
 $\ast 3$ 平成24年度から賦課限度額55万円（平成20年度から平成23年度までは、50万円）

●神奈川県における保険料率の設定（平成24年度・25年度）

均等割額・・・41,099円（年額）
所得割率・・・8.01%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

●保険料の賦課総額

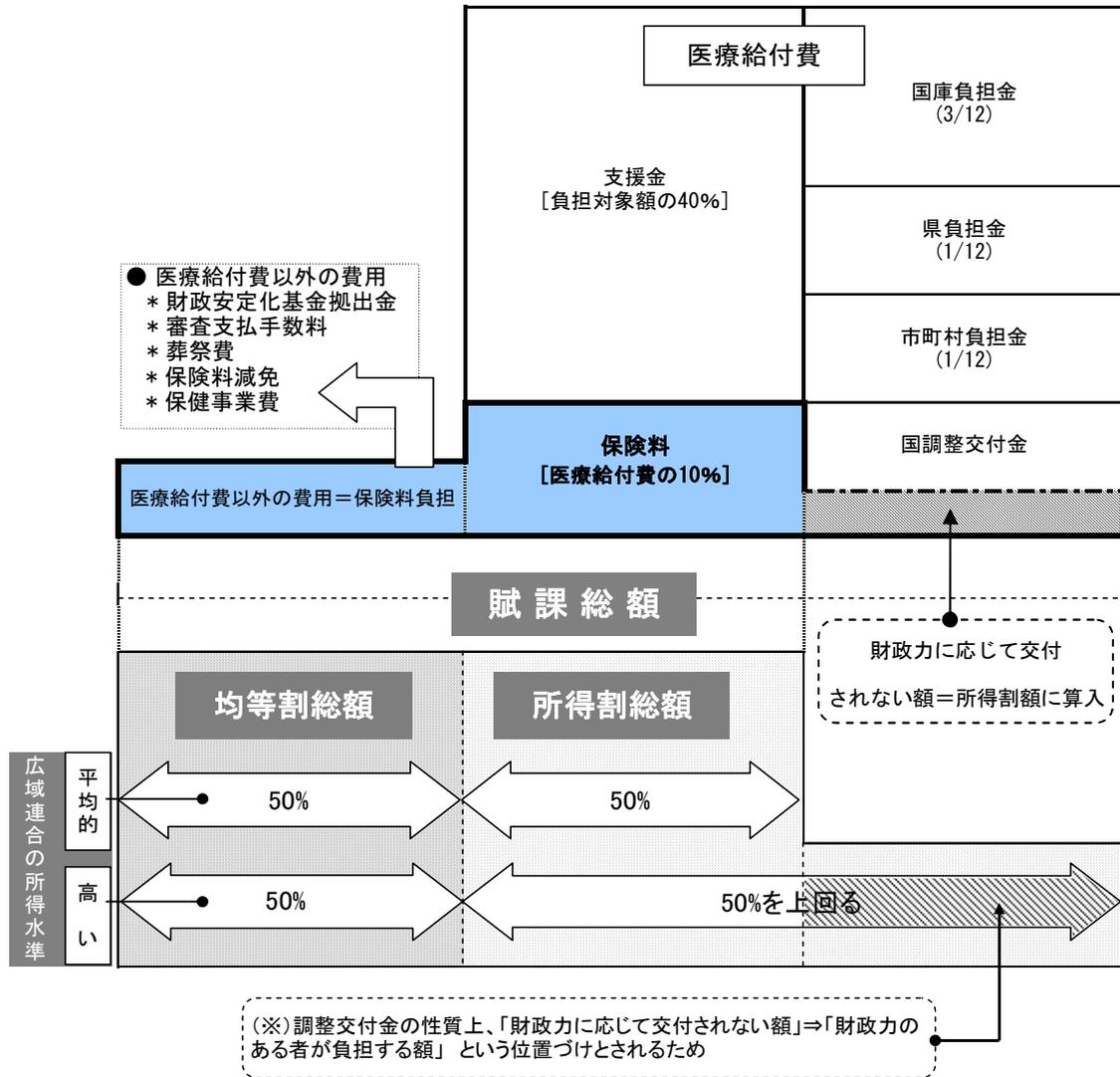
保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び平成21年度特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が平成22年度以降も継続される（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみを負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月～平成21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、平成21年度には同様措置が採られ、平成22年度以降も当該措置が継続される。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み 所得者	課税	<p>当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。</p> <p>ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。</p> <p>① 被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満である。</p> <p>② 同一世帯内に、被保険者が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上であっても同一世帯内の70歳～74歳の者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満である。</p>	3割
一般	課税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	自己負担額が自己負担限度額を超えた場合。平成24年4月から外来も現物給付化。
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 } ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	医療と介護の一部負担金合計額が高額になる場合
	葬祭費	被保険者の死亡に関する葬祭費の支給

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	0円
老齢福祉年金受給者	1割	100円	

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

注）入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。自己負担額が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※ □内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の特例（平成21年1月～）

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 -133,500円) ×1% 〔22,200円〕※	80,100円 + (総医療費 -267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※ [] 内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

《高額療養費の特例等》

- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
 対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者
 内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。
- 特定疾病療養受療証
 対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）該当者
 内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が還付されるもの

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給されます。

●自己負担限度額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)	措置 (※) 初年度の経過	介護合算算定基準額 (平成20年4月～平成21年7月)
現役並み所得者	3割	67万円		
一 般	1割	56万円	措置 (※) 初年度の経過	75万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円		41万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円		25万円

※ 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとする。(12か月間⇒16か月間)

①葬祭費 [現金給付]

後期高齢者医療制度では、被保険者の死亡に際して、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例（※）の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。（現在神奈川県では行っていない）

※条例第2条本文

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

（3）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（4）給付の制限等

①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から1年6月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）平成22年度以降

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 (一市町村あたり)	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×基準受診率（※） ※基準受診率は前年度の県全体の受診率を指す。対象年度の市町村受診率が基準受診率を超える場合は、基準受診率に $\frac{\text{市町村受診率} - \text{基準受診率}}{\text{補正率}}$ を加算して、交付限度額を算出する。

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資格	自己負担割合判定基準の見直し	① → ② → ③				
	<p>① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の者と同じとする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満</p> <p>③ 21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p>					
保険料の軽減	均等割軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年4月～		
	7割軽減 → 8.5割軽減	前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減 は変更なし	8.5割軽減 20年7月改正 (20年4月1日から適用)	延長 21年6月改正 (21年4月1日から適用)	延長 22年2月改正 (22年4月1日から適用)	
	所得割軽減	5割軽減の導入 前年総所得金額等額-33万円が、58万円以下	5割軽減 20年7月改正 (20年4月1日から適用)	延長 21年3月改正 (21年度から恒久措置)	延長	
	被扶養者軽減	制度拡大 (当初の制度) 制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	凍結 → 9割軽減 ・20年4～9月保険料徴収せず ・20年10～21年3月均等割9割軽減	9割軽減 21年3月改正 (21年4月1日から適用)	延長 22年2月改正 (22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の 「加入時から2年 期限廃止(制度廃止まで)	
	納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能		20年7月～			
給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)	20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～			
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料			平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大		

2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日)</p> <p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <p>【広域連合規約 概要】</p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名)</p> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>
19. 3		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p>

		<p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各 条例制定にかかる専決処分報告・承認</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設 置条例</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職 員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議 会設置条例</p> <p>(4)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員 の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5)神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特 別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例</p> <p>(7)神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続 条例</p> <p>(8)神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報 保護条例 他</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等 <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)</p>
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催</p> <p>○平成20～21年度の保険料の算定方法等 について提示</p>	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p>【広域計画 概要】</p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

19. 10	<p>19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行)</p> <p>22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行)</p> <p>30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党 高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結</p> <p>(2) 被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、 均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成20年4月～9月:凍結</p> <p>②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)</p>	
19. 11	<p>14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用)</p> <p>○拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)</p>	

	<p>22日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	<p>16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <p>【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】</p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p>
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

20. 4

1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1)加入者(被保険者)

①75歳以上のもの

②65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者等は除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681, 840人(75歳以上:666, 441人	75歳未満(障がい認定):15, 399人

(2)被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3)運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等

②市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等

(4)医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5)保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)	
均等割額:39, 860円	所得割額:7. 45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額	

(6)保険料の軽減・減免

①均等割額軽減…7割・5割・2割

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年9月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③その他、条例で定める個別減免

(7)保険料の納付

①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

②普通徴収(①以外の者)

<p>20. 6</p>	<p>12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成21年度から実施)</p> <p>①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減</p> <p>②保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成20年度の経過措置》</p> <p>①均等割額7割軽減→8.5割軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p>[条件]</p> <p>①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
<p>20. 7</p>	<p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置)</p> <p>①均等割額7割軽減→平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p>【変更内容】</p> <p>(1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	

20. 11	<p>18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p>【改正内容】 (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p>【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施) ○後期高齢者医療制度に加入したことによ</p>	

	<p>り、負担区分が3割から1割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(2) 誕生月における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施)</p> <p>○誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21.3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長)</p> <p>※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する条例</p> <p>① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減</p> <p>③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加</p> <p>② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長</p> </div>

《平成21年度》		
21. 6		<p>17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)</p>
21. 8		<p>24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認)</p> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>
21. 9	<p>9日 「三党連立政権合意書」</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。</p>	<p>28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため</p>
21. 11	<p>30日 高齢者医療制度改革会議(第1回)</p> <p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月)</p> <p>①後期高齢者医療制度は廃止する</p> <p>②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する</p> <p>③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする</p> <p>④市町村国保等の負担増に十分配慮する。</p> <p>⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする</p> <p>⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う</p>	

22. 1		<p>26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【改正内容】 平成22年度及び平成23年度の保険料率決定 均等割額:39,860円⇒<u>39,260円</u>(△600円) 所得割率:7.45%⇒<u>7.42%</u>(△0.03%)</p> </div>
22. 2	<p>3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22. 3		<p>29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【改正内容】</p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額7割軽減⇒8.5割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)</p> <p>(2)療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更</p> <p>(3)臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p> </div>

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 共通経費に係る市町村負担の変更 均等割 10%⇒5% 被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る (3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用	

	<p>負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する</p> <p>(4) 新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する</p> <p>(5) 被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う</p> <p>(6) 高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする</p>	
23. 3	<p>11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>○「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>○「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から</p> <p>24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p>

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	<p>30日 社会保障・税一体改革成案決定（政府・与党社会保障改革検討本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等）</p>	<p>21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正（専決処分）</p> <p>【改正内容】 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える</p>
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		<p>3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施（～31日）</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1)意見提出件数 51件（提出者は10人）</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域計画、制度全般について 13件 ・保険料、資格、給付について 23件 ・議会、広報広聴について 12件 ・その他 3件
24. 1	<p>6日 社会保障・税一体改革素案決定（政府・与党社会保障改革本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	

<p>24. 2</p>	<p>17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	<p>3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>平成24年度及び平成25年度の保険料率決定均等割額：39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円)</p> <p>所得割率：7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59%)</p> <p>賦課限度額：50万円⇒55万円</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成 ※詳細P133～P142</p> <p>【内容】</p> <p>対象期間：4年（平成24年度～27年度）</p> <p>項目：①はじめに</p> <p>②現状と課題</p> <p>③広域連合の基本方針と施策の方向性</p> <p>④広域連合及び市町村が行う業務に関すること</p> <p>⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること</p>
<p>24. 3</p>	<p>30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定</p> <p>消費税率引き上げ</p> <p>○平成26年4月から8%、平成27年10月から10%</p>	<p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】</p> <p>○原発事故に伴う警戒区域等 平成25年2月28日まで延長</p> <p>○上記以外の被災地域 平成24年9月30日まで延長</p> <p>○入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日まで</p>

《平成24年度》		
24. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 6	15日 三党実務者協議（自由民主党、公明党、民主党）	
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 ○国民会議設置 ○今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 3		14日 広域連合長の選出（林文子 横浜市長） ※任期は平成25年4月1日から 27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

【このページは空白です】

3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

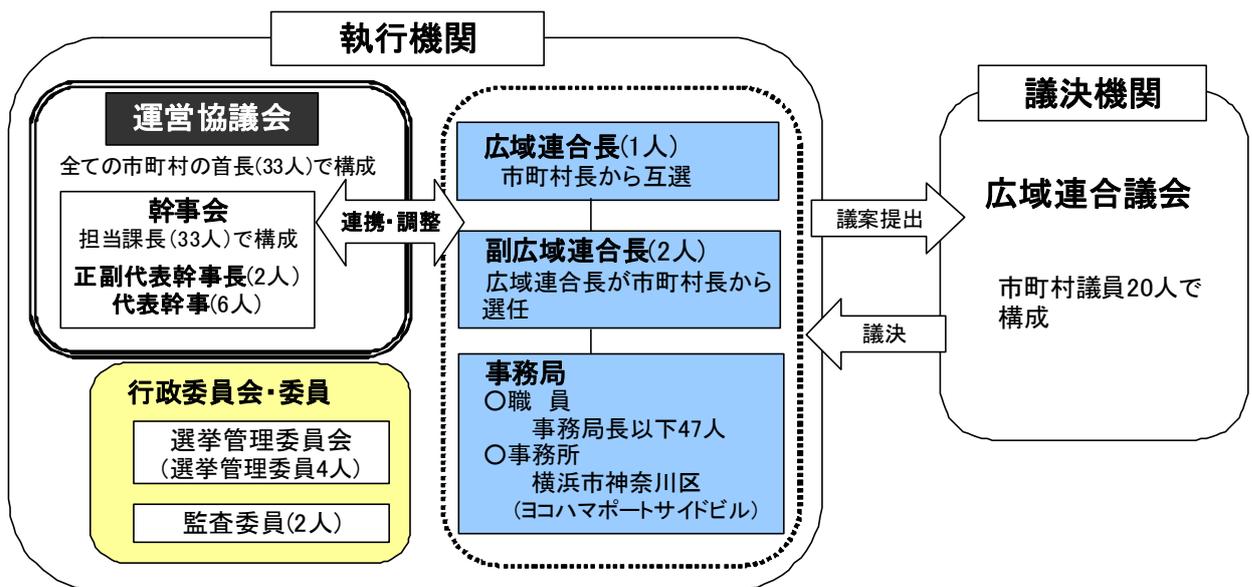
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置等が義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成24年度）

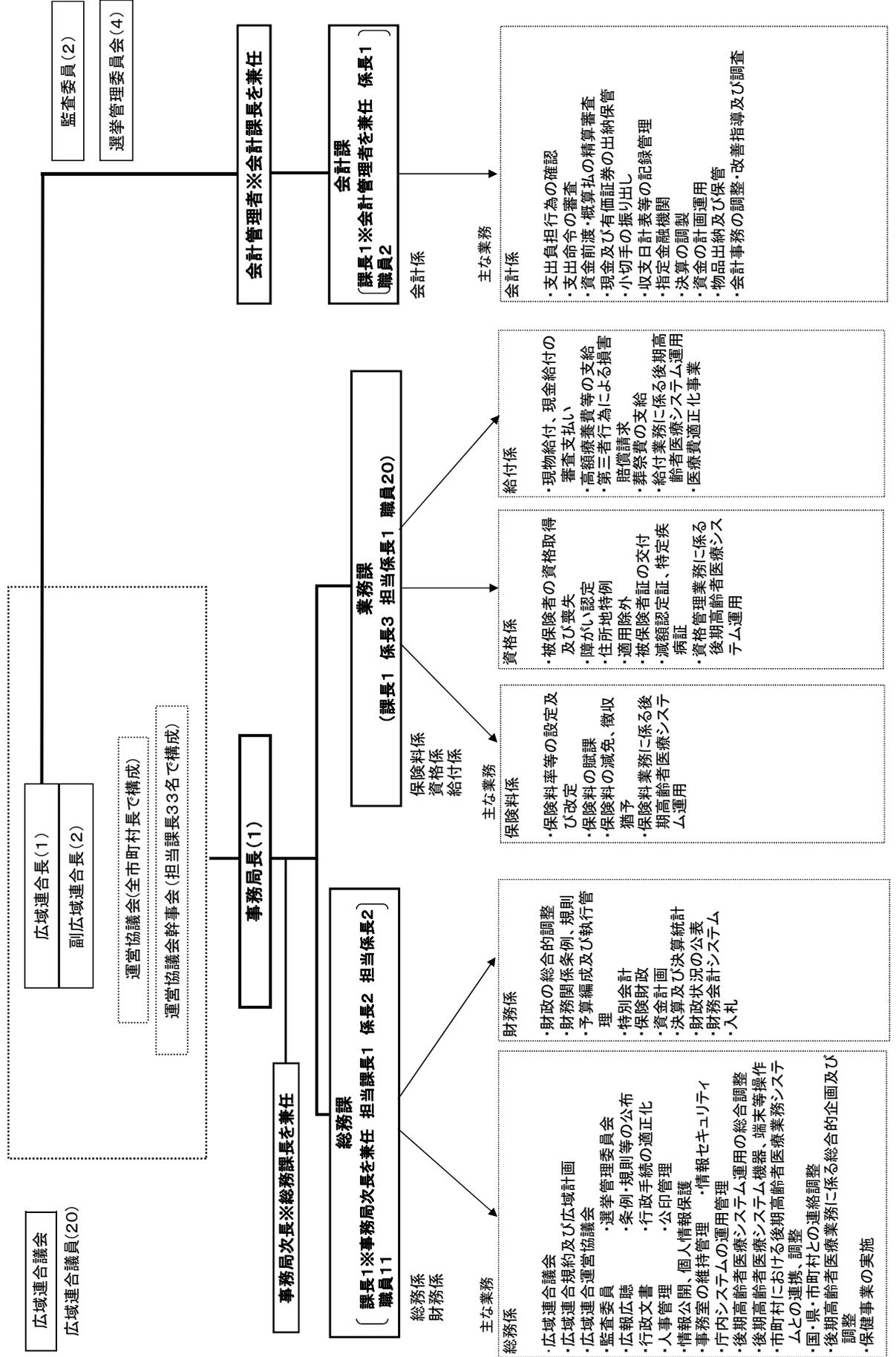


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付等制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談等の窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成24年度までの間に47名に改め、3課6係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

3 広域連合の組織、事務分掌等

広域連合の組織と主な業務内容（平成24年度） 平成24年4月13日現在（ ）内は人数



4 一般会計収支状況

平成24年度一般会計は歳入歳出予算の総額を当初23億6,971万1千円と定めたが、財政調整基金設置に伴う前年度剰余金の積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金等の増額補正を行ったため、平成24年度の予算現額としては歳入歳出ともに26億116万5千円となった。

歳入については、決算額は前年度比18.3%増の26億4,959万8,359円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金19億6,683万3千円（歳入全体の割合74.2%）、次いで国からの支出金2億6,112万1,552円（同9.9%）となっている。

歳出については、被保険者証の一斉更新やシステムの機器更新等を行ったことから、決算額は前年度比28.4%増の23億4,156万3,034円となり、総務費が歳出全体の99.9%を占めている。

歳出の状況を性質別に見ると、物件費が15億8,114万7,405円（歳出全体の割合67.5%）、補助費等（県内各市からの派遣職員に係る人件費相当分負担金、市町村補助金ほか）が5億3,422万1,527円（同22.8%）、人件費（議員報酬・特別職報酬）が85万円（同0.1%）となっている。

その結果、歳入歳出差引残額は、3億803万5,325円となった。

平成24年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び 負担金		1,966,833,000	1,966,833,000	1,966,833,000	0	0	0	100.00%
	1. 負担金	1,966,833,000	1,966,833,000	1,966,833,000	0	0	0	100.00%
2. 国庫支出金		209,855,000	261,121,552	261,121,552	0	0	51,266,552	124.43%
	1. 国庫補助金	209,855,000	261,121,552	261,121,552	0	0	51,266,552	124.43%
3. 繰入金		7,990,000	5,092,513	5,092,513	0	0	△ 2,897,487	63.74%
	1. 基金繰入金	7,990,000	5,092,513	5,092,513	0	0	△ 2,897,487	63.74%
4. 繰越金		416,386,000	416,386,036	416,386,036	0	0	36	100.00%
	1. 繰越金	416,386,000	416,386,036	416,386,036	0	0	36	100.00%
5. 諸収入		101,000	165,258	165,258	0	0	64,258	163.62%
	1. 預金利息	100,000	155,648	155,648	0	0	55,648	155.65%
	2. 雑入	1,000	9,610	9,610	0	0	8,610	961.00%
歳入合計		2,601,165,000	2,649,598,359	2,649,598,359	0	0	48,433,359	101.86%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,482,000	1,073,085	0	408,915	408,915	72.41%
	1. 議会費	1,482,000	1,073,085	0	408,915	408,915	72.41%
2. 総務費		2,587,883,000	2,338,689,949	0	249,193,051	249,193,051	90.37%
	1. 総務管理費	2,587,516,000	2,338,363,185	0	249,152,815	249,152,815	90.37%
	2. 選挙費	46,000	32,460	0	13,540	13,540	70.57%
	3. 監査委員費	321,000	294,304	0	26,696	26,696	91.68%
3. 民生費		1,800,000	1,800,000	0	0	0	100.00%
	1. 社会福祉費	1,800,000	1,800,000	0	0	0	100.00%
4. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		2,601,165,000	2,341,563,034	0	259,601,966	259,601,966	90.02%

歳入歳出差引残額 308,035,325 円

5 特別会計収支状況

平成24年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初6,854億7,784万6千円と定めたが、前年度国庫支出金の確定に伴う繰入れや前年度繰越金の確定に伴う増額補正を行ったため、平成24年度の予算現額としては歳入歳出ともに6,861億8,777万6千円となった。

また、引き続き、東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び保険料の減免措置を行った。

歳入については、前年度に比べて被保険者数が毎月平均3千人ずつ増加したこと、また現物の療養給付費に係る一人当たり医療費も0.3%増加したことから、決算額は前年度比6.3%増の6,759億671万9,531円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金 1,315億9,815万826円（歳入全体の割合19.5%）、国庫支出金1,908億6,533万2,334円（同28.2%）、県支出金545億1,449万6千円（同8.1%）、支払基金交付金2,917億6,914万7,567円（同43.2%）で歳入全体の99%を占めている。

市町村支出金のうち保険料納付金は、滞納繰越分を含めて736億9,465万3,886円（同10.9%）となった。

歳出については、療養給付費等が前年度と比べて5.3%増加したことから、決算額は前年度比5.2%増の6,679億253万3,892円となった。

歳出の主なものは、保険給付費の6,592億1,210万6,770円で、歳出全体の98.7%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は80億418万5,639円となり、療養給付費等支払準備基金残高を加えた109億5,124万128円を繰り越す。

平成24年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		136,528,665,000	131,598,150,826	131,598,150,826	0	0	△ 4,930,514,174	96.39%
	1. 市町村負担金	136,528,665,000	131,598,150,826	131,598,150,826	0	0	△ 4,930,514,174	96.39%
2. 国庫支出金		191,502,598,000	190,865,332,334	190,865,332,334	0	0	△ 637,265,666	99.67%
	1. 国庫負担金	156,515,856,000	156,172,997,192	156,172,997,192	0	0	△ 342,858,808	99.78%
	2. 国庫補助金	34,986,742,000	34,692,335,142	34,692,335,142	0	0	△ 294,406,858	99.16%
3. 県支出金		56,626,634,000	54,514,496,000	54,514,496,000	0	0	△ 2,112,138,000	96.27%
	1. 県負担金	54,626,634,000	52,514,496,000	52,514,496,000	0	0	△ 2,112,138,000	96.13%
	2. 県財政安定化基金支出金	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	0	0	0	100.00%
4. 支払基金交付金		296,230,355,000	291,769,147,567	291,769,147,567	0	0	△ 4,461,207,433	98.49%
	1. 支払基金交付金	296,230,355,000	291,769,147,567	291,769,147,567	0	0	△ 4,461,207,433	98.49%
5. 特別高額医療費共同事業交付金		159,561,000	146,990,389	146,990,389	0	0	△ 12,570,611	92.12%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	159,561,000	146,990,389	146,990,389	0	0	△ 12,570,611	92.12%
6. 財産収入		1,132,000	522,850	522,850	0	0	△ 609,150	46.19%
	1. 財産運用収入	1,132,000	522,850	522,850	0	0	△ 609,150	46.19%
7. 繰入金		3,892,981,000	5,592,562,451	5,592,562,451	0	0	1,699,581,451	143.66%
	1. 基金繰入金	3,891,181,000	5,590,762,451	5,590,762,451	0	0	1,699,581,451	143.68%
	2. 他会計繰入金	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	0	0	100.00%
8. 繰越金		909,802,000	909,802,271	909,802,271	0	0	271	100.00%
	1. 繰越金	909,802,000	909,802,271	909,802,271	0	0	271	100.00%
9. 県財政安定化基金借入金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
10. 諸収入		336,047,000	509,828,188	509,714,843	32,466	80,879	173,667,843	151.68%
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,001,000	27,060,160	27,060,160	0	0	17,059,160	270.57%
	2. 預金利子	10,000,000	13,137,236	13,137,236	0	0	3,137,236	131.37%
	3. 雑入	316,046,000	469,630,792	469,517,447	32,466	80,879	153,471,447	148.56%
歳入合計		686,187,776,000	675,906,832,876	675,906,719,531	32,466	80,879	△ 10,281,056,469	98.50%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	執行率
1. 保険給付費		677,016,572,000	659,212,106,770	0	17,804,465,230	17,804,465,230	97.37%
	1. 保険給付費	677,016,572,000	659,212,106,770	0	17,804,465,230	17,804,465,230	97.37%
2. 県財政安定化基金拠出金		618,451,000	618,451,000	0	0	0	100.00%
	1. 県財政安定化基金拠出金	618,451,000	618,451,000	0	0	0	100.00%
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		159,561,000	138,166,505	0	21,394,495	21,394,495	86.59%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	159,561,000	138,166,505	0	21,394,495	21,394,495	86.59%
4. 保健事業費		2,006,430,000	1,838,366,507	0	168,063,493	168,063,493	91.62%
	1. 健康保持増進事業費	2,006,430,000	1,838,366,507	0	168,063,493	168,063,493	91.62%
5. 基金積立金		6,050,715,000	5,831,210,228	0	219,504,772	219,504,772	96.37%
	1. 基金積立金	6,050,715,000	5,831,210,228	0	219,504,772	219,504,772	96.37%
6. 公債費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 利子	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
7. 諸支出金		326,047,000	264,232,882	0	61,814,118	61,814,118	81.04%
	1. 償還金及び運付加算金	326,047,000	264,232,882	0	61,814,118	61,814,118	81.04%
歳出合計		686,187,776,000	667,902,533,892	0	18,285,242,108	18,285,242,108	97.34%

歳入歳出差引残額 8,004,185,639 円

6 概況

6-1 被保険者

6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成24年3月末が821,574人、平成25年3月末現在では、860,752人となり、1年間で39,178人、4.77%増加している。

被保険者全体の860,752人のうち、75歳以上は、853,653人であり、全体の99.18%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、7,099人であり、全体の0.82%となっている。

6-1-2 障がい認定者数

障がい認定者数は、平成24年3月末が8,021人、平成25年3月末は、7,099人となっている。被保険者全体に占める割合は、0.98%から0.82%に減少している。

6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の353,143人、川崎市の110,802人の順であり、少ないところは清川村の350人、中井町の1,066人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の17.57%、山北町の16.68%、の順であり、低いところは厚木市の7.68%、川崎市の7.69%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市（353,143人）	1. 清川村（350人）
2. 川崎市（110,802人）	2. 中井町（1,066人）
3. 相模原市（59,711人）	3. 真鶴町（1,366人）

表2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町（17.57%）	1. 厚木市（7.68%）
2. 山北町（16.68%）	2. 川崎市（7.69%）
3. 湯河原町（15.59%）	3. 海老名市（7.93%）

※全市町村の状況については、P63、P64参照

6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成24年度の伸び率は4.77%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の7.79%、海老名市の7.67%の順であり、低い市町村は箱根町の0.56%、山北町の0.70%の順である。

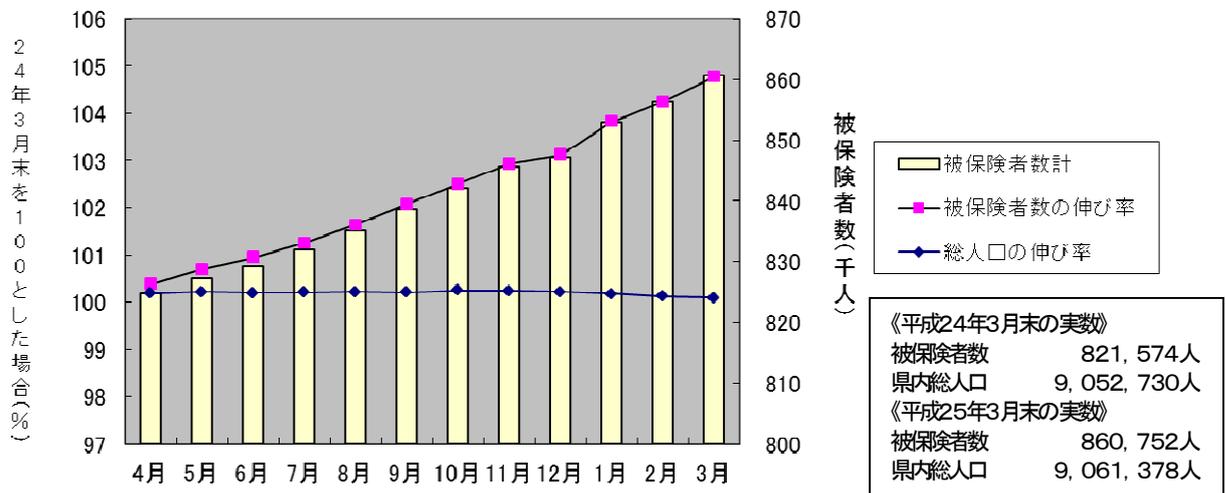
表3：伸び率の高い市町村、低い市町村

伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 綾瀬市 (7.79%)	1. 箱根町 (0.56%)
2. 海老名市 (7.67%)	2. 山北町 (0.70%)
3. 愛川町 (6.82%)	3. 真鶴町 (1.04%)

※全市町村の状況については、P67参照

6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成24年3月末から平成25年3月末までの間に、8,648人(0.10%)増加したのに対し、被保険者数は39,178人(4.77%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は24年3月末では9.08%、25年3月末は9.50%に増加している。



6-2 保険料

6-2-1 賦課状況

平成24年度及び平成25年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が41,099円(年額)、所得割率が8.01%であり、平成24・25年度保険料試算時の神奈川県の一人当たり平均額は90,560円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が43,550円(年額)、所得割率が8.55%、一人当たり平均額は約66,732円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第31位、所得割率が第33位となり、一人当たり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成24年度の賦課総額については947億268万7,833円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は133億4,809万4,356円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に応じた軽減	所得割額軽減	5割軽減	753,726,826円
	均等割額軽減	9割軽減	6,491,855,970円
		8.5割軽減	3,279,138,840円
		5割軽減	259,834,200円
		2割軽減	420,115,980円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2,143,422,540円

6-2-2 収納状況

平成24年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率
75,473,361,310円	74,865,400,330円	99.19%

※ 保険料率算定時における平成24年度の予定収納率(99.01%)

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率
919,588,030円	335,535,876円	36.48%

※ 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

平成24年度の減免状況については、申請件数318件のうち、減免決定は312件、減免額は約843万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
318 (250)	305 (250)	3 (0)	4 (0)	6 (0)	8,430,800円 (5,819,230円)

※（ ）は、内数で東日本大震災に係る減免

6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成24年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	41,801,088,055円
	収納額	41,801,088,055円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	33,672,273,255円
	収納額	33,064,312,275円
	収納率	98.19%
全 体	調定額	75,473,361,310円
	収納額	74,865,400,330円
	収納率	99.19%

6-2-4 口座振替の割合

平成24年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	272,599 人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者数(B)	148,904 人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	50,307 人
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) (B/A)×100	54.62 %
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) ((B-C)/A)×100	36.17 %

※対象者数等は、平成25年3月期徴収分における全市町村の合計数値

6-3 保険給付

6-3-1 医療費の状況（現物給付＋現金給付）

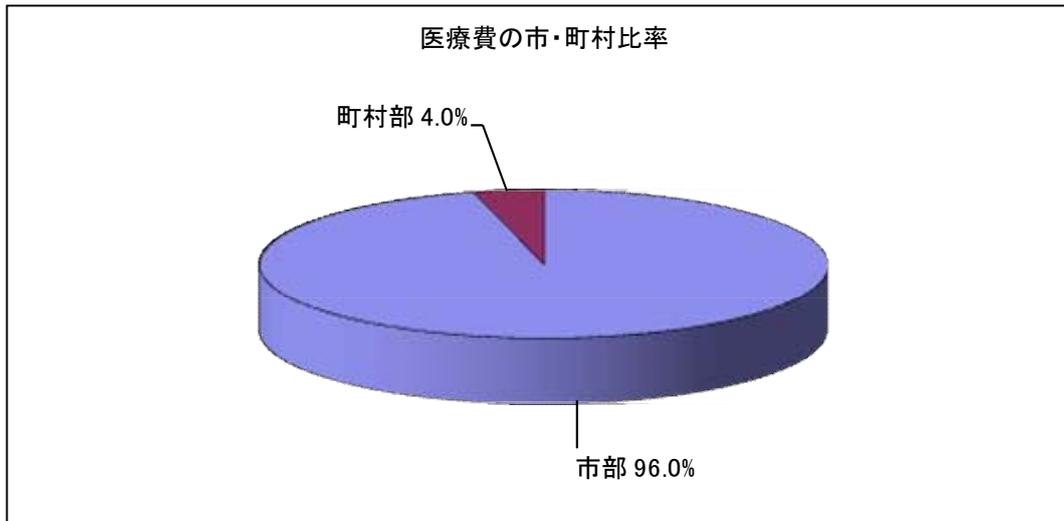
平成24年度の医療費については、3月診療（4月審査）～2月診療（3月審査）分の12か月間となる。従って、被保険者数と給付費の関係をみる場合は、12か月ベースで算出となる。

県全体は、医療費7,177億7,043万8,351円、1人あたり医療費856,813円（※）である。

内訳は、市部については、医療費6,888億3,669万5,475円（全体の96%）、1人あたり医療費858,291円、町村部については、医療費289億3,374万2,876円（全体の4%）、1人あたり医療費823,033円である。

※ 現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は840,623円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	717,770,438,351円	856,813円
市部 計	688,836,695,475円	858,291円
町村部 計	28,933,742,876円	823,033円



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、真鶴町である。

医療費の多い市町村		医療費の少ない市町村	
1. 横浜市	(298,357,397,911円)	1. 清川村	(261,889,425円)
2. 川崎市	(100,240,106,731円)	2. 中井町	(816,212,917円)
3. 相模原市	(47,858,303,209円)	3. 真鶴町	(1,222,732,318円)

※全市町村の状況については、P76参照

< 1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村 >

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは川崎市、次いで真鶴町、箱根町である。もっとも少ないところは清川村、次いで綾瀬市、海老名市である。

1人あたり医療費が多い市町村		1人あたり医療費が少ない市町村	
1. 川崎市	(928,923円)	1. 清川村	(761,306円)
2. 真鶴町	(903,051円)	2. 綾瀬市	(764,984円)
3. 箱根町	(881,549円)	3. 海老名市	(766,646円)

※全市町村の状況については、P76参照

< 医療費の内訳 >

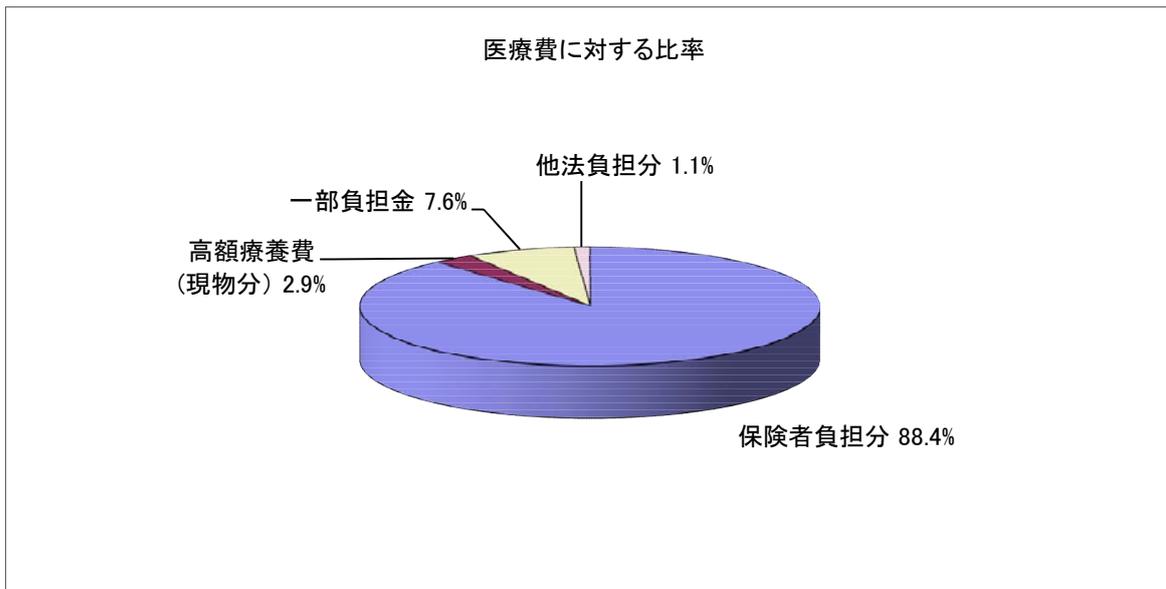
医療費を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分である。

各内訳の金額は保険者負担分6,346億9,530万7,131円、高額療養費(現物分)205億5,983万3,875円、一部負担金543億2,119万7,660円、他法負担分81億9,409万9,685円になる。

広域連合の保険者負担分は88.4%、高額療養費は2.9%を占め、医療費の91.3%を占める。

保険者負担分 (高額現物分除く)	高額療養費 (現物分)	一部負担金	他法負担分
634,695,307,131円	20,559,833,875円	54,321,197,660円	8,194,099,685円

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費として現金給付をしたもの(7,405,529,492円)については、一部負担金から減額し保険者負担分に計上している。

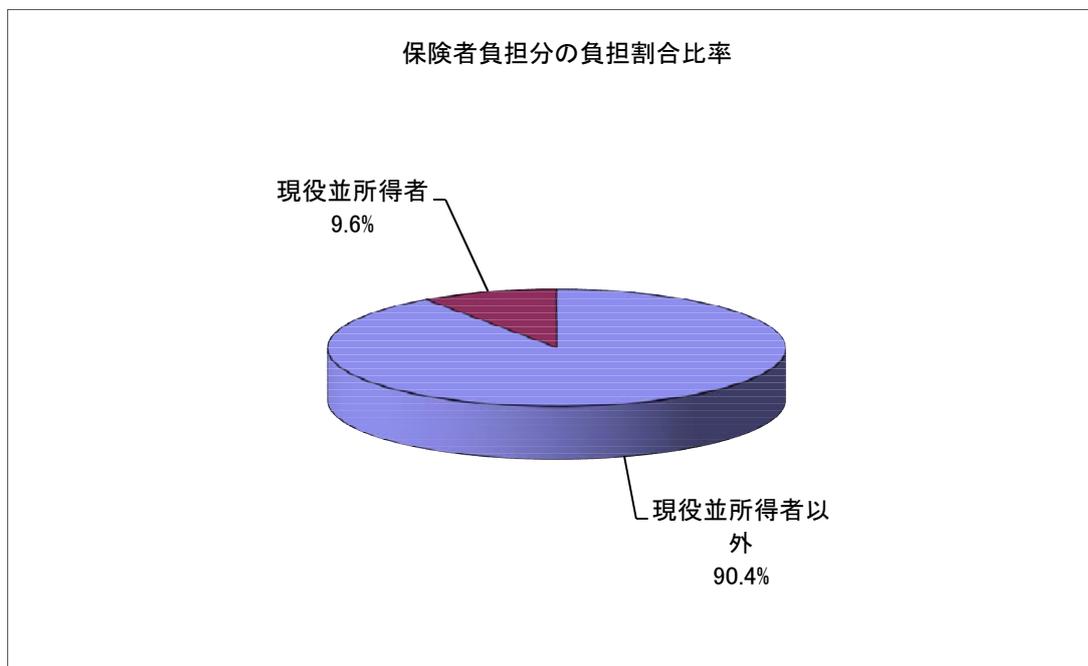


＜保険者負担分の負担割合別内訳＞

保険者負担分（※）6,552億5,514万1,006円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、631億6,630万4,730円（全体の9.6%）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、5,920億8,883万6,276円（全体の90.4%）である。

保険者負担分（※）	現役並み所得者	現役並み所得者以外
6,552,551,410,006円	631,663,047,300円	5,920,883,627,600円

※高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。



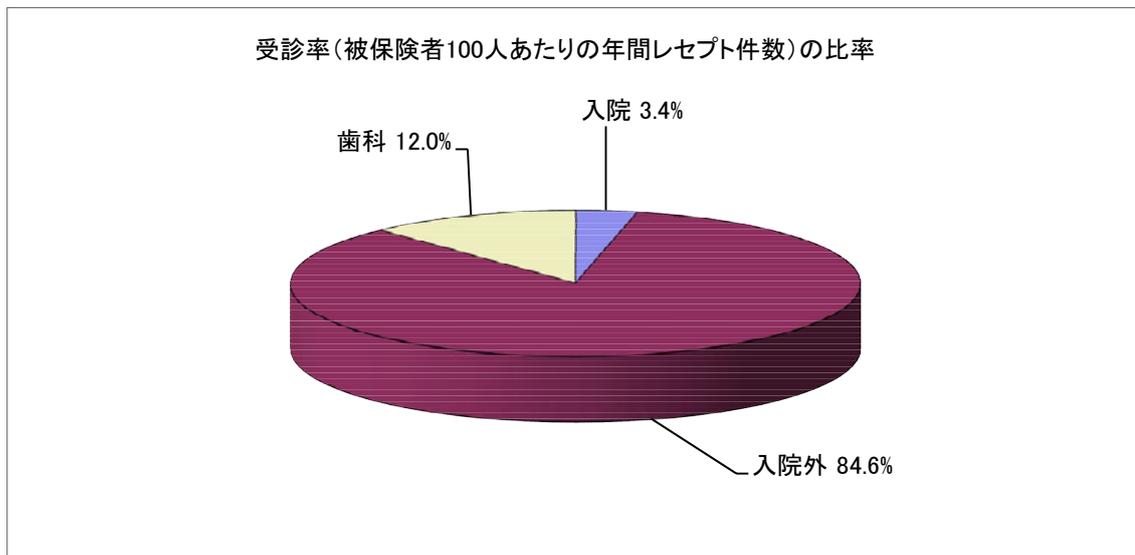
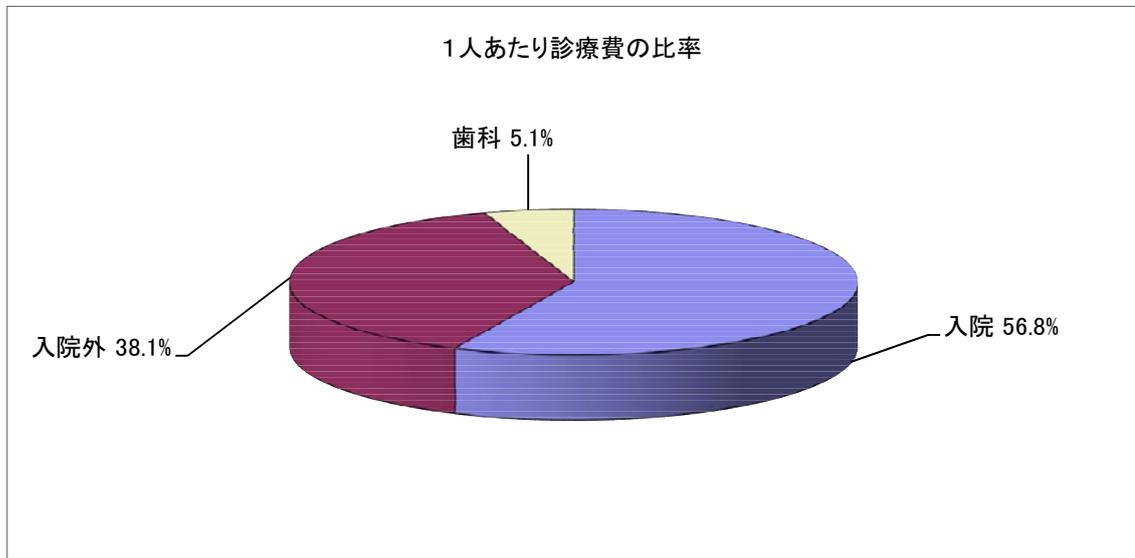
6-3-2 現物給付

< 1人あたり診療費の状況 >

「入院」・「入院外」・「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については次のとおりとなる。

	1人あたり診療費	受診率(※)	1件あたり日数	1日あたり診療費
入院(医科のみ)	379,844円	67.80	16.38日	34,209円
入院外	254,417円	1,668.81	1.93日	7,904円
歯科(入院+入院外)	34,057円	236.59	2.13日	6,756円
合計	668,317円	1,973.20	2.45日	13,827円

※被保険者100人あたりの年間レセプト件数。

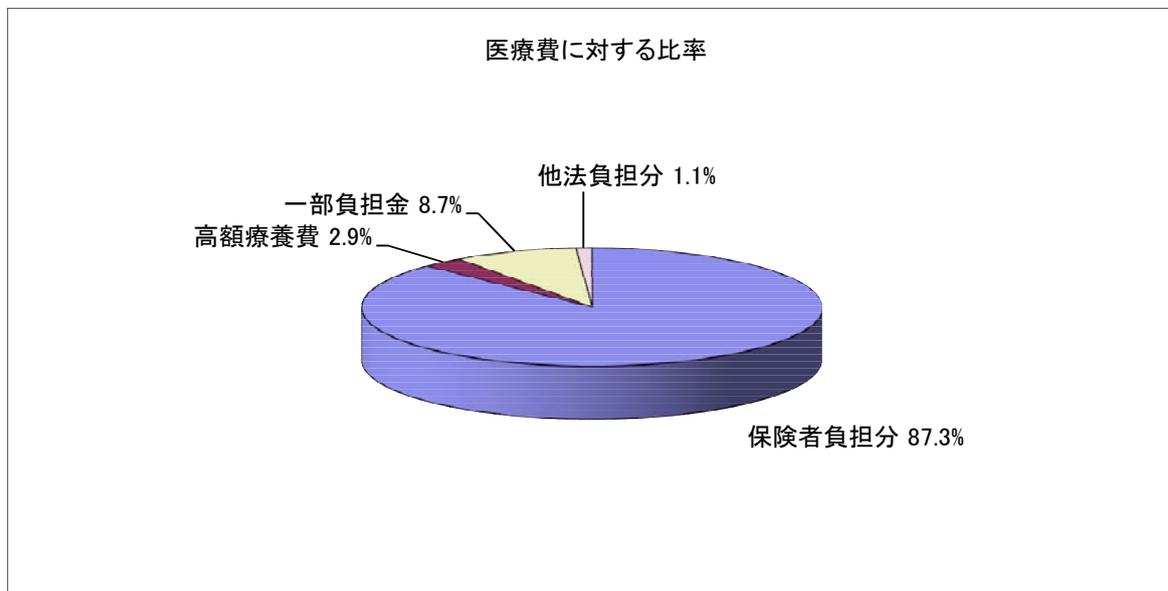


<現物給付（療養の給付費）の内訳>

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分がある。各内訳の金額は保険者負担分6,146億4,336万9,874円、高額療養費205億5,974万5,815円、一部負担金609億4,829万6,253円、他法負担分80億5,613万1,404円になる。

広域連合の保険者負担分は87.3%、高額療養費は2.9%を占め、現物給付の90.2%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
614,643,369,874円	20,559,745,815円	60,948,296,253円	8,056,131,404円



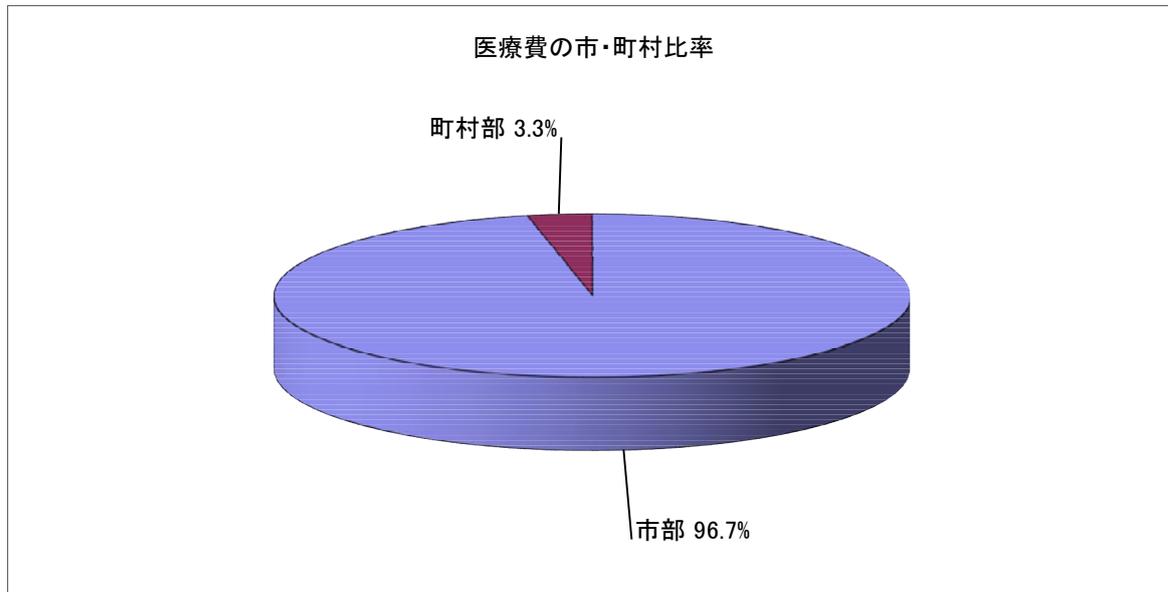
6-3-3 現金給付

<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、200億5,202万5,317円となる。

内訳は市部については、193億9,959万8,925円（全体の96.7%）、町村部については、6億5,242万6,392円（全体の3.3%）である。

県全体	市部	町村部
20,052,025,317円	19,399,598,925円	652,426,392円



1人あたり現金給付の多い市町村	1人あたり現金給付の少ない市町村
1. 川崎市 (29,201円)	1. 開成町 (12,873円)
2. 横浜市 (25,123円)	2. 山北町 (13,486円)
3. 鎌倉市 (24,772円)	3. 箱根町 (14,216円)

※全市町村の状況については、P76参照

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで横浜市、鎌倉市である。もっとも少ない市町村は開成町、次いで山北町、箱根町である。

6-4 保健事業

6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

基本的な検査項目

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- (3) 身長及び体重の検査
- (4) BMIの測定（ $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$ ）
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT及び γ -GTPの検査
- (7) 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成24年度の受診人数は190,714人となっている。

また、平成24年4月1日現在の被保険者数は、821,574人で、受診率は23.21%となっている。

受診者数の多い市町村は、横浜市33,771人、川崎市32,719人、藤沢市21,341人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市55.97%、茅ヶ崎市51.95%、綾瀬市50.75%の順である。

6-5 医療費適正化

6-5-1 過誤調整

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、資格過誤点検業務、診療報酬明細書内容点検業務をおこなってきた。

平成24年度の過誤調整の傾向

昨年度は被保険者証一斉更新のため、全体的な返戻件数は減少しているが、他制度適用の件数等が増えており、過誤調整額は増えている。

平成24年度実績

返戻件数	75,914枚	過誤調整額	3,792,568,000円
------	---------	-------	----------------

平成24年度再審査実績

申出件数	111,372件	査定件数	45,327件	査定額	1,251,554,119円
------	----------	------	---------	-----	----------------

6-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件等がある。

高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成24年度実績

求償事務処理件数	求償額
3,016件	376,259,530円

6-5-3 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回発送した。

1回目 平成24年9月18日（平成24年1月～6月診療分）

2回目 平成25年3月18日（平成24年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	(24年6月)	1回目		(24年12月)	2回目	
横須賀市	50,913	48,109	94.49%	51,737	48,770	94.27%
平塚市	25,265	23,736	93.95%	25,836	24,256	93.88%
鎌倉市	25,049	23,801	95.02%	25,400	24,139	95.04%
小田原市	22,519	21,081	93.61%	22,870	21,415	93.64%
逗子市	8,634	8,197	94.94%	8,756	8,297	94.76%
三浦市	6,932	6,555	94.56%	7,031	6,665	94.79%
秦野市	14,718	13,752	93.44%	15,020	14,042	93.49%
大和市	17,977	16,918	94.11%	18,502	17,439	94.25%
伊勢原市	8,612	8,095	94.00%	8,778	8,277	94.29%
海老名市	9,622	9,038	93.93%	9,955	9,347	93.89%
座間市	10,133	9,539	94.14%	10,440	9,836	94.21%
南足柄市	4,971	4,647	93.48%	5,059	4,707	93.04%
葉山町	4,391	4,150	94.51%	4,471	4,213	94.23%
寒川町	3,887	3,640	93.65%	3,965	3,698	93.27%
大磯町	4,250	4,016	94.49%	4,314	4,085	94.69%
二宮町	3,862	3,644	94.36%	3,962	3,722	93.94%
中井町	1,030	962	93.40%	1,042	983	94.34%
大井町	1,581	1,473	93.17%	1,615	1,507	93.31%
松田町	1,583	1,490	94.13%	1,592	1,501	94.28%
山北町	1,869	1,757	94.01%	1,871	1,761	94.12%
開成町	1,461	1,368	93.63%	1,498	1,411	94.19%
箱根町	1,773	1,689	95.26%	1,790	1,679	93.80%
真鶴町	1,347	1,276	94.73%	1,348	1,265	93.84%
湯河原町	3,997	3,735	93.45%	4,055	3,813	94.03%
愛川町	3,476	3,233	93.01%	3,584	3,315	92.49%
清川村	342	330	96.49%	345	333	96.52%
合計	240,194	226,231	94.19%	244,836	230,476	94.13%

統計

【このページは空白です】

表7-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	349,517	3,626	353,143
横 浜 市 鶴 見 区	23,099	223	23,322
横 浜 市 神 奈 川 区	21,500	169	21,669
横 浜 市 西 区	8,945	101	9,046
横 浜 市 中 区	13,293	117	13,410
横 浜 市 南 区	21,900	235	22,135
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	22,223	272	22,495
横 浜 市 磯 子 区	18,564	184	18,748
横 浜 市 金 沢 区	22,450	219	22,669
横 浜 市 港 北 区	26,899	271	27,170
横 浜 市 戸 塚 区	25,644	316	25,960
横 浜 市 港 南 区	23,425	225	23,650
横 浜 市 旭 区	29,101	322	29,423
横 浜 市 緑 区	15,264	172	15,436
横 浜 市 瀬 谷 区	13,565	128	13,693
横 浜 市 栄 区	13,616	135	13,751
横 浜 市 泉 区	15,807	216	16,023
横 浜 市 青 葉 区	22,279	183	22,462
横 浜 市 都 筑 区	11,943	138	12,081
川 崎 市	110,278	524	110,802
川 崎 市 川 崎 区	19,575	80	19,655
川 崎 市 幸 区	13,947	86	14,033
川 崎 市 中 原 区	15,984	88	16,072
川 崎 市 高 津 区	14,681	104	14,785
川 崎 市 多 摩 区	15,611	44	15,655
川 崎 市 宮 前 区	15,346	68	15,414
川 崎 市 麻 生 区	15,134	54	15,188
相 模 原 市	59,360	351	59,711
相 模 原 市 緑 区	14,105	92	14,197
相 模 原 市 中 央 区	20,426	141	20,567
相 模 原 市 南 区	24,829	118	24,947
合 計			

【平成25年3月】

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	51,904	536	52,440
平 塚 市	25,760	479	26,239
鎌 倉 市	25,563	143	25,706
藤 沢 市	39,779	326	40,105
小 田 原 市	22,922	230	23,152
茅 ヶ 崎 市	24,108	113	24,221
逗 子 市	8,844	9	8,853
三 浦 市	6,988	111	7,099
秦 野 市	15,075	209	15,284
厚 木 市	17,143	90	17,233
大 和 市	18,875	38	18,913
伊 勢 原 市	8,947	11	8,958
海 老 名 市	10,109	78	10,187
座 間 市	10,676	8	10,684
南 足 柄 市	5,096	34	5,130
綾 瀬 市	6,916	19	6,935
葉 山 町	4,500	10	4,510
寒 川 町	4,060	11	4,071
大 磯 町	4,357	17	4,374
二 宮 町	4,008	5	4,013
中 井 町	1,065	1	1,066
大 井 町	1,636	5	1,641
松 田 町	1,633	3	1,636
山 北 町	1,856	13	1,869
開 成 町	1,529	4	1,533
箱 根 町	1,781	18	1,799
真 鶴 町	1,341	25	1,366
湯 河 原 町	4,029	49	4,078
愛 川 町	3,648	3	3,651
清 川 村	350	0	350
県 合 計	853,653	7,099	860,752
割	99.18%	0.82%	100.00%

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障がいのある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成25年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	17.57%	7,775	1,366
2	山 北 町	16.68%	11,203	1,869
3	湯 河 原 町	15.59%	26,159	4,078
4	逗 子 市	15.30%	57,880	8,853
5	三 浦 市	15.22%	46,651	7,099
6	鎌 倉 市	14.80%	173,660	25,706
7	松 田 町	14.21%	11,516	1,636
8	葉 山 町	13.81%	32,646	4,510
9	二 宮 町	13.77%	29,152	4,013
10	箱 根 町	13.56%	13,270	1,799
11	大 磯 町	13.41%	32,625	4,374
12	横 須 賀 市	12.78%	410,260	52,440
13	小 田 原 市	11.80%	196,274	23,152
14	南 足 柄 市	11.73%	43,739	5,130
15	中 井 町	10.96%	9,727	1,066
16	清 川 村	10.55%	3,317	350
17	茅 ヶ 崎 市	10.24%	236,420	24,221
18	平 塚 市	10.15%	258,539	26,239
19	藤 沢 市	9.62%	417,070	40,105
20	横 浜 市	9.56%	3,693,788	353,143
21	大 井 町	9.43%	17,410	1,641
22	開 成 町	9.17%	16,722	1,533
23	秦 野 市	9.01%	169,724	15,284
24	伊 勢 原 市	8.89%	100,760	8,958
25	愛 川 町	8.87%	41,174	3,651
26	寒 川 町	8.59%	47,367	4,071
27	相 模 原 市	8.31%	718,602	59,711
28	綾 瀬 市	8.29%	83,681	6,935
29	座 間 市	8.23%	129,807	10,684
30	大 和 市	8.19%	231,040	18,913
31	海 老 名 市	7.93%	128,531	10,187
32	川 崎 市	7.69%	1,440,474	110,802
33	厚 木 市	7.68%	224,415	17,233

表7-1-3 被保険者数の推移

【平成24年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横浜 市	338,990	339,927	340,715	341,678	342,967	344,373	345,816	347,237	347,792	350,126	351,402	353,143
川崎 市	106,250	106,552	106,859	107,220	107,589	107,979	108,405	108,900	109,181	109,885	110,294	110,802
相模原 市	56,336	56,587	56,782	56,999	57,300	57,592	57,937	58,290	58,490	58,971	59,314	59,711
横須賀 市	50,735	50,837	50,913	51,056	51,200	51,342	51,501	51,688	51,737	52,042	52,231	52,440
平塚 市	25,108	25,197	25,265	25,341	25,449	25,599	25,712	25,832	25,836	25,993	26,105	26,239
鎌倉 市	25,011	25,022	25,049	25,111	25,172	25,241	25,284	25,341	25,400	25,543	25,612	25,706
藤沢 市	38,267	38,405	38,519	38,631	38,771	38,933	39,114	39,278	39,365	39,679	39,871	40,105
小田原 市	22,422	22,477	22,519	22,544	22,605	22,686	22,769	22,843	22,870	22,985	23,053	23,152
茅ヶ崎 市	23,136	23,237	23,299	23,382	23,477	23,580	23,704	23,785	23,842	23,980	24,073	24,221
逗子 市	8,598	8,619	8,634	8,661	8,687	8,719	8,735	8,756	8,756	8,792	8,816	8,853
三浦 市	6,888	6,910	6,932	6,957	6,968	6,991	7,012	7,026	7,031	7,061	7,082	7,099
秦野 市	14,640	14,687	14,718	14,745	14,824	14,893	14,928	14,991	15,020	15,109	15,192	15,284
厚木 市	16,304	16,368	16,422	16,502	16,583	16,671	16,772	16,862	16,902	17,050	17,143	17,233
大和市	17,814	17,918	17,977	18,086	18,165	18,269	18,376	18,479	18,502	18,665	18,792	18,913
伊勢原 市	8,550	8,577	8,612	8,619	8,658	8,704	8,732	8,762	8,778	8,869	8,916	8,958
海老名 市	9,507	9,570	9,622	9,688	9,749	9,814	9,871	9,939	9,955	10,059	10,117	10,187
座間 市	10,054	10,103	10,133	10,171	10,248	10,303	10,362	10,435	10,440	10,544	10,612	10,684
南足柄 市	4,963	4,968	4,971	4,987	5,007	5,027	5,036	5,033	5,059	5,089	5,107	5,130
綾瀬 市	6,466	6,499	6,515	6,551	6,584	6,635	6,700	6,730	6,734	6,818	6,876	6,935
葉山 町	4,380	4,391	4,391	4,397	4,401	4,419	4,450	4,460	4,471	4,504	4,516	4,510
寒川 町	3,869	3,885	3,887	3,908	3,918	3,941	3,953	3,973	3,965	4,006	4,041	4,071
大磯 町	4,241	4,246	4,250	4,264	4,289	4,303	4,301	4,308	4,314	4,338	4,354	4,374
二宮 町	3,834	3,847	3,862	3,877	3,886	3,909	3,933	3,952	3,962	3,989	4,005	4,013
中井 町	1,024	1,026	1,030	1,033	1,036	1,033	1,040	1,042	1,042	1,055	1,055	1,066
大井 町	1,566	1,581	1,581	1,587	1,600	1,608	1,622	1,622	1,615	1,635	1,636	1,641
松田 町	1,566	1,577	1,583	1,590	1,592	1,595	1,589	1,591	1,592	1,618	1,630	1,636
山北 町	1,864	1,860	1,869	1,876	1,883	1,883	1,881	1,880	1,871	1,873	1,861	1,869
開成 町	1,445	1,453	1,461	1,469	1,472	1,481	1,486	1,489	1,498	1,514	1,520	1,533
箱根 町	1,780	1,779	1,773	1,775	1,777	1,785	1,789	1,790	1,790	1,788	1,801	1,799
真鶴 町	1,350	1,352	1,347	1,354	1,355	1,358	1,356	1,351	1,348	1,356	1,364	1,366
湯河原 町	3,980	3,983	3,997	3,999	4,007	4,018	4,043	4,054	4,055	4,072	4,064	4,078
愛川 町	3,440	3,460	3,476	3,487	3,502	3,530	3,550	3,571	3,584	3,623	3,628	3,651
漕川 村	341	341	342	342	345	343	345	343	345	346	347	350
県合計	824,719	827,241	829,305	831,887	835,066	838,577	842,104	845,633	847,142	852,977	856,430	860,752
前月比		100.31%	100.25%	100.31%	100.38%	100.42%	100.42%	100.42%	100.18%	100.69%	100.40%	100.50%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

【平成24年度】

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成24年 4月	545	70	6,795	148	7,558	390	117	3,500	166	4,173
平成24年 5月	453	53	6,302	103	6,911	368	93	3,493	127	4,081
平成24年 6月	425	71	5,471	163	6,130	318	96	3,295	153	3,862
平成24年 7月	394	54	6,151	185	6,784	291	128	3,347	230	3,996
平成24年 8月	444	69	6,795	144	7,452	289	83	3,499	152	4,023
平成24年 9月	384	42	7,108	111	7,645	302	142	3,352	147	3,943
平成24年 10月	524	60	7,524	132	8,240	367	117	3,746	179	4,409
平成24年 11月	482	52	7,696	136	8,366	301	137	4,025	191	4,654
平成24年 12月	437	65	6,027	127	6,656	320	90	4,325	189	4,924
平成25年 1月	309	42	11,196	116	11,663	251	197	4,857	217	5,522
平成25年 2月	326	64	7,989	123	8,502	252	94	4,211	229	4,786
平成25年 3月	500	64	8,532	143	9,239	380	132	3,927	216	4,655
合 計	5,223	706	87,586	1,631	95,146	3,829	1,426	45,577	2,196	53,028

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成24年度】

		平成24年3月末	平成25年3月末	伸び率
1	綾 瀬 市	6,434	6,935	7.79%
2	海 老 名 市	9,461	10,187	7.67%
3	愛 川 町	3,418	3,651	6.82%
4	座 間 市	10,003	10,684	6.81%
5	大 和 市	17,719	18,913	6.74%
6	開 成 町	1,438	1,533	6.61%
7	相 模 原 市	56,074	59,711	6.49%
8	厚 木 市	16,201	17,233	6.37%
9	寒 川 町	3,841	4,071	5.99%
10	大 井 町	1,553	1,641	5.67%
11	藤 沢 市	38,126	40,105	5.19%
12	茅 ヶ 崎 市	23,031	24,221	5.17%
13	二 宮 町	3,818	4,013	5.11%
14	松 田 町	1,558	1,636	5.01%
15	平 塚 市	25,001	26,239	4.95%
16	伊 勢 原 市	8,538	8,958	4.92%
17	秦 野 市	14,579	15,284	4.84%
18	川 崎 市	105,802	110,802	4.73%
19	横 浜 市	337,697	353,143	4.57%
20	南 足 柄 市	4,946	5,130	3.72%
21	中 井 町	1,029	1,066	3.60%
22	横 須 賀 市	50,620	52,440	3.60%
23	小 田 原 市	22,392	23,152	3.39%
24	大 磯 町	4,232	4,374	3.36%
25	逗 子 市	8,574	8,853	3.25%
26	三 浦 市	6,876	7,099	3.24%
27	葉 山 町	4,370	4,510	3.20%
28	鎌 倉 市	24,936	25,706	3.09%
29	湯 河 原 町	3,967	4,078	2.80%
30	清 川 村	343	350	2.04%
31	真 鶴 町	1,352	1,366	1.04%
32	山 北 町	1,856	1,869	0.70%
33	箱 根 町	1,789	1,799	0.56%
	県 合 計	821,574	860,752	4.77%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成25年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	799	2,827	154,112	105,757	58,367	23,633	6,554	1,094	353,143
川 崎 市	78	446	48,343	33,403	18,496	7,509	2,186	341	110,802
相 模 原 市	46	305	28,095	17,192	9,114	3,745	1,077	137	59,711
横 須 賀 市	174	362	22,418	15,701	8,822	3,719	1,088	156	52,440
平 塚 市	98	381	11,305	7,596	4,363	1,850	561	85	26,239
鎌 倉 市	32	111	10,363	7,841	4,652	1,976	617	114	25,706
藤 沢 市	45	281	17,612	11,691	6,694	2,753	873	156	40,105
小 田 原 市	31	199	9,721	6,872	4,093	1,668	491	77	23,152
茅ヶ崎市	20	93	10,847	7,075	3,963	1,681	472	70	24,221
逗 子 市	0	9	3,565	2,764	1,599	677	213	26	8,853
三 浦 市	48	63	2,930	2,133	1,226	529	145	25	7,099
秦 野 市	75	134	6,597	4,419	2,589	1,136	292	42	15,284
厚 木 市	33	57	8,012	4,956	2,671	1,126	325	53	17,233
大 和 市	8	30	8,980	5,349	2,922	1,180	366	78	18,913
伊 勢 原 市	2	9	3,982	2,523	1,534	686	193	29	8,958
海 老 名 市	20	58	4,936	2,851	1,527	598	165	32	10,187
座 間 市	0	8	5,293	2,955	1,518	681	201	28	10,684
南 足 柄 市	6	28	2,298	1,534	796	352	105	11	5,130
綾 瀬 市	2	17	3,547	1,888	944	401	117	19	6,935
葉 山 町	2	8	1,849	1,285	844	389	112	21	4,510
寒 川 町	3	8	1,968	1,134	609	247	90	12	4,071
大 磯 町	3	14	1,817	1,287	767	352	116	18	4,374
二 宮 町	0	5	1,696	1,247	680	283	87	15	4,013
中 井 町	0	1	445	323	184	83	29	1	1,066
大 井 町	2	3	736	455	296	97	45	7	1,641
松 田 町	0	3	700	492	275	125	37	4	1,636
山 北 町	0	13	696	563	386	155	52	4	1,869
開 成 町	2	2	695	434	252	111	33	4	1,533
箱 根 町	2	16	732	542	323	129	48	7	1,799
真 鶴 町	1	24	562	387	259	98	32	3	1,366
湯 河 原 町	3	46	1,711	1,184	701	311	105	17	4,078
愛 川 町	0	3	1,689	1,084	554	250	61	10	3,651
清 川 村	0	0	141	104	76	24	5	0	350
県 合 計	1,535	5,564	378,393	255,021	142,096	58,554	16,893	2,696	860,752
割 合	0.18%	0.65%	44.41%	29.63%	16.51%	6.80%	1.96%	0.31%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成25年3月】

	現役並み所得	一 般	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	合 計
横 浜 市	44,945	186,699	52,628	68,871	353,143
川 崎 市	15,198	57,580	18,481	19,543	110,802
相 模 原 市	5,605	35,090	9,245	9,771	59,711
横 須 賀 市	3,978	31,130	7,599	9,733	52,440
平 塚 市	2,316	15,226	4,194	4,503	26,239
鎌 倉 市	4,873	12,630	3,361	4,842	25,706
藤 沢 市	5,598	21,624	5,512	7,371	40,105
小 田 原 市	2,157	13,506	3,886	3,603	23,152
茅 ヶ 崎 市	2,778	13,863	3,194	4,386	24,221
逗 子 市	1,320	4,722	1,126	1,685	8,853
三 浦 市	438	4,071	1,198	1,392	7,099
秦 野 市	1,390	8,976	2,377	2,541	15,284
厚 木 市	2,004	9,784	2,836	2,609	17,233
大 和 市	2,107	10,564	2,958	3,284	18,913
伊 勢 原 市	947	5,288	1,230	1,493	8,958
海 老 名 市	1,020	6,251	1,266	1,650	10,187
座 間 市	998	6,086	1,734	1,866	10,684
南 足 柄 市	438	3,395	647	650	5,130
綾 瀬 市	589	4,264	932	1,150	6,935
葉 山 町	658	2,453	546	853	4,510
寒 川 町	368	2,437	610	656	4,071
大 磯 町	444	2,589	562	779	4,374
二 宮 町	352	2,464	578	619	4,013
中 井 町	77	737	132	120	1,066
大 井 町	156	1,082	223	180	1,641
松 田 町	148	1,057	241	190	1,636
山 北 町	102	1,309	227	231	1,869
開 成 町	116	1,066	169	182	1,533
箱 根 町	152	901	395	351	1,799
真 鶴 町	71	800	246	249	1,366
湯 河 原 町	304	2,063	949	762	4,078
愛 川 町	295	2,248	553	555	3,651
清 川 村	29	245	52	24	350
市 計	98,699	450,749	124,404	150,943	824,795
町 村 計	3,272	21,451	5,483	5,751	35,957
県 合 計	101,971	472,200	129,887	156,694	860,752
全体に対する割合	11.85%	54.86%	15.09%	18.20%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成25年3月】

	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	(再掲)長期入院	合 計
横 浜 市	8,840	5,556	412	14,396
川 崎 市	2,574	2,159	153	4,733
相 模 原 市	1,340	946	45	2,286
横 須 賀 市	1,168	742	45	1,910
平 塚 市	1,347	895	66	2,242
鎌 倉 市	498	323	36	821
藤 沢 市	1,640	1,009	56	2,649
小 田 原 市	554	581	60	1,135
茅 ヶ 崎 市	531	341	22	872
逗 子 市	213	111	15	324
三 浦 市	652	414	12	1,066
秦 野 市	352	276	57	628
厚 木 市	573	483	12	1,056
大 和 市	1,390	858	35	2,248
伊 勢 原 市	312	184	20	496
海 老 名 市	214	110	17	324
座 間 市	237	157	22	394
南 足 柄 市	74	47	7	121
綾 瀬 市	130	97	3	227
葉 山 町	74	39	1	113
寒 川 町	133	68	8	201
大 磯 町	96	30	3	126
二 宮 町	64	30	3	94
中 井 町	8	5	1	13
大 井 町	27	16	1	43
松 田 町	15	10	2	25
山 北 町	43	22	3	65
開 成 町	17	16	2	33
箱 根 町	75	62	2	137
真 鶴 町	46	33	5	79
湯 河 原 町	65	74	10	139
愛 川 町	201	136	12	337
清 川 村	1	3	0	4
県 合 計	23,504	15,833	1,148	39,337

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-1-9 短期被保険者証発行状況 【平成24年8月】

	平成24年8月1日現在 短期被保険者証交付者数
横 浜 市	189
川 崎 市	814
相 模 原 市	64
横 須 賀 市	299
平 塚 市	123
鎌 倉 市	31
藤 沢 市	0
小 田 原 市	124
茅 ヶ 崎 市	55
逗 子 市	26
三 浦 市	4
秦 野 市	0
厚 木 市	18
大 和 市	27
伊 勢 原 市	18
海 老 名 市	4
座 間 市	24
南 足 柄 市	14
綾 瀬 市	0
葉 山 町	19
寒 川 町	19
大 磯 町	42
二 宮 町	15
中 井 町	0
大 井 町	1
松 田 町	2
山 北 町	0
開 成 町	4
箱 根 町	18
真 鶴 町	8
湯 河 原 町	38
愛 川 町	36
清 川 村	0
県 合 計	2,036

表7-2-1 賦課・軽減状況

市町村	賦課状況										軽減状況													
	旧ただし 書所得 (円)	所得割額 (円)	被保険者 数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	職課総額 (円)	軽減総額 (円)	軽減総額 (円)	対象者数 (人)	軽減率 (%)	所得に 対して 5割軽減 (円)	対象者数 (人)	軽減率 (%)	所得に 対して 8.5割軽減 (円)	対象者数 (人)	軽減率 (%)	所得に 対して 5割軽減 (円)	対象者数 (人)	軽減率 (%)	所得に 対して 5割軽減 (円)	対象者数 (人)	軽減率 (%)	
横浜 市	409,001,951,851	32,760,975,518	371,313	15,260,592,987	48,021,566,505	8,004,244,365	40,017,322,140	184,031	5,451,375,803	28,377	288,071,168	37,935	1,325,259,225	75,020	2,158,325,400	616,664,400	4,700	96,585,000	21,879	809,304,210	19,120	157,166,400	19,120	157,166,400
川崎 市	138,852,045,781	11,122,023,392	116,838	4,801,924,962	15,923,948,354	3,273,264,728	12,650,683,626	60,586	1,755,352,571	9,128	103,091,471	13,170	460,093,950	22,524	648,015,480	185,147,280	1,779	36,538,450	7,212	266,771,880	6,773	55,674,060	6,773	55,674,060
相模原 市	56,444,532,905	4,521,193,439	62,701	2,576,948,399	7,098,141,838	957,760,354	6,140,381,484	32,455	922,303,638	4,983	58,823,948	6,722	234,833,070	11,039	317,592,030	90,740,580	1,103	22,666,650	4,480	165,715,200	4,128	33,932,160	4,128	33,932,160
横浜 市	41,118,813,114	3,293,604,823	55,287	2,272,240,413	5,565,845,236	332,157,678	5,233,687,558	27,671	801,971,708	4,132	46,085,168	5,400	188,649,000	11,010	316,757,700	90,502,200	739	15,186,450	3,207	118,626,930	3,183	26,164,260	3,183	26,164,260
平塚 市	22,521,033,444	1,803,929,066	27,521	1,131,085,579	2,935,014,645	323,720,645	2,611,294,000	14,792	422,611,534	2,256	25,692,394	2,908	101,590,980	5,202	149,661,540	42,760,440	507	10,418,850	2,095	77,494,050	1,824	14,993,280	1,824	14,993,280
鎌倉 市	35,867,558,438	2,872,985,203	27,077	1,112,837,623	3,985,822,826	674,706,316	3,311,116,510	12,116	366,908,748	1,577	17,719,038	2,380	83,145,300	5,516	158,695,320	45,341,520	243	4,993,650	1,296	47,939,040	1,104	9,074,880	1,104	9,074,880
藤沢 市	51,606,709,668	4,133,087,996	42,008	1,726,486,792	5,860,174,788	1,213,046,789	4,647,127,999	20,200	590,790,536	2,959	33,626,606	3,878	135,477,930	8,079	232,432,830	66,409,380	516	10,603,800	2,539	93,917,610	2,229	18,322,380	2,229	18,322,380
小田原 市	19,962,242,209	1,598,970,463	24,400	1,002,815,600	2,601,786,063	288,044,273	2,313,741,790	13,383	379,679,278	2,173	24,883,528	2,846	99,425,010	4,173	120,087,210	34,302,060	454	9,329,700	2,119	78,381,810	1,618	13,299,960	1,618	13,299,960
茅ヶ崎 市	26,154,146,319	2,094,941,544	25,464	1,046,544,936	3,141,486,480	485,760,289	2,655,726,191	12,331	364,018,094	1,688	19,608,314	2,270	79,302,450	5,087	146,352,990	41,815,140	309	6,349,950	1,603	59,294,970	1,374	11,294,280	1,374	11,294,280
逗子 市	10,544,713,622	844,629,357	9,323	383,165,977	1,227,795,334	155,036,435	1,072,758,899	4,276	127,328,934	602	6,455,889	835	29,170,725	1,930	55,526,100	15,864,600	80	1,644,000	412	15,239,880	417	3,427,740	417	3,427,740
三浦 市	4,674,168,534	374,399,486	7,546	310,133,054	684,532,540	48,754,428	635,778,112	4,726	134,592,683	751	8,401,298	1,005	35,109,675	1,701	48,937,770	13,982,220	122	2,507,100	564	20,862,360	583	4,792,260	583	4,792,260
秦野 市	12,847,422,490	1,029,075,115	16,057	659,926,643	1,689,001,738	166,834,837	1,522,166,921	8,719	249,341,105	1,351	15,595,130	1,731	60,472,485	2,942	84,641,340	24,183,240	229	4,705,950	1,372	50,750,280	1,094	8,992,680	1,094	8,992,680
厚木 市	18,916,407,587	1,515,200,280	18,112	744,385,088	2,259,585,368	369,974,707	1,889,610,661	9,376	266,175,161	1,469	16,796,801	2,012	70,289,220	3,082	88,669,140	25,334,040	272	5,589,600	1,342	49,640,580	1,199	9,855,780	1,199	9,855,780
大和市	20,121,008,294	1,611,688,360	19,835	815,198,665	2,426,887,025	375,642,445	2,051,244,580	10,004	288,596,064	1,470	16,830,534	2,088	72,944,280	3,673	105,672,210	30,192,060	252	5,178,600	1,288	47,643,120	1,233	10,135,260	1,233	10,135,260
伊勢原 市	8,505,300,880	681,272,578	9,439	387,933,461	1,069,206,039	122,416,321	946,789,718	4,865	139,585,976	746	8,335,181	967	33,782,145	1,663	47,844,510	13,669,860	157	3,226,350	757	28,001,430	575	4,726,500	575	4,726,500
海老名 市	10,230,524,456	819,462,430	10,699	439,718,201	1,259,180,631	164,912,533	1,094,268,098	4,968	143,321,714	725	8,209,574	938	32,769,030	1,800	51,786,000	14,796,000	147	3,020,850	750	27,742,500	608	4,997,760	608	4,997,760
鹿間 市	10,119,915,201	810,602,739	11,256	462,610,344	1,273,213,083	170,549,103	1,102,663,980	5,924	171,933,105	867	9,906,650	1,305	45,590,175	2,188	62,948,760	17,985,360	124	2,548,200	734	27,150,660	706	5,803,320	706	5,803,320
南足柄 市	4,000,477,156	320,437,077	5,378	221,030,422	541,467,499	34,754,886	506,712,613	2,656	75,161,517	423	4,734,612	505	17,642,175	769	22,124,130	6,321,180	105	2,157,750	527	19,493,730	327	2,687,940	327	2,687,940
綾瀬 市	7,085,824,274	567,572,846	7,254	298,132,146	865,704,992	142,698,223	723,006,769	3,611	104,207,905	520	6,110,425	706	24,664,110	1,344	38,666,880	11,047,680	105	2,157,750	482	17,829,180	454	3,731,880	454	3,731,880
葉山 町	5,795,402,154	464,210,608	4,748	195,138,052	659,348,660	118,436,131	540,912,529	2,147	64,723,893	289	3,275,283	400	13,974,000	914	26,295,780	7,513,080	41	842,550	302	11,170,980	201	1,652,220	201	1,652,220
寒川 町	3,822,577,129	306,187,499	4,279	175,862,621	482,050,120	67,567,778	414,482,342	2,252	63,569,233	330	3,797,503	470	16,419,450	749	21,548,730	6,156,780	77	1,582,350	310	11,466,900	316	2,597,520	316	2,597,520
大磯 町	4,404,818,116	352,824,949	4,610	189,466,390	542,291,339	79,838,061	462,453,278	2,344	69,551,004	314	3,521,799	427	14,917,245	949	27,302,730	7,800,780	62	1,274,100	343	12,687,570	249	2,046,780	249	2,046,780
二宮 町	3,945,435,871	316,028,488	4,203	172,739,097	488,767,585	67,955,720	420,811,865	1,986	57,340,357	302	3,421,267	382	13,345,170	725	20,858,250	5,959,500	66	1,356,300	285	10,542,150	226	1,857,720	226	1,857,720
中井 町	693,601,482	55,557,257	1,121	46,071,979	101,629,236	5,933,033	95,696,203	671	18,172,598	115	1,455,173	117	4,087,995	155	4,459,350	1,274,100	34	698,700	144	5,326,560	106	871,320	106	871,320
大井 町	1,289,332,911	103,275,213	1,718	70,608,082	173,883,295	15,966,826	157,916,469	924	25,114,003	169	2,056,903	180	6,288,300	225	6,473,250	1,849,500	41	842,550	176	6,510,240	133	1,093,260	133	1,093,260
松田 町	1,192,694,046	95,534,426	1,727	70,977,973	166,512,399	7,291,172	159,221,227	910	25,439,436	141	1,700,076	192	6,707,520	254	3,307,500	2,087,880	26	534,300	162	5,992,380	135	1,109,700	135	1,109,700
山北 町	1,144,901,877	91,706,240	1,977	81,252,723	172,958,963	5,067,375	167,891,588	1,028	28,854,657	176	2,080,062	191	6,672,585	290	8,343,300	2,383,800	37	760,350	204	7,545,960	130	1,068,600	130	1,068,600
開成 町	1,126,958,837	90,212,967	1,586	65,183,014	155,295,981	5,214,614	150,081,367	714	19,516,625	121	1,379,195	108	3,772,980	208	5,984,160	1,709,760	25	513,750	142	5,252,580	110	904,200	110	904,200
箱根 町	1,837,429,905	147,177,666	1,923	79,033,377	226,211,143	55,579,989	170,631,154	1,331	36,816,204	225	2,477,154	336	11,738,160	385	11,076,450	3,164,700	41	842,550	163	6,029,370	181	1,487,820	181	1,487,820
真鶴 町	725,646,848	58,124,068	1,462	60,086,738	118,210,806	3,552,117	114,658,689	964	28,630,459	130	1,642,144	217	7,580,895	317	9,120,090	2,605,740	38	780,900	165	6,103,350	97	797,340	97	797,340
湯河原 町	2,932,833,062	234,919,324	4,352	178,862,848	413,782,172	56,336,286	357,445,886	3,017	86,148,232	475	5,234,662	740	25,881,900	931	26,784,870	7,652,820	112	3,301,600	420	15,535,800	339	2,786,580	339	2,786,580
愛川 町	2,596,522,815	207,980,736	3,832	157,491,368	365,472,104	33,418,348	332,053,756	2,259	62,827,731	378	4,233,516	459	16,035,165	618	17,779,860	5,079,960	84	1,726,200	419	15,498,810	301	2,474,220	301	2,474,220
清川 村	219,816,629	17,607,224	367	15,083,333	32,690,557	440,726	32,249,831	231	6,133,850	40	474,380	44	1,537,140	41	1,179,570	337,020	17	349,350	53	1,960,470	36	295,920	36	295,920
県合計	940,302,067,629	75,317,996,477	905,413	37,211,568,887	112,529,565,364	17,826,877,531	94,702,687,833	457,468	13,348,094,356	66,402	753,726,826	93,864												

表7-2-2 保険料に係る減免状況

【平成25年8月時点】

	申請 件数	決定 件数			却下 件数	減免額 (円)	災害による減免(再掲) (東日本大震災分)	
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免			決定 件数	減免額 (円)
横浜市	153	147	1	2	3	4,153,370	122	2,594,870
川崎市	53	49	1	1	2	1,157,770	33	428,520
相模原市	13	13	0	0	0	207,410	13	207,410
横須賀市	10	10	0	0	0	325,910	7	294,440
平塚市	5	5	0	0	0	189,880	5	189,880
鎌倉市	5	5	0	0	0	129,440	5	129,440
藤沢市	19	19	0	0	0	505,430	16	378,810
小田原市	13	13	0	0	0	529,670	10	495,690
茅ヶ崎市	2	2	0	0	0	4,100	2	4,100
逗子市	1	1	0	0	0	23,880	1	23,880
三浦市	2	1	0	0	1	2,050	1	2,050
秦野市	6	6	0	0	0	102,430	4	83,190
厚木市	6	6	0	0	0	111,860	6	111,860
大和市	6	5	0	1	0	265,730	5	197,340
伊勢原市	2	1	1	0	0	206,110	1	166,600
海老名市	4	4	0	0	0	47,230	4	47,230
座間市	5	5	0	0	0	133,250	5	133,250
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	4	4	0	0	0	198,740	4	198,740
寒川町	3	3	0	0	0	52,100	3	52,100
大磯町	2	2	0	0	0	4,100	0	0
二宮町	1	1	0	0	0	20,540	1	20,540
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	2	2	0	0	0	59,290	2	59,290
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	1	1	0	0	0	510	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	318	305	3	4	6	8,430,800	250	5,819,230

※平成25年8月、平成24年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表7-2-3 所得階層別被保険者状況

【平成24年10月時点】

	被保険者数(人)	割合
所得なし	457,652	55.70%
1 ～ 50万円未満	51,201	6.23%
50 ～ 100万円未満	57,838	7.04%
100 ～ 150万円未満	81,470	9.92%
150 ～ 200万円未満	76,776	9.34%
200 ～ 300万円未満	47,152	5.74%
300 ～ 400万円未満	17,809	2.17%
400 ～ 500万円未満	8,312	1.01%
500 ～ 600万円未満	4,761	0.58%
600 ～ 700万円未満	3,277	0.40%
700 ～ 800万円未満	2,275	0.28%
800 ～ 900万円未満	1,770	0.22%
900 ～1,000万円未満	1,385	0.17%
1,000万円以上	9,934	1.21%
合計	821,612	100.00%

※「平成24年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成24年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成25年7月】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額	収納率	全 体		不納 欠損額	収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額			調定額	収納額		
横浜市	18,442,156,540	18,442,156,540	13,661,918,460	13,416,468,879	32,104,075,000	31,858,625,419	0	99.23%	422,656,925	139,544,949	122,512,280	33.01%
川崎市	5,098,623,910	5,098,623,910	5,009,858,250	4,926,052,880	10,108,482,160	10,024,676,790	0	99.17%	124,835,030	47,406,880	52,063,525	37.97%
相模原市	2,796,470,270	2,796,470,270	2,005,487,250	1,951,175,180	4,801,957,520	4,747,645,450	0	98.86%	61,519,580	17,093,756	33,164,340	27.78%
横須賀市	2,363,089,060	2,363,089,060	1,764,491,590	1,732,366,633	4,127,580,650	4,095,455,693	0	99.22%	44,645,150	19,765,133	19,916,790	44.27%
平塚市	1,169,563,140	1,169,563,140	863,991,870	847,114,750	2,033,555,010	2,016,677,890	0	99.17%	18,544,060	6,417,880	6,705,990	34.60%
鎌倉市	1,419,459,520	1,419,459,520	1,324,925,340	1,303,850,365	2,744,384,860	2,723,309,885	0	99.23%	26,588,150	11,575,620	8,292,405	43.53%
藤沢市	1,859,979,190	1,859,979,190	1,916,269,610	1,887,385,940	3,776,248,800	3,747,365,130	0	99.23%	52,622,720	23,129,136	13,698,440	43.95%
小田原市	1,085,178,990	1,085,178,990	715,256,440	698,352,533	1,800,435,430	1,783,531,523	0	99.06%	19,752,377	7,262,197	8,638,920	36.76%
茅ヶ崎市	1,211,368,870	1,211,368,870	911,446,900	895,441,400	2,122,815,770	2,106,810,270	0	99.24%	20,176,160	9,726,120	5,104,690	48.20%
逗子市	505,471,210	505,471,210	375,919,300	368,602,560	881,390,510	874,073,770	0	99.16%	10,450,240	3,309,050	3,165,400	31.66%
三浦市	277,034,660	277,034,660	188,079,550	183,786,680	465,114,210	460,821,340	0	99.07%	10,291,980	4,121,420	1,028,170	40.04%
秦野市	487,733,020	487,733,020	689,000,230	680,372,600	1,176,733,250	1,168,105,620	60,990	99.26%	13,413,945	6,792,305	2,256,870	50.63%
厚木市	827,270,160	827,270,160	665,726,880	653,108,270	1,492,997,040	1,480,378,430	0	99.15%	13,112,040	6,658,960	3,597,000	50.78%
大和市	859,014,230	859,014,230	770,831,910	755,174,625	1,629,846,140	1,614,188,855	0	99.03%	16,099,010	5,040,100	9,401,090	31.30%
伊勢原市	429,534,950	429,534,950	312,006,340	307,829,790	741,541,290	737,364,740	0	99.43%	6,488,890	3,908,840	2,203,130	60.23%
海老名市	493,709,000	493,709,000	376,419,960	369,566,250	870,128,960	863,275,250	0	99.21%	6,636,440	2,486,090	3,182,200	37.46%
座間市	522,489,035	522,489,035	333,458,765	325,821,815	855,947,800	848,310,850	0	99.10%	10,272,330	4,012,590	4,289,620	39.06%
南足柄市	188,432,690	188,432,690	216,558,330	214,148,070	404,991,020	402,580,760	0	99.40%	2,456,570	1,272,150	556,160	51.78%
綾瀬市	263,586,070	263,586,070	303,522,030	301,778,410	567,108,100	565,364,480	0	99.69%	1,747,290	1,111,320	462,970	63.60%
葉山町	179,621,100	179,621,100	264,015,130	259,175,130	443,636,230	438,796,230	0	98.90%	2,801,950	1,618,710	1,106,630	57.77%
寒川町	138,716,670	138,716,670	184,555,300	183,071,150	323,271,970	321,787,820	0	99.54%	1,981,510	706,230	210,360	35.64%
大磯町	203,355,590	203,355,590	159,759,510	156,485,280	363,115,100	359,840,870	0	99.09%	5,227,652	1,271,490	1,399,710	24.32%
二宮町	201,952,110	201,952,110	136,387,230	134,485,970	338,339,340	336,438,080	0	99.43%	3,688,772	1,374,242	982,620	37.25%
中井町	41,014,570	41,014,570	31,009,380	31,009,380	72,023,950	72,023,950	0	100.00%	0	0	0	—
大井町	71,681,470	71,681,470	52,473,060	52,378,370	124,154,530	124,059,840	0	99.92%	1,185,990	298,730	65,850	25.18%
松田町	75,910,530	75,910,530	47,853,860	47,264,570	123,764,390	123,175,100	0	99.52%	559,120	375,720	3,890	67.19%
山北町	84,508,920	84,508,920	45,928,120	45,331,532	130,437,040	129,840,452	0	99.54%	1,791,130	717,120	187,490	40.03%
開成町	80,749,980	80,749,980	41,525,250	40,953,530	122,275,230	121,703,510	0	99.53%	838,400	705,450	39,360	84.14%
箱根町	66,738,160	66,738,160	57,599,450	55,631,510	124,337,610	122,369,670	0	98.41%	6,134,446	4,340,816	818,090	70.76%
真鶴町	55,524,160	55,524,160	23,660,260	22,685,720	79,184,420	78,209,880	0	98.76%	1,645,740	531,460	789,650	32.29%
湯河原町	145,601,360	145,601,360	105,560,890	102,264,103	251,162,250	247,865,463	0	98.68%	7,399,993	1,673,741	435,500	22.61%
愛川町	145,246,660	145,246,660	102,647,420	101,217,980	247,894,080	246,464,640	0	99.42%	3,830,630	1,237,141	915,900	32.29%
清川村	10,302,260	10,302,260	14,129,390	13,960,420	24,431,650	24,262,680	0	99.30%	193,810	50,530	0	26.07%
政令市計	26,337,250,720	26,337,250,720	20,677,263,960	20,293,696,939	47,014,514,680	46,630,947,659	0	99.18%	609,011,535	204,045,585	207,740,145	33.50%
市計	13,962,913,795	13,962,913,795	11,727,905,045	11,524,700,691	25,690,818,840	25,487,614,486	60,990	99.20%	273,297,352	116,588,911	92,499,845	42.66%
町村計	1,500,923,540	1,500,923,540	1,267,104,250	1,245,914,645	2,768,027,790	2,746,838,185	0	99.23%	37,279,143	14,901,380	6,955,050	39.97%
県合計	41,801,088,055	41,801,088,055	33,672,273,255	33,064,312,275	75,473,361,310	74,865,400,330	60,990	99.19%	919,588,030	335,535,876	307,195,040	36.48%

※ 集計条件 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計
普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計
調査時点で把握できる収納額の締め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと
一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり
全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付+現金給付)

	【平成24年度】										【平成24年度】									
	対前年度比					費用額の内訳					費用額に対する比率					【前年度】				
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)			
横浜 市	344,060	298,357,397,911	867,166	104.6%	104.8%	100.2%	263,797,306,909	8,618,025,090	22,652,442,508	3,289,623,404	88.4%	2.9%	7.6%	1.1%	328,950	284,658,594,573	865,355			
川崎 市	107,910	100,240,106,731	928,923	104.6%	105.1%	100.5%	88,362,981,021	3,068,347,928	7,765,272,689	1,043,505,093	88.2%	3.1%	7.7%	1.0%	103,190	95,375,672,300	924,272			
相模原 市	57,556	47,858,303,209	831,508	106.3%	107.4%	101.0%	42,396,664,121	1,325,955,047	3,630,356,265	505,327,776	88.6%	2.8%	7.6%	1.1%	54,154	44,575,452,709	823,123			
横須賀 市	51,325	42,463,124,835	827,338	103.5%	104.6%	101.1%	37,872,282,462	1,051,923,017	3,064,532,341	474,387,015	89.2%	2.5%	7.2%	1.1%	49,590	40,598,233,768	818,677			
平塚 市	25,537	21,092,006,224	825,939	104.8%	102.5%	97.8%	18,744,777,442	624,041,460	1,402,864,645	320,322,677	88.9%	3.0%	6.7%	1.5%	24,377	20,580,331,549	844,252			
鎌倉 市	25,227	21,243,676,592	842,100	103.1%	102.9%	99.7%	18,563,869,723	634,203,095	1,754,319,908	291,283,866	87.4%	3.0%	8.3%	1.4%	24,462	20,654,168,382	844,336			
藤沢 市	38,915	32,896,020,908	845,330	105.0%	105.5%	100.5%	28,988,285,390	924,187,302	2,392,371,441	591,176,775	88.1%	2.8%	7.3%	1.8%	37,064	31,175,308,592	841,120			
小田原 市	22,680	19,621,230,883	865,133	103.2%	103.1%	99.9%	17,363,757,829	541,296,167	1,484,095,803	232,081,084	88.5%	2.8%	7.6%	1.2%	21,969	19,027,125,729	866,089			
茅ヶ崎 市	23,544	19,346,166,352	821,702	105.1%	106.2%	101.1%	17,087,358,563	578,435,093	1,453,688,922	226,683,774	88.3%	3.0%	7.5%	1.2%	22,407	18,208,587,218	812,629			
逗子 市	8,696	7,305,956,708	840,151	103.3%	106.7%	103.2%	6,417,159,745	220,945,686	591,294,520	76,556,757	87.8%	3.0%	8.1%	1.0%	8,418	6,849,939,468	813,725			
三浦 市	6,978	5,712,842,199	818,693	102.8%	104.7%	101.9%	5,098,968,515	147,120,970	406,220,671	60,532,043	89.3%	2.6%	7.1%	1.1%	6,791	5,457,885,945	803,693			
秦野 市	14,861	12,121,552,788	815,661	104.7%	104.3%	99.7%	10,764,619,878	332,346,340	887,632,754	136,953,816	88.8%	2.7%	7.3%	1.1%	14,198	11,617,169,151	818,225			
厚木 市	16,648	13,452,717,576	808,068	105.9%	105.8%	99.9%	11,886,046,684	373,592,160	1,059,896,884	133,181,848	88.4%	2.8%	7.9%	1.0%	15,723	12,718,929,558	808,937			
大和市	18,230	14,771,597,608	810,290	106.8%	107.3%	100.4%	13,048,749,038	422,732,649	1,163,167,292	136,948,629	88.3%	2.9%	7.9%	0.9%	17,071	13,772,545,322	806,780			
伊勢原 市	8,693	7,313,708,734	841,333	105.4%	103.2%	98.0%	6,461,499,170	232,803,473	544,487,136	74,918,955	88.3%	3.2%	7.4%	1.0%	8,251	7,084,285,355	858,597			
海老名 市	9,779	7,497,034,174	766,646	107.6%	106.1%	98.6%	6,644,135,833	193,560,137	562,750,328	96,587,876	88.6%	2.6%	7.5%	1.3%	9,089	7,067,681,926	777,608			
座間 市	10,284	8,474,000,261	823,998	107.0%	109.4%	102.2%	7,514,273,080	236,760,774	638,050,123	84,916,284	88.7%	2.8%	7.5%	1.0%	9,608	7,748,556,664	806,469			
南足柄 市	5,016	3,998,168,925	797,083	104.7%	105.7%	101.0%	3,541,291,149	103,452,745	311,363,364	42,061,667	88.6%	2.6%	7.8%	1.1%	4,790	3,781,253,560	789,405			
綾瀬 市	6,629	5,071,082,857	764,984	108.1%	106.1%	98.2%	4,499,101,797	132,291,626	393,054,031	46,635,403	88.7%	2.6%	7.8%	0.9%	6,134	4,780,762,336	779,387			
葉山 町	4,429	3,490,265,965	788,048	103.3%	103.5%	100.2%	3,064,995,733	109,001,005	284,044,888	32,224,339	87.8%	3.1%	8.1%	0.9%	4,287	3,372,162,435	786,601			
寒川 町	3,932	3,299,387,206	839,111	106.2%	108.8%	102.5%	2,929,672,252	90,122,677	238,269,070	41,323,107	88.8%	2.7%	7.2%	1.3%	3,704	3,032,351,222	818,669			
大磯 町	4,287	3,574,511,886	833,802	103.7%	104.4%	100.8%	3,163,483,918	112,379,551	236,334,477	62,313,940	88.5%	3.1%	6.6%	1.7%	4,136	3,422,711,370	827,541			
二宮 町	3,906	3,232,552,687	827,586	104.9%	104.2%	99.4%	2,875,190,846	89,315,580	237,384,958	30,661,303	88.9%	2.8%	7.3%	0.9%	3,724	3,101,291,349	832,785			
中井 町	1,037	816,212,917	787,090	102.7%	104.3%	101.5%	721,696,385	25,808,851	61,395,137	7,312,544	88.4%	3.2%	7.5%	0.9%	1,010	782,901,023	775,149			
大井 町	1,601	1,245,210,255	777,770	106.2%	116.7%	109.8%	1,096,400,824	29,901,043	107,048,283	11,860,105	88.0%	2.4%	8.6%	1.0%	1,507	1,067,458,495	708,333			
松田 町	1,590	1,310,520,970	824,227	104.5%	106.7%	102.1%	1,157,029,883	34,859,031	103,152,144	15,479,912	88.3%	2.7%	7.9%	1.2%	1,522	1,228,309,687	807,036			
山北 町	1,871	1,538,947,017	822,526	101.3%	96.4%	95.2%	1,368,742,427	29,463,808	127,538,313	13,202,469	88.9%	1.9%	8.3%	0.9%	1,847	1,595,927,185	864,064			
開成 町	1,477	1,233,037,396	834,825	106.3%	107.0%	100.7%	1,094,982,689	28,290,732	96,336,665	13,427,310	88.8%	2.3%	7.8%	1.1%	1,390	1,152,851,759	829,389			
箱根 町	1,785	1,573,565,555	881,549	101.2%	103.5%	102.2%	1,392,694,483	43,832,177	121,272,822	15,766,073	88.5%	2.8%	7.7%	1.0%	1,764	1,520,980,684	862,233			
真鶴 町	1,354	1,222,732,318	903,051	101.0%	106.5%	105.4%	1,090,847,168	33,820,462	85,167,931	12,896,757	89.2%	2.8%	7.0%	1.1%	1,340	1,147,830,802	856,590			
湯河原 町	4,020	3,384,080,349	841,811	102.9%	103.8%	100.9%	3,014,096,497	89,175,656	247,112,077	33,696,119	89.1%	2.6%	7.3%	1.0%	3,905	3,259,061,769	834,586			
愛川 町	3,522	2,750,828,930	781,041	105.4%	109.8%	104.2%	2,438,088,477	77,041,271	200,276,498	35,422,684	88.6%	2.8%	7.3%	1.3%	3,341	2,504,274,793	749,558			
清川 村	344	261,889,425	761,306	100.0%	93.5%	93.5%	234,257,100	4,801,272	18,002,772	4,828,281	89.4%	1.8%	6.9%	1.8%	344	280,193,947	814,517			
川崎市	837,721	717,770,438,351	856,813	104.7%	105.1%	100.3%	634,695,307,131	20,559,833,875	54,321,197,660	8,194,099,685	88.4%	2.9%	7.6%	1.1%	800,057	683,200,790,625	855,940			
市計	802,567	688,836,695,475	858,291	104.7%	105.0%	100.3%	609,053,128,349	19,762,020,759	52,157,861,625	7,863,684,742	88.4%	2.9%	7.6%	1.1%	766,236	655,732,484,105	855,783			
町計	35,155	28,933,742,876	823,033	103.9%	105.3%	101.3%	25,642,178,782	797,813,116	2,163,336,035	330,414,943	88.6%	2.8%	7.5%	1.1%	33,821	27,468,306,520	812,167			

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものと、なお、被保険者数の年度平均は、各月の被保険者数の和を12で除して算出。

表7-3-2 医療費総合計(現物給付+現金給付)

【平成24年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	11,954,509	263,797,306,909	8,618,025,090	22,652,442,508	3,289,623,404	298,357,397,911
川崎市	3,706,251	88,362,981,021	3,068,347,928	7,765,272,689	1,043,505,093	100,240,106,731
相模原市	1,757,873	42,396,664,121	1,325,955,047	3,630,356,265	505,327,776	47,858,303,209
横須賀市	1,771,528	37,872,282,462	1,051,923,017	3,064,532,341	474,387,015	42,463,124,835
平塚市	768,612	18,744,777,442	624,041,460	1,402,864,645	320,322,677	21,092,006,224
鎌倉市	802,729	18,563,869,723	634,203,095	1,754,319,908	291,283,866	21,243,676,592
藤沢市	1,351,257	28,988,285,390	924,187,302	2,392,371,441	591,176,775	32,896,020,908
小田原市	709,683	17,363,757,829	541,296,167	1,484,095,803	232,081,084	19,621,230,883
茅ヶ崎市	753,059	17,087,358,563	578,435,093	1,453,688,922	226,683,774	19,346,166,352
逗子市	298,265	6,417,159,745	220,945,686	591,294,520	76,556,757	7,305,956,708
三浦市	214,825	5,098,968,515	147,120,970	406,220,671	60,532,043	5,712,842,199
秦野市	440,616	10,764,619,878	332,346,340	887,632,754	136,953,816	12,121,552,788
厚木市	492,522	11,886,046,684	373,592,160	1,059,896,884	133,181,848	13,452,717,576
大和市	588,513	13,048,749,038	422,732,649	1,163,167,292	136,948,629	14,771,597,608
伊勢原市	248,513	6,461,499,170	232,803,473	544,487,136	74,918,955	7,313,708,734
海老名市	254,503	6,644,135,833	193,560,137	562,750,328	96,587,876	7,497,034,174
座間市	314,306	7,514,273,080	236,760,774	638,050,123	84,916,284	8,474,000,261
南足柄市	153,242	3,541,291,149	103,452,745	311,363,364	42,061,667	3,998,168,925
綾瀬市	177,040	4,499,101,797	132,291,626	393,054,031	46,635,403	5,071,082,857
葉山町	139,573	3,064,995,733	109,001,005	284,044,888	32,224,339	3,490,265,965
寒川町	106,996	2,929,672,352	90,122,677	238,269,070	41,323,107	3,299,387,206
大磯町	130,765	3,163,483,918	112,379,551	236,334,477	62,313,940	3,574,511,886
二宮町	124,513	2,875,190,846	89,315,580	237,384,958	30,661,303	3,232,552,687
中井町	28,806	721,696,385	25,808,851	61,395,137	7,312,544	816,212,917
大井町	46,448	1,096,400,824	29,901,043	107,048,283	11,860,105	1,245,210,255
松田町	45,023	1,157,029,883	34,859,031	103,152,144	15,479,912	1,310,520,970
山北町	55,130	1,368,742,427	29,463,808	127,538,313	13,202,469	1,538,947,017
開成町	46,819	1,094,982,689	28,290,732	96,336,665	13,427,310	1,233,037,396
箱根町	51,682	1,392,694,483	43,832,177	121,272,822	15,766,073	1,573,565,555
真鶴町	36,652	1,090,847,168	33,820,462	85,167,931	12,896,757	1,222,732,318
湯河原町	118,584	3,014,096,497	89,175,656	247,112,077	33,696,119	3,384,080,349
愛川町	101,016	2,438,088,477	77,041,271	200,276,498	35,422,684	2,750,828,930
清川村	8,498	234,257,100	4,801,272	18,002,772	4,828,281	261,889,425
県合計	27,798,350	634,695,307,131	20,559,833,875	54,321,197,660	8,194,099,685	717,770,438,351
市計	26,757,846	609,053,128,349	19,762,020,759	52,157,861,625	7,863,684,742	688,836,695,475
町村計	1,040,504	25,642,178,782	797,813,116	2,163,336,035	330,414,943	28,933,742,876

表7-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成24年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,489,555	27,750,998,549	10,671,150	244,664,333,450	12,160,705	272,415,331,999
川崎市	505,674	10,465,974,136	3,272,906	80,965,354,813	3,778,580	91,431,328,949
相模原市	165,625	3,325,845,039	1,630,418	40,396,774,129	1,796,043	43,722,619,168
横須賀市	133,947	2,316,623,131	1,665,659	36,607,582,348	1,799,606	38,924,205,479
平塚市	70,824	1,435,705,808	713,897	17,933,113,094	784,721	19,368,818,902
鎌倉市	151,226	2,824,050,125	667,475	16,374,022,693	818,701	19,198,072,818
藤沢市	189,809	3,402,740,359	1,185,720	26,509,732,333	1,375,528	29,912,472,692
小田原市	68,302	1,421,472,331	657,330	16,483,581,665	725,633	17,905,053,996
茅ヶ崎市	86,132	1,710,926,363	680,961	15,954,867,293	767,093	17,665,793,656
逗子市	43,675	836,719,956	259,964	5,801,385,475	303,640	6,638,105,431
三浦市	14,309	272,469,938	204,803	4,973,619,547	219,112	5,246,089,485
秦野市	39,565	730,173,034	411,588	10,366,793,184	451,154	11,096,966,218
厚木市	56,911	1,152,131,023	446,323	11,107,507,821	503,235	12,259,638,844
大和市	68,033	1,232,996,833	531,662	12,238,484,854	599,696	13,471,481,687
伊勢原市	26,395	620,800,426	227,758	6,073,502,217	254,154	6,694,302,643
海老名市	25,756	537,083,326	235,077	6,300,612,644	260,833	6,837,695,970
座間市	29,409	596,235,980	291,701	7,154,797,874	321,111	7,751,033,854
南足柄市	13,095	256,609,964	143,529	3,388,133,930	156,624	3,644,743,894
綾瀬市	16,202	340,500,115	165,208	4,290,893,308	181,410	4,631,393,423
葉山町	20,548	397,070,505	121,489	2,776,926,233	142,037	3,173,996,738
寒川町	10,053	210,765,534	99,714	2,809,029,495	109,766	3,019,795,029
大磯町	14,323	300,881,637	119,085	2,974,981,832	133,409	3,275,863,469
二宮町	11,096	207,305,201	115,730	2,757,201,225	126,826	2,964,506,426
中井町	2,033	66,021,182	27,466	681,484,054	29,499	747,505,236
大井町	4,944	81,115,693	42,575	1,045,186,174	47,520	1,126,301,867
松田町	4,513	88,253,429	41,681	1,103,635,485	46,193	1,191,888,914
山北町	3,289	56,497,226	53,334	1,341,709,009	56,622	1,398,206,235
開成町	3,444	60,321,539	44,371	1,062,951,882	47,814	1,123,273,421
箱根町	4,891	104,180,525	48,145	1,332,346,135	53,036	1,436,526,660
真鶴町	1,803	37,044,386	36,053	1,087,623,244	37,855	1,124,667,630
湯河原町	8,819	163,551,095	112,809	2,939,721,058	121,628	3,103,272,153
愛川町	8,389	155,691,811	95,144	2,359,437,937	103,534	2,515,129,748
清川村	686	7,548,531	8,038	231,509,841	8,725	239,058,372
県合計	3,293,277	63,166,304,730	25,028,765	592,088,836,276	28,322,042	655,255,141,006
市計	3,194,447	61,230,056,436	24,063,132	567,585,092,672	27,257,579	628,815,149,108
町村計	98,830	1,936,248,294	965,633	24,503,743,604	1,064,463	26,439,991,898

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額...保険者負担分+高額療養費

表7-3-4 負担割合別統計(割合)(現物給付+現金給付)

【平成24年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横浜市	12.25	10.19	87.75	89.81	100.00	100.00
川崎市	13.38	11.45	86.62	88.55	100.00	100.00
相模原市	9.22	7.61	90.78	92.39	100.00	100.00
横須賀市	7.44	5.95	92.56	94.05	100.00	100.00
平塚市	9.03	7.41	90.97	92.59	100.00	100.00
鎌倉市	18.47	14.71	81.53	85.29	100.00	100.00
藤沢市	13.80	11.38	86.20	88.62	100.00	100.00
小田原市	9.41	7.94	90.59	92.06	100.00	100.00
茅ヶ崎市	11.23	9.68	88.77	90.32	100.00	100.00
逗子市	14.38	12.60	85.62	87.40	100.00	100.00
三浦市	6.53	5.19	93.47	94.81	100.00	100.00
秦野市	8.77	6.58	91.23	93.42	100.00	100.00
厚木市	11.31	9.40	88.69	90.60	100.00	100.00
大和市	11.34	9.15	88.66	90.85	100.00	100.00
伊勢原市	10.39	9.27	89.61	90.73	100.00	100.00
海老名市	9.87	7.85	90.13	92.15	100.00	100.00
座間市	9.16	7.69	90.84	92.31	100.00	100.00
南足柄市	8.36	7.04	91.64	92.96	100.00	100.00
綾瀬市	8.93	7.35	91.07	92.65	100.00	100.00
葉山町	14.47	12.51	85.53	87.49	100.00	100.00
寒川町	9.16	6.98	90.84	93.02	100.00	100.00
大磯町	10.74	9.18	89.26	90.82	100.00	100.00
二宮町	8.75	6.99	91.25	93.01	100.00	100.00
中井町	6.89	8.83	93.11	91.17	100.00	100.00
大井町	10.40	7.20	89.60	92.80	100.00	100.00
松田町	9.77	7.40	90.23	92.60	100.00	100.00
山北町	5.81	4.04	94.19	95.96	100.00	100.00
開成町	7.20	5.37	92.80	94.63	100.00	100.00
箱根町	9.22	7.25	90.78	92.75	100.00	100.00
真鶴町	4.76	3.29	95.24	96.71	100.00	100.00
湯河原町	7.25	5.27	92.75	94.73	100.00	100.00
愛川町	8.10	6.19	91.90	93.81	100.00	100.00
清川村	7.87	3.16	92.13	96.84	100.00	100.00
県合計	11.63	9.64	88.37	90.36	100.00	100.00
市計	11.72	9.74	88.28	90.26	100.00	100.00
町村計	9.28	7.32	90.72	92.68	100.00	100.00

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額...保険者負担分+高額療養費

表7-3-5 現物給付費の状況(年計)

【平成24年度】

	入院			入院外			歯科			合計			
	1人当たり 診療費(円) (100人当たり件数)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 診療費(円)										
横浜市	373,116	15.75	36,299	264,666	1.96	7,740	36,336	251.88	6,799	2.12	2,061.86	2.42	13,532
川崎市	420,497	16.82	34,451	260,032	2.07	7,485	35,291	240.63	6,685	2.19	1,991.45	2.62	13,706
相模原市	386,353	17.35	31,329	238,387	1.89	8,136	34,796	230.21	6,873	2.20	1,854.96	2.52	14,124
横須賀市	333,844	15.59	35,844	253,515	1.97	7,559	31,603	229.52	6,597	2.09	1,987.71	2.40	12,992
平塚市	385,963	17.16	32,962	228,252	1.87	8,022	29,110	200.77	7,021	2.07	1,791.09	2.47	14,519
鎌倉市	374,521	16.31	32,671	270,237	1.74	9,340	33,950	243.05	6,585	2.12	1,978.15	2.30	14,899
藤沢市	366,450	16.37	33,311	258,218	1.84	8,063	34,204	248.27	6,652	2.07	2,059.77	2.34	13,679
小田原市	401,768	17.77	30,010	252,204	1.92	8,137	28,911	194.81	6,865	2.16	1,884.17	2.58	14,053
茅ヶ崎市	368,088	15.71	35,654	241,275	1.83	8,226	32,612	232.25	6,802	2.06	1,904.32	2.33	14,443
逗子市	375,325	17.00	32,538	243,902	1.79	8,051	35,194	248.36	6,566	2.16	2,010.65	2.35	13,868
三浦市	347,240	14.97	33,799	236,054	2.00	7,741	26,666	202.64	6,763	1.95	1,798.44	2.49	13,642
秦野市	406,771	18.17	29,543	212,110	1.70	8,190	27,482	193.20	6,454	2.20	1,795.85	2.45	14,715
厚木市	371,227	16.41	32,876	239,365	1.97	7,947	29,384	207.84	6,675	2.12	1,805.28	2.54	13,969
大和市	364,942	16.52	33,132	235,136	1.89	7,755	33,117	228.12	6,608	2.20	1,899.03	2.44	13,662
伊勢原市	412,584	17.85	32,895	243,396	1.76	9,376	29,647	200.25	6,906	2.14	1,743.39	2.45	16,021
海老名市	361,023	16.70	31,220	272,884	1.69	10,500	32,183	226.74	6,824	2.08	1,830.03	2.31	15,759
座間市	381,980	17.04	31,645	244,992	1.96	7,990	33,898	240.75	6,760	2.08	1,872.48	2.55	13,841
南足柄市	377,561	17.97	29,500	219,613	1.69	8,374	28,873	201.32	6,385	2.25	1,826.89	2.38	14,377
綾瀬市	352,569	16.00	31,290	234,287	1.79	9,359	30,850	214.99	7,039	2.04	1,687.65	2.41	15,183
葉山町	344,392	15.52	37,031	245,411	1.64	9,153	34,297	233.71	6,920	2.12	1,928.38	2.13	15,197
寒川町	420,918	17.55	30,400	232,404	2.02	8,096	28,081	217.70	6,906	1.87	1,720.12	2.71	14,617
大磯町	393,759	16.89	35,223	219,525	1.71	8,506	28,840	200.89	6,858	2.09	1,779.64	2.31	15,589
二宮町	365,835	16.86	34,142	234,928	1.80	8,376	29,421	211.42	6,530	2.13	1,831.72	2.36	14,565
中井町	393,618	16.18	33,826	207,178	1.75	8,290	22,501	160.95	5,994	2.33	1,659.98	2.43	15,435
大井町	369,747	17.97	29,128	211,548	1.77	8,281	28,393	172.95	6,818	2.41	1,685.13	2.52	14,378
松田町	405,084	17.30	18,866	224,331	1.75	9,174	29,006	212.26	6,690	2.04	1,688.30	2.57	15,184
山北町	388,575	18.25	25,040	220,193	1.83	8,331	25,613	166.49	6,682	2.30	1,692.20	2.71	13,856
開成町	368,319	18.61	27,789	250,778	1.87	8,354	33,204	205.28	7,183	2.25	1,884.09	2.54	13,620
箱根町	439,153	17.84	29,913	236,283	1.88	8,172	26,360	184.43	6,654	2.15	1,803.31	2.64	14,757
真鶴町	513,534	18.65	28,916	228,577	1.52	10,132	21,069	149.93	6,750	2.08	1,728.88	2.51	17,568
湯河原町	414,606	17.35	29,849	234,801	1.76	8,694	24,286	169.25	6,942	2.07	1,785.92	2.49	15,175
愛川町	401,307	17.49	30,180	202,187	1.74	7,886	23,075	156.22	6,750	2.19	1,703.72	2.49	14,794
清川村	363,802	16.38	34,209	254,417	1.93	7,904	28,043	179.65	7,062	2.21	1,759.59	2.43	15,450
県合計	379,844	16.38	34,209	254,417	1.93	7,904	34,057	236.59	6,756	2.13	1,973.20	2.45	13,827
市計	379,166	16.33	34,365	255,554	1.94	7,881	34,331	238.48	6,755	2.13	1,981.77	2.45	13,783
町村計	395,309	17.38	31,101	228,457	1.77	8,532	27,788	193.39	6,794	2.11	1,777.44	2.45	14,952

※診療費とは、「入院」「入院外」「歯科」についての費用のこと。

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものと、当該年度の被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。

※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数。当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したものと。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したものと。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものと。

表7-3-6 現物給付費の状況(月平均)

【平成24年度】

	入院			入院外			歯科			合計				
	1人当たり 診療費(円)	受診率 (100人当たり件数)	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)										
横浜 市	31,093	5.44	15.75	36,299	145.39	1.96	7,740	3,028	20.99	2.12	6,799	171.82	2.42	13,532
川崎 市	35,041	6.05	16.82	34,451	139.85	2.07	7,485	2,941	20.95	2.19	6,685	165.95	2.62	13,706
相模原 市	32,196	5.92	17.35	31,329	129.47	1.89	8,136	2,900	19.18	2.20	6,873	154.58	2.52	14,124
横浜 市	27,820	4.98	15.59	35,844	141.54	1.97	7,559	2,634	19.13	2.09	6,597	165.64	2.40	12,992
平塚 市	32,164	5.69	17.16	32,962	126.84	1.87	8,022	2,426	16.73	2.07	7,021	149.26	2.47	14,519
鎌倉 市	31,210	5.86	16.31	32,671	138.74	1.74	9,340	2,829	20.25	2.12	6,585	164.85	2.30	14,899
藤沢 市	30,538	5.60	16.37	33,311	145.36	1.84	8,063	2,850	20.69	2.07	6,652	171.65	2.34	13,679
小田原 市	33,481	6.28	17.77	30,010	134.50	1.92	8,137	2,409	16.23	2.16	6,865	157.01	2.58	14,053
茅ヶ崎 市	30,674	5.48	15.71	35,654	133.86	1.83	8,226	2,718	19.35	2.06	6,802	158.69	2.33	14,443
逗子 市	31,277	5.65	17.00	32,538	141.20	1.79	8,051	2,933	20.70	2.16	6,566	167.55	2.35	13,868
三浦 市	28,937	5.72	14.97	33,799	127.26	2.00	7,741	2,222	16.89	1.95	6,763	149.87	2.49	13,642
秦野 市	33,898	6.32	18.17	29,543	127.24	1.70	8,190	2,290	16.10	2.20	6,454	149.65	2.45	14,715
厚木 市	30,936	5.73	16.41	32,876	127.39	1.97	7,947	2,449	17.32	2.12	6,675	150.44	2.54	13,969
大和 市	30,412	5.56	16.52	33,132	133.69	1.89	7,755	2,760	19.01	2.20	6,608	158.25	2.44	13,662
伊勢原 市	34,382	5.85	17.85	32,895	122.74	1.76	9,376	2,471	16.69	2.14	6,906	145.28	2.45	16,021
海老名 市	30,085	5.77	16.70	31,220	127.84	1.69	10,500	2,682	18.90	2.08	6,824	152.50	2.31	15,759
座間 市	31,832	5.90	17.04	31,645	130.08	1.96	7,990	2,825	20.06	2.08	6,760	156.04	2.55	13,841
南足柄 市	31,463	5.94	17.97	29,500	129.53	1.69	8,374	2,406	16.78	2.25	6,385	152.24	2.38	14,377
綾瀬 市	29,381	5.87	16.00	31,290	116.85	1.79	9,359	2,571	17.92	2.04	7,039	140.64	2.41	15,183
葉山 町	28,699	4.99	15.52	37,031	136.23	1.64	9,153	2,858	19.48	2.12	6,920	160.70	2.13	15,197
寒川 町	35,076	6.57	17.55	30,400	118.63	2.02	8,096	2,340	18.14	1.87	6,906	143.34	2.71	14,617
大磯 町	32,813	5.52	16.89	35,223	126.05	1.71	8,506	2,403	16.74	2.09	6,858	148.30	2.31	15,589
二宮 町	30,486	5.30	16.86	34,142	129.73	1.80	8,376	2,452	17.62	2.13	6,530	152.64	2.36	14,565
中井 町	32,801	5.99	16.18	33,826	118.92	1.75	8,290	1,875	13.41	2.33	5,994	138.33	2.43	15,435
大井 町	30,812	5.89	17.97	29,128	120.13	1.77	8,281	2,366	14.41	2.41	6,818	140.43	2.52	14,378
松田 町	33,757	6.44	18.86	27,795	116.56	1.75	9,174	2,417	17.69	2.04	6,690	140.69	2.57	15,184
山北 町	32,381	7.09	18.25	25,040	120.06	1.83	8,331	2,134	13.87	2.30	6,682	141.02	2.71	13,856
開成 町	30,693	5.94	18.61	27,789	133.97	1.87	8,354	2,767	17.11	2.25	7,183	157.01	2.54	13,620
箱根 町	36,596	6.86	17.84	29,913	128.05	1.88	8,172	2,197	15.37	2.15	6,654	150.28	2.64	14,757
真鶴 町	42,794	7.93	18.65	28,916	123.65	1.52	10,132	1,756	12.49	2.08	6,750	144.07	2.51	17,568
湯河原 町	34,550	6.67	17.35	29,849	128.05	1.76	8,694	2,024	14.10	2.07	6,942	148.83	2.49	15,175
愛川 町	33,442	6.34	17.49	30,180	122.62	1.74	7,886	1,923	13.02	2.19	6,750	141.98	2.49	14,794
清川 村	30,317	5.60	18.74	28,916	126.07	1.73	10,241	2,337	14.97	2.21	7,062	146.63	2.43	15,450
漕合 計	31,654	5.63	16.38	34,209	139.07	1.93	7,904	2,838	19.72	2.13	6,756	164.43	2.45	13,827
市 計	31,597	5.63	16.33	34,365	139.64	1.94	7,881	2,861	19.87	2.13	6,755	165.15	2.45	13,783
町 村 計	32,942	6.09	17.38	31,101	125.91	1.77	8,532	2,316	16.12	2.11	6,794	148.12	2.45	14,952

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものの。

※受診率は、被保険者100人あたりの月平均レセプト件数。年間受診率(被保険者100人あたりの年間レセプト件数)を12で除したものの。

なお、年間受診率は、当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍して算出。

※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

表7-3-7 現物給付費(総合計)

【平成24年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	11,601,629	255,153,704,578	8,617,949,554	25,625,751,287	3,191,528,453	292,588,933,872
川崎市	3,578,962	85,211,945,733	3,068,347,928	8,745,956,418	1,008,604,247	98,034,854,326
相模原市	1,696,392	41,095,239,518	1,325,955,047	3,988,593,052	504,483,135	46,914,270,752
横須賀市	1,728,197	36,829,239,536	1,051,923,017	3,414,648,962	473,798,925	41,769,610,440
平塚市	743,290	18,132,209,486	624,041,460	1,577,064,672	320,119,378	20,653,434,996
鎌倉市	778,102	17,938,947,407	634,203,095	1,977,010,924	290,985,488	20,841,146,914
藤沢市	1,312,641	28,058,503,042	924,187,302	2,723,438,128	590,758,234	32,296,886,706
小田原市	692,989	16,963,082,762	541,296,167	1,642,392,068	231,981,745	19,378,752,742
茅ヶ崎市	727,236	16,544,146,640	578,435,093	1,602,978,996	226,201,889	18,951,762,618
逗子市	289,610	6,212,179,644	220,945,686	665,161,441	76,422,907	7,174,709,678
三浦市	208,321	4,968,500,349	147,120,970	451,037,257	60,322,888	5,626,981,464
秦野市	428,134	10,467,540,783	332,346,340	983,677,807	136,774,672	11,920,339,602
厚木市	479,572	11,553,774,331	373,592,160	1,178,184,557	132,882,002	13,238,433,050
大和市	569,836	12,659,688,094	422,720,125	1,268,896,567	136,690,134	14,487,994,920
伊勢原市	239,686	6,251,559,952	232,803,473	601,645,555	74,482,566	7,160,491,546
海老名市	246,372	6,466,703,476	193,560,137	624,814,512	96,529,303	7,381,607,428
座間市	305,440	7,310,840,025	236,760,774	710,936,061	84,869,848	8,343,406,708
南足柄市	149,998	3,458,447,004	103,452,745	339,744,675	41,941,822	3,943,586,246
綾瀬市	171,786	4,377,365,124	132,291,626	434,331,211	46,609,373	4,990,597,334
葉山町	135,089	2,959,291,015	109,001,005	314,020,812	32,125,998	3,414,438,830
寒川町	104,309	2,854,112,638	90,122,677	264,687,296	41,284,453	3,250,207,064
大磯町	127,527	3,071,290,644	112,379,551	267,426,335	62,306,802	3,513,403,332
二宮町	121,649	2,794,921,935	89,315,580	265,937,005	30,659,250	3,180,833,770
中井町	28,180	702,162,754	25,808,851	67,793,765	7,312,544	803,077,914
大井町	45,673	1,071,667,060	29,901,043	114,979,714	11,860,105	1,228,407,922
松田町	43,740	1,127,957,641	34,859,031	111,657,853	15,479,619	1,289,954,144
山北町	54,218	1,343,510,982	29,463,808	137,164,768	13,191,770	1,523,331,328
開成町	46,092	1,075,969,978	28,290,732	104,805,126	13,427,310	1,222,493,146
箱根町	50,857	1,367,318,992	43,832,177	134,970,583	15,765,014	1,561,886,766
真鶴町	35,807	1,069,117,907	33,820,462	94,011,198	12,896,757	1,209,846,324
湯河原町	115,481	2,938,138,051	89,175,656	276,211,334	33,622,005	3,337,147,046
愛川町	98,655	2,384,974,415	77,041,271	218,141,987	35,386,269	2,715,543,942
清川村	8,305	229,318,378	4,801,272	20,224,327	4,826,499	259,170,476
県合計	26,963,775	614,643,369,874	20,559,745,815	60,948,296,253	8,056,131,404	704,207,543,346
市計	25,948,193	589,653,617,484	19,761,932,699	58,556,264,150	7,725,987,009	675,697,801,342
町村計	1,015,582	24,989,752,390	797,813,116	2,392,032,103	330,144,395	28,509,742,004

表7-3-8 現物給付費(入院/医科)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	223,773	3,530,554	107,423,651,462	7,230,091,839	6,559,215,842	1,157,616,947	122,370,576,090
川崎市	78,162	1,315,521	37,778,792,368	2,636,626,138	2,357,717,529	395,509,605	43,168,645,640
相模原市	40,840	709,284	18,559,338,464	1,111,233,852	1,116,601,850	225,499,514	21,012,673,680
横須賀市	30,566	477,598	14,515,270,125	840,201,946	840,395,489	165,254,980	16,361,122,540
平塚市	17,348	298,642	8,265,331,952	529,653,379	424,148,977	130,851,452	9,349,985,760
鎌倉市	17,692	288,873	7,796,964,346	538,702,456	515,265,553	116,895,995	8,967,828,350
藤沢市	26,099	427,469	11,845,435,826	781,398,132	644,913,174	256,964,908	13,528,712,040
小田原市	17,006	303,159	7,568,006,803	454,788,774	447,077,115	97,636,748	8,567,509,440
茅ヶ崎市	15,433	242,711	7,263,190,004	486,985,647	418,943,360	101,828,579	8,270,947,590
逗子市	5,860	99,910	2,691,873,542	190,823,523	176,712,527	30,252,758	3,089,662,350
三浦市	4,783	71,644	2,056,478,444	117,938,273	118,451,250	21,155,713	2,314,023,680
秦野市	11,250	204,423	5,039,945,335	292,699,501	287,096,776	65,622,098	5,685,363,710
厚木市	11,408	187,576	5,144,734,065	318,866,805	333,982,591	53,883,979	5,851,467,440
大和市	12,141	200,684	5,563,319,483	354,292,453	346,181,496	53,371,858	6,317,165,290
伊勢原市	6,100	108,931	2,988,625,957	202,454,155	174,285,364	33,310,584	3,398,676,060
海老名市	6,753	112,866	2,948,555,597	162,613,070	181,250,612	43,810,601	3,336,229,880
座間市	7,269	123,973	3,276,504,541	196,525,043	205,027,782	33,358,544	3,711,415,910
南足柄市	3,556	64,047	1,566,393,642	90,219,246	95,910,584	19,081,158	1,771,604,630
綾瀬市	4,649	74,521	1,953,883,467	102,110,700	128,980,910	20,438,443	2,205,413,520
葉山町	2,631	40,973	1,270,161,669	89,281,296	83,286,253	12,571,802	1,455,301,020
寒川町	3,099	54,434	1,391,963,031	78,914,377	75,862,675	22,543,077	1,569,283,160
大磯町	2,825	47,815	1,410,815,794	97,333,408	70,632,251	25,259,437	1,604,040,890
二宮町	2,473	41,788	1,201,755,204	72,756,146	69,217,478	12,867,852	1,356,596,680
中井町	746	12,067	339,652,315	22,672,581	22,090,793	3,656,501	388,072,190
大井町	1,130	20,321	492,268,042	25,538,199	32,183,938	4,928,791	554,918,970
松田町	1,225	23,165	531,344,537	29,330,352	33,716,728	6,866,543	601,258,160
山北町	1,582	28,942	600,145,713	25,911,767	40,882,185	5,727,925	672,667,590
開成町	1,050	19,571	452,588,547	22,342,606	27,280,364	6,505,823	508,717,340
箱根町	1,468	26,204	655,953,494	37,892,731	39,180,663	7,006,952	740,033,840
真鶴町	1,282	23,966	581,826,155	30,375,913	30,943,845	7,635,927	650,781,840
湯河原町	3,216	55,814	1,395,750,473	76,081,423	80,245,514	16,696,020	1,568,773,430
愛川町	2,675	46,808	1,181,542,194	66,575,830	68,252,045	15,864,051	1,332,234,120
清川村	231	4,328	106,256,504	4,038,288	5,561,188	2,508,280	118,364,260
県合計	566,321	9,288,582	265,858,319,095	17,317,269,849	16,051,494,701	3,172,983,445	302,400,067,090
市計	540,688	8,842,386	254,246,295,423	16,638,224,932	15,372,158,781	3,022,344,464	289,279,023,600
町村計	25,633	446,196	11,612,023,672	679,044,917	679,335,920	150,638,981	13,121,043,490

表7-3-9 現物給付費(入院/歯科)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	770	6,017	204,991,574	10,676,142	18,040,863	1,539,271	235,247,850
川崎市	144	1,574	51,211,272	3,007,408	4,564,830	85,070	58,868,580
相模原市	69	507	16,662,519	655,636	1,244,915	311,040	18,874,110
横須賀市	92	438	14,248,067	231,941	1,314,490	156,562	15,951,060
平塚市	78	382	12,626,979	360,606	958,535	221,840	14,167,960
鎌倉市	35	315	10,958,062	462,274	837,844	85,590	12,343,770
藤沢市	53	630	19,873,038	2,347,808	1,794,974	105,020	24,120,840
小田原市	84	474	16,728,758	1,513,747	995,945	95,870	19,334,320
茅ヶ崎市	40	357	12,189,047	473,942	1,147,176	127,335	13,937,500
逗子市	41	398	11,258,942	433,293	1,069,605	53,760	12,815,600
三浦市	6	46	1,127,305	0	122,555	9,830	1,259,690
秦野市	13	192	7,286,491	417,859	391,760	0	8,096,110
厚木市	44	406	16,612,206	1,182,017	1,210,117	21,300	19,025,640
大和市	14	113	3,691,352	193,858	276,270	0	4,161,480
伊勢原市	7	102	3,854,552	438,205	248,841	169,962	4,711,560
海老名市	19	215	8,062,949	380,251	515,650	0	8,958,850
座間市	15	162	5,262,822	259,488	325,270	0	5,847,580
南足柄市	17	151	6,682,104	1,108,792	494,134	108,360	8,393,390
綾瀬市	18	173	10,023,941	584,569	548,670	0	11,157,180
葉山町	23	217	6,024,329	189,361	483,120	19,110	6,715,920
寒川町	3	8	401,990	0	44,680	0	446,670
大磯町	13	109	4,437,392	247,548	223,300	64,230	4,972,470
二宮町	10	65	1,560,152	43,438	29,330	100,580	1,733,500
中井町	0	0	0	0	0	0	0
大井町	1	2	31,440	0	13,480	0	44,920
松田町	4	8	197,570	0	12,710	9,250	219,530
山北町	9	93	2,865,729	67,611	250,800	0	3,184,140
開成町	2	5	113,080	0	12,570	0	125,650
箱根町	1	2	47,740	0	5,300	0	53,040
真鶴町	7	80	1,968,652	56,077	61,361	101,310	2,187,400
湯河原町	3	24	794,894	12,211	76,105	0	883,210
愛川町	3	24	1,197,301	19,329	113,710	0	1,330,340
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	1,638	13,289	452,992,249	25,363,411	37,428,910	3,385,290	519,169,860
市計	1,559	12,652	433,351,980	24,727,836	36,102,444	3,090,810	497,273,070
町村計	79	637	19,640,269	635,575	1,326,466	294,480	21,896,790

表7-3-10 現物給付費(入院/食事・生活療養費(医科・歯科))【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	206,196	8,392,442	3,718,255,912	1,985,746,430	64,473,770	5,768,476,112
川崎市	72,329	3,098,235	1,373,732,876	748,992,180	25,560,110	2,148,285,166
相模原市	38,170	1,729,143	754,530,652	430,899,348	19,977,592	1,205,407,592
横須賀市	28,078	1,104,108	483,670,350	265,463,720	8,321,580	757,455,650
平塚市	16,109	710,068	330,675,846	154,062,770	7,438,030	492,176,646
鎌倉市	15,972	680,888	290,987,434	170,156,690	6,736,030	467,880,154
藤沢市	24,271	1,029,105	452,787,576	243,630,580	11,159,360	707,577,516
小田原市	15,950	765,276	336,836,460	182,466,120	5,949,242	525,251,822
茅ヶ崎市	14,034	551,726	241,969,598	134,029,140	5,377,580	381,376,318
逗子市	5,375	232,283	99,924,648	60,291,320	1,134,890	161,350,858
三浦市	4,287	158,841	68,505,874	38,854,040	400,370	107,760,284
秦野市	10,538	507,361	233,781,362	115,137,090	2,651,610	351,570,062
厚木市	10,713	450,971	199,307,380	107,270,580	3,114,380	309,692,340
大和市	11,183	482,717	215,201,910	114,255,260	2,106,460	331,563,630
伊勢原市	5,641	263,262	117,085,026	64,615,770	1,505,550	183,206,346
海老名市	6,330	267,689	116,553,508	67,467,710	1,232,470	185,253,688
座間市	6,805	303,276	136,544,768	72,696,510	1,779,410	211,020,688
南足柄市	3,382	165,460	73,465,986	39,276,140	1,105,120	113,847,246
綾瀬市	4,370	174,684	76,511,844	42,486,920	1,611,220	120,609,984
葉山町	2,464	91,092	38,974,950	23,924,540	396,230	63,295,720
寒川町	2,770	123,059	56,449,434	28,018,460	849,980	85,317,874
大磯町	2,644	112,266	52,501,832	25,482,590	1,046,800	79,031,222
二宮町	2,313	101,693	45,816,370	24,656,750	149,080	70,622,200
中井町	693	28,978	12,669,604	7,413,310	26,520	20,109,434
大井町	1,072	53,024	19,645,922	17,253,250	102,180	37,001,352
松田町	1,170	61,099	26,168,534	15,905,940	531,240	42,605,714
山北町	1,492	74,929	32,624,738	18,509,150	37,700	51,171,588
開成町	995	50,767	22,204,356	12,731,790	227,760	35,163,906
箱根町	1,354	63,409	25,990,276	16,845,390	965,140	43,800,806
真鶴町	1,203	61,057	27,229,854	14,540,590	584,680	42,355,124
湯河原町	3,044	139,711	62,616,096	33,396,090	1,047,140	97,059,326
愛川町	2,518	116,696	50,581,162	28,125,940	1,131,740	79,838,842
清川村	227	9,522	4,200,236	2,027,740	555,620	6,783,596
県合計	523,692	22,154,837	9,798,002,374	5,306,629,848	179,286,584	15,283,918,806
市計	499,733	21,067,535	9,320,329,010	5,037,798,318	171,634,774	14,529,762,102
町村計	23,959	1,087,302	477,673,364	268,831,530	7,651,810	754,156,704

表7-3-11 現物給付費(入院/合計(医科・歯科・食事・生活))

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	224,543	3,536,571	111,346,898,948	7,240,767,981	8,563,003,135	1,223,629,988	128,374,300,052
川崎市	78,306	1,317,095	39,203,736,516	2,639,633,546	3,111,274,539	421,154,785	45,375,799,386
相模原市	40,909	709,791	19,330,531,635	1,111,889,488	1,548,746,113	245,788,146	22,236,955,382
横須賀市	30,658	478,036	15,013,188,542	840,433,887	1,107,173,699	173,733,122	17,134,529,250
平塚市	17,426	299,024	8,608,634,777	530,013,985	579,170,282	138,511,322	9,856,330,366
鎌倉市	17,727	289,188	8,098,909,842	539,164,730	686,260,087	123,717,615	9,448,052,274
藤沢市	26,152	428,099	12,318,096,440	783,745,940	890,338,728	268,229,288	14,260,410,396
小田原市	17,090	303,633	7,921,572,021	456,302,521	630,539,180	103,681,860	9,112,095,582
茅ヶ崎市	15,473	243,068	7,517,348,649	487,459,589	554,119,676	107,333,494	8,666,261,408
逗子市	5,901	100,308	2,803,057,132	191,256,816	238,073,452	31,441,408	3,263,828,808
三浦市	4,789	71,690	2,126,111,623	117,938,273	157,427,845	21,565,913	2,423,043,654
秦野市	11,263	204,615	5,281,013,188	293,117,360	402,625,626	68,273,708	6,045,029,882
厚木市	11,452	187,982	5,360,653,651	320,048,822	442,463,288	57,019,659	6,180,185,420
大和市	12,155	200,797	5,782,212,745	354,486,311	460,713,026	55,478,318	6,652,890,400
伊勢原市	6,107	109,033	3,109,565,535	202,892,360	239,149,975	34,986,096	3,586,593,966
海老名市	6,772	113,081	3,073,172,054	162,993,321	249,233,972	45,043,071	3,530,442,418
座間市	7,284	124,135	3,418,312,131	196,784,531	278,049,562	35,137,954	3,928,284,178
南足柄市	3,573	64,198	1,646,541,732	91,328,038	135,680,858	20,294,638	1,893,845,266
綾瀬市	4,667	74,694	2,040,419,252	102,695,269	172,016,500	22,049,663	2,337,180,684
葉山町	2,654	41,190	1,315,160,948	89,470,657	107,693,913	12,987,142	1,525,312,660
寒川町	3,102	54,442	1,448,814,455	78,914,377	103,925,815	23,393,057	1,655,047,704
大磯町	2,838	47,924	1,467,755,018	97,580,956	96,338,141	26,370,467	1,688,044,582
二宮町	2,483	41,853	1,249,131,726	72,799,584	93,903,558	13,117,512	1,428,952,380
中井町	746	12,067	352,321,919	22,672,581	29,504,103	3,683,021	408,181,624
大井町	1,131	20,323	511,945,404	25,538,199	49,450,668	5,030,971	591,965,242
松田町	1,229	23,173	557,710,641	29,330,352	49,635,378	7,407,033	644,083,404
山北町	1,591	29,035	635,636,180	25,979,378	59,642,135	5,765,625	727,023,318
開成町	1,052	19,576	474,905,983	22,342,606	40,024,724	6,733,583	544,006,896
箱根町	1,469	26,206	681,991,510	37,892,731	56,031,353	7,972,092	783,887,686
真鶴町	1,289	24,046	611,024,661	30,431,990	45,545,796	8,321,917	695,324,364
湯河原町	3,219	55,838	1,459,161,463	76,093,634	113,717,709	17,743,160	1,666,715,966
愛川町	2,678	46,832	1,233,320,657	66,595,159	96,491,695	16,995,791	1,413,403,302
清川村	231	4,328	110,456,740	4,038,288	7,588,928	3,063,900	125,147,856
県合計	567,959	9,301,871	276,109,313,718	17,342,633,260	21,395,553,459	3,355,655,319	318,203,155,756
市計	542,247	8,855,038	263,999,976,413	16,662,952,768	20,446,059,543	3,197,070,048	304,306,058,772
町村計	25,712	446,833	12,109,337,305	679,680,492	949,493,916	158,585,271	13,897,096,984

表7-3-12 現物給付費(入院外)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	6,002,866	11,764,438	79,696,714,035	1,273,457,083	9,053,028,680	1,037,709,742	91,060,909,540
川崎市	1,811,000	3,748,854	24,498,578,182	388,356,821	2,876,148,859	297,018,088	28,060,101,950
相模原市	894,232	1,686,391	12,091,729,629	201,738,469	1,285,473,637	141,673,475	13,720,615,210
横須賀市	871,734	1,721,318	11,524,238,542	193,786,409	1,136,692,833	156,947,306	13,011,665,090
平塚市	388,694	726,604	5,139,540,054	86,388,672	506,476,913	96,460,101	5,828,865,740
鎌倉市	419,986	729,918	5,885,138,973	88,647,208	751,583,376	91,903,333	6,817,272,890
藤沢市	678,795	1,246,201	8,762,871,075	129,733,843	977,965,261	177,981,381	10,048,551,560
小田原市	366,056	702,936	5,034,962,171	78,248,040	536,359,747	70,410,792	5,719,980,750
茅ヶ崎市	378,201	690,578	4,981,878,078	84,796,979	546,895,802	67,015,831	5,680,586,690
逗子市	147,348	263,436	1,846,047,712	28,022,167	223,224,867	23,676,324	2,120,971,070
三浦市	106,566	212,795	1,460,582,725	27,229,382	138,928,265	20,442,788	1,647,183,160
秦野市	226,907	384,879	2,782,599,890	36,067,198	297,955,966	35,544,056	3,152,167,110
厚木市	254,489	501,426	3,495,627,410	50,087,303	397,132,617	42,095,600	3,984,942,930
大和市	292,451	552,743	3,760,805,969	63,906,633	419,382,091	42,430,507	4,286,525,200
伊勢原市	128,038	225,678	1,860,385,377	28,373,642	205,349,737	21,736,184	2,115,844,940
海老名市	150,014	254,138	2,350,283,684	29,360,104	254,220,549	34,672,823	2,668,537,160
座間市	160,523	315,323	2,220,842,528	37,661,508	233,744,028	27,244,616	2,519,492,680
南足柄市	77,966	131,541	973,595,713	11,027,009	106,194,943	10,760,155	1,101,577,820
綾瀬市	92,955	165,951	1,365,369,587	28,622,394	145,795,464	13,299,695	1,553,087,140
葉山町	72,403	118,745	944,870,740	18,226,047	113,709,455	10,120,368	1,086,926,610
寒川町	55,973	112,871	804,249,609	10,521,450	89,125,447	9,917,144	913,813,650
大磯町	64,843	110,636	827,370,230	12,623,933	82,646,722	18,462,825	941,103,710
二宮町	60,806	109,553	809,568,930	15,785,597	83,024,474	9,247,989	917,626,990
中井町	14,799	25,916	189,941,050	3,028,592	20,065,628	1,808,820	214,844,090
大井町	23,079	40,900	297,795,903	4,048,096	32,963,193	3,881,698	338,688,890
松田町	22,240	38,882	315,183,799	5,284,361	32,029,490	4,188,670	356,686,320
山北町	26,955	49,452	366,058,401	3,422,075	38,088,551	4,411,673	411,980,700
開成町	23,744	44,336	328,169,729	5,401,999	33,094,964	3,732,958	370,399,650
箱根町	27,428	51,613	371,292,327	5,649,579	40,912,008	3,910,386	421,764,300
真鶴町	20,090	30,547	275,673,804	3,130,717	28,016,277	2,672,152	309,492,950
湯河原町	61,771	108,570	835,475,555	12,519,731	87,865,863	8,039,991	943,901,140
愛川町	51,825	90,294	629,704,994	9,786,511	62,472,696	10,138,999	712,103,200
清川村	5,204	8,989	81,720,705	687,537	8,311,205	1,338,583	92,058,030
県合計	13,979,981	26,966,452	186,808,867,110	2,975,627,089	20,844,879,608	2,500,895,053	213,130,268,860
市計	13,448,821	26,025,148	179,731,791,334	2,865,510,864	20,092,553,635	2,409,022,797	205,098,878,630
町村計	531,160	941,304	7,077,075,776	110,116,225	752,325,973	91,872,256	8,031,390,230

表7-3-13 現物給付費(歯科)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	866,619	1,838,719	10,938,750,672	3,942,940	1,445,757,773	113,404,765	12,501,856,150
川崎市	259,664	569,645	3,326,012,330	1,003,901	451,221,102	30,004,627	3,808,241,960
相模原市	132,498	291,397	1,767,424,004	515,437	219,260,935	15,509,584	2,002,709,960
横須賀市	117,799	245,878	1,431,978,276	418,864	174,277,577	15,351,833	1,622,026,550
平塚市	51,271	105,878	654,671,444	176,932	79,113,799	9,415,475	743,377,650
鎌倉市	61,315	130,061	737,778,103	253,936	107,653,275	10,783,766	856,469,080
藤沢市	96,614	200,094	1,160,034,434	287,358	151,201,063	19,532,855	1,331,055,710
小田原市	44,184	95,513	576,644,237	270,232	73,054,508	5,723,823	655,692,800
茅ヶ崎市	54,680	112,885	672,886,122	220,749	88,380,826	6,340,573	767,828,270
逗子市	21,597	46,614	266,771,852	72,785	36,558,441	2,643,022	306,046,100
三浦市	14,140	27,515	165,061,830	65,344	19,204,567	1,742,119	186,073,860
秦野市	28,711	63,277	359,882,537	163,036	44,763,797	3,602,070	408,411,440
厚木市	34,602	73,286	429,170,415	178,265	55,958,629	3,875,941	489,183,250
大和市	41,587	91,364	530,297,574	187,642	68,432,450	4,810,084	603,727,750
伊勢原市	17,408	37,316	226,221,357	112,299	29,371,219	2,016,835	257,721,710
海老名市	22,173	46,122	277,504,266	61,480	33,302,791	3,847,823	314,716,360
座間市	24,759	51,567	307,235,431	117,929	38,541,911	2,712,669	348,607,940
南足柄市	10,098	22,683	127,777,804	65,301	15,972,769	1,008,746	144,824,620
綾瀬市	14,252	29,054	180,613,149	34,677	22,353,999	1,503,325	204,505,150
葉山町	10,351	21,950	132,394,667	34,764	18,396,355	1,076,044	151,901,830
寒川町	8,560	15,988	97,222,494	7,889	12,304,634	879,143	110,414,160
大磯町	8,612	18,028	108,242,527	84,324	13,590,029	1,718,570	123,635,450
二宮町	8,258	17,598	101,225,950	86,814	12,725,281	878,675	114,916,720
中井町	1,669	3,893	20,526,042	9,604	2,623,318	174,796	23,333,760
大井町	2,769	6,667	39,863,543	17,266	5,331,225	245,476	45,457,510
松田町	3,375	6,894	40,420,124	12,233	5,251,956	435,627	46,119,940
山北町	3,115	7,172	42,516,581	2,132	5,064,259	338,918	47,921,890
開成町	3,032	6,828	43,640,333	25,050	4,955,708	421,059	49,042,150
箱根町	3,292	7,071	41,226,670	3,169	5,432,447	391,194	47,053,480
真鶴町	2,030	4,226	25,387,016	0	2,981,371	159,173	28,527,560
湯河原町	6,804	14,064	86,226,217	65,472	10,633,148	705,893	97,630,730
愛川町	5,502	12,041	72,045,731	23,193	8,245,424	956,542	81,270,890
清川村	618	1,366	8,444,333	278	1,103,999	98,240	9,646,850
県合計	1,981,958	4,222,654	24,996,098,065	8,521,295	3,263,020,585	262,309,285	28,529,949,230
市計	1,913,971	4,078,868	24,136,715,837	8,149,107	3,154,381,431	253,829,935	27,553,076,310
町村計	67,987	143,786	859,382,228	372,188	108,639,154	8,479,350	976,872,920

表7-3-14 現物給付費(入院(食事・生活療養含)・入院外・歯科/合計) 【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	7,094,028	17,139,728	201,982,363,655	8,518,168,004	19,061,789,588	2,374,744,495	231,937,065,742
川崎市	2,148,970	5,635,594	67,028,327,028	3,028,994,268	6,438,644,500	748,177,500	77,244,143,296
相模原市	1,067,639	2,687,579	33,189,685,268	1,314,143,394	3,053,480,685	402,971,205	37,960,280,552
横須賀市	1,020,191	2,445,232	27,969,405,360	1,034,639,160	2,418,144,109	346,032,261	31,768,220,890
平塚市	457,391	1,131,506	14,402,846,275	616,579,589	1,164,760,994	244,386,898	16,428,573,756
鎌倉市	499,028	1,149,167	14,721,826,918	628,065,874	1,545,496,738	226,404,714	17,121,794,244
藤沢市	801,561	1,874,394	22,241,001,949	913,767,141	2,019,505,052	465,743,524	25,640,017,666
小田原市	427,330	1,102,082	13,533,178,429	534,820,793	1,239,953,435	179,816,475	15,487,769,132
茅ヶ崎市	448,354	1,046,531	13,172,112,849	572,477,317	1,189,396,304	180,689,898	15,114,676,368
逗子市	174,846	410,358	4,915,876,696	219,351,768	497,856,760	57,760,754	5,690,845,978
三浦市	125,495	312,000	3,751,756,178	145,232,999	315,560,677	43,750,820	4,256,300,674
秦野市	266,881	652,771	8,423,495,615	329,347,594	745,345,389	107,419,834	9,605,608,432
厚木市	300,543	762,694	9,285,451,476	370,314,390	895,554,534	102,991,200	10,654,311,600
大和市	346,193	844,904	10,073,316,288	418,580,586	948,527,567	102,718,909	11,543,143,350
伊勢原市	151,553	372,027	5,196,172,269	231,378,301	473,870,931	58,739,115	5,960,160,616
海老名市	178,959	413,341	5,700,960,004	192,414,905	536,757,312	83,563,717	6,513,695,938
座間市	192,566	491,025	5,946,390,090	234,563,968	550,335,501	65,095,239	6,796,384,798
南足柄市	91,637	218,422	2,747,915,249	102,420,348	257,848,570	32,063,539	3,140,247,706
綾瀬市	111,874	269,699	3,586,401,988	131,352,340	340,165,963	36,852,683	4,094,772,974
葉山町	85,408	181,885	2,392,426,355	107,731,468	239,799,723	24,183,554	2,764,141,100
寒川町	67,635	183,301	2,350,286,558	89,443,716	205,355,896	34,189,344	2,679,275,514
大磯町	76,293	176,588	2,403,367,775	110,289,213	192,574,892	46,551,862	2,752,783,742
二宮町	71,547	169,004	2,159,926,606	88,671,995	189,653,313	23,244,176	2,461,496,090
中井町	17,214	41,876	562,789,011	25,710,777	52,193,049	5,666,637	646,359,474
大井町	26,979	67,890	849,604,850	29,603,561	87,745,086	9,158,145	976,111,642
松田町	26,844	68,949	913,314,564	34,626,946	86,916,824	12,031,330	1,046,889,664
山北町	31,661	85,659	1,044,211,162	29,403,585	102,794,945	10,516,216	1,186,925,908
開成町	27,828	70,740	846,716,045	27,769,655	78,075,396	10,887,600	963,448,696
箱根町	32,189	84,890	1,094,510,507	43,545,479	102,375,808	12,273,672	1,252,705,466
真鶴町	23,409	58,819	912,085,481	33,562,707	76,543,444	11,153,242	1,033,344,874
湯河原町	71,794	178,472	2,380,863,235	88,678,837	212,216,720	26,489,044	2,708,247,836
愛川町	60,005	149,167	1,935,071,382	76,404,863	167,209,815	28,091,332	2,206,777,392
清川村	6,053	14,683	200,621,778	4,726,103	17,004,132	4,500,723	226,852,736
県合計	16,529,898	40,490,977	487,914,278,893	20,326,781,644	45,503,453,652	6,118,859,657	559,863,373,846
市計	15,905,039	38,959,054	467,868,483,584	19,536,612,739	43,692,994,609	5,859,922,780	536,958,013,712
町村計	624,859	1,531,923	20,045,795,309	790,168,905	1,810,459,043	258,936,877	22,905,360,134

表7-3-15 現物給付費(調剤)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	4,496,496	6,128,060	52,510,738,420	93,490,220	6,538,381,364	754,301,236	59,896,911,240
川崎市	1,426,657	1,980,189	17,992,706,276	37,889,195	2,297,914,497	244,106,362	20,572,616,330
相模原市	627,220	836,225	7,816,731,045	11,092,103	931,821,842	94,281,760	8,853,926,750
横須賀市	706,909	953,813	8,779,041,032	15,396,576	992,726,188	122,479,794	9,909,643,590
平塚市	285,193	376,274	3,669,857,101	5,860,951	409,590,328	72,146,060	4,157,454,440
鎌倉市	278,240	375,182	3,168,544,224	5,564,281	430,091,921	59,833,694	3,664,034,120
藤沢市	509,877	682,548	5,745,230,183	9,490,406	702,564,506	117,069,145	6,574,354,240
小田原市	264,953	365,909	3,382,632,388	5,473,284	399,110,413	48,319,775	3,835,535,860
茅ヶ崎市	277,873	370,626	3,312,069,661	5,321,186	408,716,912	43,055,991	3,769,163,750
逗子市	114,522	155,012	1,282,251,108	1,379,428	166,433,586	17,559,478	1,467,623,600
三浦市	82,658	119,910	1,204,635,001	1,434,021	134,817,580	15,770,388	1,356,656,990
秦野市	160,588	208,021	1,995,804,958	2,266,841	236,273,548	26,311,323	2,260,656,670
厚木市	178,772	238,660	2,250,431,160	3,023,950	281,945,313	28,587,777	2,563,988,200
大和市	223,257	299,827	2,563,512,156	3,893,934	319,538,580	32,129,800	2,919,074,470
伊勢原市	87,804	108,803	1,032,606,873	1,097,647	126,934,804	14,169,606	1,174,808,930
海老名市	67,197	90,331	756,082,137	1,115,482	87,757,140	12,135,681	857,090,440
座間市	112,458	158,316	1,340,894,460	2,020,531	159,663,400	17,490,969	1,520,069,360
南足柄市	58,165	78,315	697,993,720	783,662	81,176,635	8,900,873	788,854,890
綾瀬市	59,759	80,425	783,224,378	936,661	93,989,368	8,758,833	886,909,240
葉山町	49,557	64,984	560,277,285	1,255,547	73,764,409	7,518,139	642,815,380
寒川町	36,603	49,244	500,653,810	668,351	59,106,105	6,828,084	567,256,350
大磯町	51,098	68,810	658,746,334	1,998,603	74,579,218	14,965,285	750,289,440
二宮町	50,041	68,433	631,366,564	610,885	76,069,992	7,238,889	715,286,330
中井町	10,919	16,029	135,745,648	74,919	15,391,466	1,468,657	152,680,690
大井町	18,654	25,809	219,915,020	279,337	27,139,223	2,444,600	249,778,180
松田町	16,791	22,740	210,109,502	232,085	24,704,514	2,872,529	237,918,630
山北町	22,500	34,491	296,659,400	57,618	34,175,408	2,579,194	333,471,620
開成町	18,224	26,987	226,275,538	467,097	26,604,590	2,359,375	255,706,600
箱根町	18,622	29,866	270,241,685	262,883	32,541,550	3,283,182	306,329,300
真鶴町	12,378	15,010	154,426,656	172,645	17,270,019	1,736,830	173,606,150
湯河原町	43,652	55,926	555,277,851	473,859	63,895,664	7,032,986	626,680,360
愛川町	38,638	49,993	449,485,343	636,408	50,886,612	7,294,087	508,302,450
清川村	2,248	2,858	28,557,550	75,169	3,204,745	325,776	32,163,240
県合計	10,408,523	14,137,626	125,182,724,467	214,795,765	15,378,781,440	1,805,356,158	142,581,657,830
市計	10,018,598	13,606,446	120,284,986,281	207,530,359	14,799,447,925	1,737,408,545	137,029,373,110
町村計	389,925	531,180	4,897,738,186	7,265,406	579,333,515	67,947,613	5,552,284,720

表7-3-16 現物給付費(訪問看護療養費)

【平成24年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	11,105	72,573	660,602,503	6,291,330	25,580,335	62,482,722	754,956,890
川崎市	3,335	20,935	190,912,429	1,464,465	9,397,421	16,320,385	218,094,700
相模原市	1,533	9,569	88,823,205	719,550	3,290,525	7,230,170	100,063,450
横須賀市	1,097	8,361	80,793,144	1,887,281	3,778,665	5,286,870	91,745,960
平塚市	706	6,155	59,506,110	1,600,920	2,713,350	3,586,420	67,406,800
鎌倉市	834	5,262	48,576,265	572,940	1,422,265	4,747,080	55,318,550
藤沢市	1,203	7,999	72,270,910	929,755	1,368,570	7,945,565	82,514,800
小田原市	706	5,112	47,271,945	1,002,090	3,328,220	3,845,495	55,447,750
茅ヶ崎市	1,009	5,987	59,964,130	636,590	4,865,780	2,456,000	67,922,500
逗子市	242	1,621	14,051,840	214,490	871,095	1,102,675	16,240,100
三浦市	168	1,282	12,109,170	453,950	659,000	801,680	14,023,800
秦野市	665	4,927	48,240,210	731,905	2,058,870	3,043,515	54,074,500
厚木市	257	1,876	17,891,695	253,820	684,710	1,303,025	20,133,250
大和市	386	2,357	22,859,650	245,605	830,420	1,841,425	25,777,100
伊勢原市	329	2,407	22,780,810	327,525	839,820	1,573,845	25,522,000
海老名市	216	1,025	9,661,335	29,750	300,060	829,905	10,821,050
座間市	416	2,750	23,555,475	176,275	937,160	2,283,640	26,952,550
南足柄市	196	1,305	12,538,035	248,735	719,470	977,410	14,483,650
綾瀬市	153	868	7,738,758	2,625	175,880	997,857	8,915,120
葉山町	124	675	6,587,375	13,990	456,680	424,305	7,482,350
寒川町	71	354	3,172,270	10,610	225,295	267,025	3,675,200
大磯町	136	1,021	9,176,535	91,735	272,225	789,655	10,330,150
二宮町	61	390	3,628,765	32,700	213,700	176,185	4,051,350
中井町	47	365	3,628,095	23,155	209,250	177,250	4,037,750
大井町	40	232	2,147,190	18,145	95,405	257,360	2,518,100
松田町	105	492	4,533,575	0	36,515	575,760	5,145,850
山北町	57	251	2,640,420	2,605	194,415	96,360	2,933,800
開成町	40	332	2,978,395	53,980	125,140	180,335	3,337,850
箱根町	46	265	2,566,800	23,815	53,225	208,160	2,852,000
真鶴町	20	310	2,605,770	85,110	197,735	6,685	2,895,300
湯河原町	35	198	1,996,965	22,960	98,950	99,975	2,218,850
愛川町	12	42	417,690	0	45,560	850	464,100
清川村	4	10	139,050	0	15,450	0	154,500
県合計	25,354	167,308	1,546,366,514	18,168,406	66,061,161	131,915,589	1,762,511,670
市計	24,556	162,371	1,500,147,619	17,789,601	63,821,616	128,655,684	1,710,414,520
町村計	798	4,937	46,218,895	378,805	2,239,545	3,259,905	52,097,150

表7-3-17 現金給付費(総合計)

【平成24年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	352,880	8,643,602,331	75,536	-2,973,308,779	98,094,951	5,768,464,039
川崎市	127,289	3,151,035,288	0	-980,683,729	34,900,846	2,205,252,405
相模原市	61,481	1,301,424,603	0	-358,236,787	844,641	944,032,457
横須賀市	43,331	1,043,042,926	0	-350,116,621	588,090	693,514,395
平塚市	25,322	612,567,956	0	-174,200,027	203,299	438,571,228
鎌倉市	24,627	624,922,316	0	-222,691,016	298,378	402,529,678
藤沢市	38,616	929,782,348	0	-331,066,687	418,541	599,134,202
小田原市	16,694	400,675,067	0	-158,296,265	99,339	242,478,141
茅ヶ崎市	25,823	543,211,923	0	-149,290,074	481,885	394,403,734
逗子市	8,655	204,980,101	0	-73,866,921	133,850	131,247,030
三浦市	6,504	130,468,166	0	-44,816,586	209,155	85,860,735
秦野市	12,482	297,079,095	0	-96,045,053	179,144	201,213,186
厚木市	12,950	332,272,353	0	-118,287,673	299,846	214,284,526
大和市	18,677	389,060,944	12,524	-105,729,275	258,495	283,602,688
伊勢原市	8,827	209,939,218	0	-57,158,419	436,389	153,217,188
海老名市	8,131	177,432,357	0	-62,064,184	58,573	115,426,746
座間市	8,866	203,433,055	0	-72,885,938	46,436	130,593,553
南足柄市	3,244	82,844,145	0	-28,381,311	119,845	54,582,679
綾瀬市	5,254	121,736,673	0	-41,277,180	26,030	80,485,523
葉山町	4,484	105,704,718	0	-29,975,924	98,341	75,827,135
寒川町	2,687	75,559,714	0	-26,418,226	38,654	49,180,142
大磯町	3,238	92,193,274	0	-31,091,858	7,138	61,108,554
二宮町	2,864	80,268,911	0	-28,552,047	2,053	51,718,917
中井町	626	19,533,631	0	-6,398,628	0	13,135,003
大井町	775	24,733,764	0	-7,931,431	0	16,802,333
松田町	1,283	29,072,242	0	-8,505,709	293	20,566,826
山北町	912	25,231,445	0	-9,626,455	10,699	15,615,689
開成町	727	19,012,711	0	-8,468,461	0	10,544,250
箱根町	825	25,375,491	0	-13,697,761	1,059	11,678,789
真鶴町	845	21,729,261	0	-8,843,267	0	12,885,994
湯河原町	3,103	75,958,446	0	-29,099,257	74,114	46,933,303
愛川町	2,361	53,114,062	0	-17,865,489	36,415	35,284,988
清川村	193	4,938,722	0	-2,221,555	1,782	2,718,949
県合計	834,575	20,051,937,257	88,060	-6,627,098,593	137,968,281	13,562,895,005
市計	809,653	19,399,510,865	88,060	-6,398,402,525	137,697,733	13,138,894,133
町村計	24,922	652,426,392	0	-228,696,068	270,548	424,000,872

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表7-3-18 現金給付費(一般診療～高額介護合算療養費)

【平成24年度】

	一般診療					高額療養費					高額介護合算療養費				
	件数 (件)	費用額(円)		計	※件数 (件)	費用額(円)		計	件数 (件)	費用額(円)		計			
		保険者負担分	一部負担金			他法負担分	保険者負担分			一部負担金	保険者負担分		一部負担金		
横浜 市	140	2,291,134	348,304	2,639,438	0	3,234,887,784	-3,234,887,784	0	15,377	310,183,952	-310,183,952	0			
川崎 市	107	1,906,638	683,912	2,590,550	0	1,115,232,944	-1,115,232,944	0	5,195	93,166,454	-93,166,454	0			
相模原 市	66	818,423	109,897	928,320	0	430,870,840	-430,870,840	0	1,853	31,917,551	-31,917,551	0			
相模原 市	44	517,196	72,500	589,696	0	395,314,933	-395,314,933	0	1,756	30,013,337	-30,013,337	0			
平塚 市	5	61,740	6,860	68,600	0	203,848,992	-203,848,992	0	848	16,271,970	-16,271,970	0			
鎌倉 市	20	290,311	62,359	352,670	0	250,802,492	-250,802,492	0	909	20,633,852	-20,633,852	0			
藤沢 市	30	363,077	63,273	426,350	0	365,503,989	-365,503,989	0	1,223	31,289,602	-31,289,602	0			
小田原 市	2	28,182	12,078	40,260	0	175,206,404	-175,206,404	0	581	10,013,938	-10,013,938	0			
茅ヶ崎 市	17	253,008	41,372	294,380	0	180,368,381	-180,368,381	0	715	13,261,767	-13,261,767	0			
逗子 市	4	26,152	5,968	32,120	0	82,331,247	-82,331,247	0	304	5,208,610	-5,208,610	0			
三浦 市	4	54,162	6,018	60,180	0	48,549,846	-48,549,846	0	310	5,199,094	-5,199,094	0			
秦野 市	1	14,751	1,639	16,390	0	107,328,230	-107,328,230	0	561	9,444,462	-9,444,462	0			
厚木 市	8	165,227	20,443	185,670	0	132,595,218	-132,595,218	0	542	9,179,659	-9,179,659	0			
大和市	13	175,797	28,393	204,190	0	126,953,809	-126,953,809	0	658	11,533,675	-11,533,675	0			
伊勢原 市	5	143,943	18,607	162,550	0	68,397,248	-68,397,248	0	339	5,340,101	-5,340,101	0			
海老名 市	10	75,384	13,436	88,820	0	69,496,930	-69,496,930	0	284	5,759,364	-5,759,364	0			
座間 市	6	241,577	29,037	270,614	0	80,164,529	-80,164,529	0	379	6,350,170	-6,350,170	0			
南足柄 市	0	0	0	0	0	32,315,858	-32,315,858	0	107	2,119,772	-2,119,772	0			
綾瀬 市	2	6,867	763	7,630	0	47,208,956	-47,208,956	0	182	3,376,510	-3,376,510	0			
葉山 町	4	21,830	4,070	25,900	0	35,779,194	-35,779,194	0	174	3,009,328	-3,009,328	0			
寒川 町	0	0	0	0	0	29,534,732	-29,534,732	0	121	2,337,368	-2,337,368	0			
大磯 町	0	0	0	0	0	34,816,959	-34,816,959	0	162	3,217,032	-3,217,032	0			
二宮 町	0	0	0	0	0	30,820,061	-30,820,061	0	122	3,013,212	-3,013,212	0			
中井 町	0	0	0	0	0	7,419,314	-7,419,314	0	45	470,494	-470,494	0			
大井 町	2	13,125	2,245	15,370	0	9,385,802	-9,385,802	0	30	488,822	-488,822	0			
松田 町	3	7,668	852	8,520	0	10,603,472	-10,603,472	0	28	332,871	-332,871	0			
山北 町	1	41,733	4,637	46,370	0	10,662,108	-10,662,108	0	46	798,125	-798,125	0			
開成 町	0	0	0	0	0	9,057,492	-9,057,492	0	22	493,869	-493,869	0			
箱根 町	0	0	0	0	0	14,326,426	-14,326,426	0	64	923,471	-923,471	0			
真鶴 町	1	8,400	3,600	12,000	0	9,926,677	-9,926,677	0	25	327,333	-327,333	0			
湯河原 町	2	6,615	735	7,350	0	32,510,199	-32,510,199	0	106	1,663,834	-1,663,834	0			
愛川 町	0	0	0	0	0	20,932,034	-20,932,034	0	100	857,660	-857,660	0			
清川 村	0	0	0	0	0	2,376,392	-2,376,392	0	7	154,520	-154,520	0			
梟合 計	497	7,532,940	1,540,998	9,073,938	0	7,405,529,492	-7,405,529,492	0	33,174	638,351,779	-638,351,779	0			
町 村 計	484	7,433,569	1,524,859	8,958,428	0	7,147,378,630	-7,147,378,630	0	32,123	620,263,840	-620,263,840	0			
市 村 計	13	99,371	16,139	115,510	0	258,150,862	-258,150,862	0	1,051	18,087,939	-18,087,939	0			

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。
 ※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表7-3-19 現金給付費(補装具～柔道整復師の施術)

【平成24年度】

	補装具					柔道整復師の施術					
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横浜 市	6,701	207,536,890	0	28,975,580	0	236,512,470	4,618,629,409	75,536	524,945,484	98,094,951	5,241,745,380
川崎 市	2,361	67,236,075	0	9,614,566	0	76,850,641	1,757,761,090	0	208,274,157	34,900,846	2,000,936,093
相模原 市	895	25,964,159	0	3,488,440	0	29,452,599	777,802,010	0	99,627,202	844,641	878,273,853
横須賀 市	907	27,237,604	0	3,507,890	0	30,745,494	575,748,869	0	72,700,348	588,090	649,037,307
平塚 市	528	15,380,654	0	2,092,216	0	17,472,870	352,278,748	0	44,899,551	203,299	397,381,598
鎌倉 市	628	17,105,079	0	2,613,786	0	19,718,865	304,912,948	0	44,873,406	298,378	350,084,732
藤沢 市	876	24,186,491	0	3,457,002	0	27,643,493	485,577,334	0	66,720,953	418,541	552,716,828
小田原 市	516	14,162,078	0	1,863,947	0	16,026,025	180,361,163	0	24,267,744	99,339	204,728,246
茅ヶ崎 市	402	14,691,691	0	2,038,669	0	16,730,360	311,794,490	0	40,947,286	481,885	353,223,661
逗子 市	167	5,319,431	0	924,265	0	6,243,696	108,741,730	0	14,895,912	133,850	123,771,492
三浦 市	122	3,663,817	0	447,840	0	4,111,657	70,086,230	0	8,403,642	209,155	78,699,027
秦野 市	258	7,569,028	0	1,068,397	0	8,637,425	170,167,908	0	21,739,198	179,144	192,086,250
厚木 市	429	12,201,420	0	1,635,484	0	13,836,904	160,543,956	0	20,609,605	299,846	181,453,407
大和市	248	6,878,664	0	996,031	0	7,874,695	233,802,427	12,524	30,974,960	258,495	265,048,406
伊勢原 市	179	5,373,639	0	759,267	0	6,132,906	121,136,132	0	15,196,958	436,389	136,769,479
海老名 市	174	5,274,858	0	689,411	0	5,964,269	93,448,801	0	12,654,673	58,573	106,162,047
座間 市	122	3,494,978	0	465,719	0	3,960,697	104,367,532	0	13,459,497	46,436	117,873,465
南足柄 市	84	2,397,779	0	336,858	0	2,734,637	44,915,852	0	5,853,290	119,845	50,888,987
綾瀬 市	91	2,323,708	0	299,331	0	2,623,039	66,169,079	0	9,341,817	26,030	75,536,926
葉山 町	60	1,995,101	0	281,549	0	2,276,650	63,994,205	0	8,588,644	98,341	72,681,190
寒川 町	52	1,332,434	0	174,751	0	1,507,185	40,294,127	0	5,002,399	38,654	45,335,180
大磯 町	98	2,330,823	0	337,251	0	2,668,074	46,871,893	0	6,011,219	7,138	52,890,250
二宮 町	97	2,814,889	0	352,843	0	3,167,732	40,221,696	0	4,947,735	2,053	45,171,484
中井 町	12	355,442	0	39,499	0	394,941	10,751,298	0	1,399,169	0	12,150,467
大井 町	19	494,876	0	66,417	0	561,293	14,303,438	0	1,894,362	0	16,197,800
松田 町	20	652,926	0	87,844	0	740,770	17,475,305	0	2,341,938	293	19,817,536
山北 町	24	680,825	0	82,504	0	763,329	13,044,104	0	1,751,187	10,699	14,805,990
開成 町	19	500,774	0	62,012	0	562,786	8,653,408	0	1,110,601	0	9,764,009
箱根 町	29	701,281	0	113,389	0	814,670	9,157,729	0	1,695,251	1,059	10,854,039
真鶴 町	19	553,322	0	64,923	0	618,245	10,609,061	0	1,240,295	0	11,849,356
湯河原 町	103	2,712,531	0	327,655	0	3,040,186	36,349,489	0	4,509,359	74,114	40,932,962
愛川 町	73	2,489,755	0	292,058	0	2,781,813	24,540,296	0	3,286,362	36,415	27,863,073
清川 村	6	187,973	0	20,887	0	208,860	2,219,837	0	288,470	1,782	2,510,089
県合計	16,319	485,800,995	0	67,578,281	0	553,379,276	10,876,731,594	88,060	1,324,452,674	137,968,281	12,339,240,609
市計	15,688	467,998,043	0	65,274,699	0	533,272,742	10,538,245,708	88,060	1,280,385,683	137,697,733	11,956,417,184
町村計	631	17,802,952	0	2,303,582	0	20,106,534	338,485,886	0	44,066,991	270,548	382,823,425

※ 標準システムの不具合により区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表7-3-20 現金給付費(マッサージ～はり・きゅう)

【平成24年度】

	※あんま・マッサージ										※はり・きゅう									
	件数					費用額(円)					件数					費用額(円)				
	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		
横浜 市	9,147	197,862,099	0	27,220,429	0	225,082,528	2,600	42,748,099	0	5,772,325	0	48,520,424								
川崎 市	3,871	83,553,508	0	10,908,317	0	94,461,825	1,874	25,370,647	0	3,786,698	0	29,157,345								
相模原 市	772	20,854,453	0	2,789,484	0	23,643,937	436	2,511,384	0	417,193	0	2,928,577								
横須賀 市	283	6,430,896	0	931,444	0	7,362,340	210	3,977,948	0	556,852	0	4,534,800								
平塚 市	724	16,370,512	0	2,517,964	0	18,888,476	287	3,935,987	0	546,113	0	4,482,100								
鎌倉 市	885	19,829,382	0	2,691,523	0	22,520,905	394	7,625,058	0	1,090,988	0	8,716,046								
藤沢 市	590	13,150,198	0	2,155,575	0	15,305,773	129	2,140,244	0	347,151	0	2,487,395								
小田原 市	103	2,546,290	0	295,670	0	2,841,960	564	15,750,027	0	1,879,423	0	17,629,450								
茅ヶ崎 市	774	20,037,872	0	2,619,794	0	22,657,666	70	1,148,093	0	150,652	0	1,298,745								
逗子 市	35	823,590	0	104,326	0	927,916	5	19,067	0	8,173	0	27,240								
三浦 市	14	538,236	0	59,804	0	598,040	218	2,040,734	0	230,186	0	2,270,920								
秦野 市	1	2,907	0	323	0	3,230	34	362,512	0	47,598	0	410,110								
厚木 市	301	9,599,961	0	1,091,621	0	10,691,582	301	6,989,164	0	828,186	0	7,817,350								
大和市	246	6,503,918	0	1,018,917	0	7,522,835	133	2,366,119	0	283,341	0	2,649,460								
伊勢原 市	275	7,527,739	0	959,096	0	8,486,835	25	1,284,220	0	142,700	0	1,426,920								
海老名 市	119	2,628,967	0	413,045	0	3,042,012	6	118,708	0	13,192	0	131,900								
座間 市	299	7,145,395	0	846,172	0	7,991,567	19	272,114	0	30,241	0	302,355								
南足柄 市	9	471,888	0	52,432	0	524,320	16	311,878	0	34,657	0	346,535								
綾瀬 市	50	1,649,223	0	183,247	0	1,832,470	19	87,647	0	9,743	0	97,390								
葉山 町	13	521,064	0	57,896	0	578,960	6	54,551	0	6,064	0	60,615								
寒川 町	101	1,906,832	0	314,243	0	2,221,075	0	0	0	0	0	0								
大磯 町	56	982,792	0	109,213	0	1,092,005	94	3,801,629	0	512,156	0	4,313,785								
二宮 町	16	424,242	0	47,138	0	471,380	53	2,502,685	0	320,520	0	2,823,205								
中井 町	9	454,000	0	50,445	0	504,445	10	76,633	0	8,517	0	85,150								
大井 町	3	17,280	0	1,920	0	19,200	0	0	0	0	0	0								
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
開成 町	5	96,696	0	10,744	0	107,440	8	99,012	0	11,003	0	110,015								
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
真鶴 町	32	234,819	0	94,185	0	329,004	0	0	0	0	0	0								
湯河原 町	38	2,254,986	0	250,554	0	2,505,540	20	358,216	0	39,809	0	398,025								
愛川 町	69	3,403,512	0	378,168	0	3,781,680	18	765,252	0	85,033	0	850,285								
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
県合計	18,840	427,823,257	0	58,173,689	0	485,996,946	7,549	126,717,628	0	17,158,514	0	143,876,142								
市計	18,498	417,527,034	0	56,859,183	0	474,386,217	7,340	119,059,650	0	16,175,412	0	135,235,062								
町村計	342	10,296,223	0	1,314,506	0	11,610,729	209	7,657,978	0	983,102	0	8,641,080								

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-21 現金給付費(移送～その他(食事・生活療養含))

【平成24年度】

	移送					その他						
	件数 (件)	費用額(円)				計	件数 (件)	費用額(円)				計
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	
横浜市	4	115,490	0	0	0	115,490	2,734	29,347,474	0	-15,499,165	0	13,848,309
川崎市	1	16,140	0	0	0	16,140	799	6,791,792	0	-5,551,981	0	1,239,811
相模原市	0	0	0	0	0	0	579	10,685,783	0	-1,880,612	0	8,805,171
横須賀市	0	0	0	0	0	0	533	3,802,143	0	-2,557,385	0	1,244,758
平塚市	0	0	0	0	0	0	802	4,419,353	0	-4,141,769	0	277,584
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	423	3,723,194	0	-2,586,734	0	1,136,460
藤沢市	0	0	0	0	0	0	919	7,571,413	0	-7,017,050	0	554,363
小田原市	0	0	0	0	0	0	223	2,606,985	0	-1,394,785	0	1,212,200
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	261	1,656,621	0	-1,457,699	0	198,922
逗子市	0	0	0	0	0	0	247	2,510,274	0	-2,265,708	0	244,566
三浦市	0	0	0	0	0	0	39	336,047	0	-215,136	0	120,911
秦野市	0	0	0	0	0	0	270	2,189,297	0	-2,129,516	0	59,781
厚木市	0	0	0	0	0	0	141	997,748	0	-698,135	0	299,613
大和市	0	0	0	0	0	0	130	846,535	0	-543,433	0	303,102
伊勢原市	1	135,975	0	0	0	135,975	100	600,221	0	-497,698	0	102,523
海老名市	0	0	0	0	0	0	96	629,345	0	-591,647	0	37,698
座間市	0	0	0	0	0	0	147	1,396,760	0	-1,201,905	0	194,855
南足柄市	0	0	0	0	0	0	43	311,118	0	-222,918	0	88,200
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	113	914,683	0	-526,615	0	388,068
葉山町	0	0	0	0	0	0	19	329,445	0	-125,625	0	203,820
寒川町	0	0	0	0	0	0	13	154,221	0	-37,519	0	116,702
大磯町	0	0	0	0	0	0	12	172,146	0	-27,706	0	144,440
二宮町	0	0	0	0	0	0	53	472,126	0	-387,010	0	85,116
中井町	0	0	0	0	0	0	2	6,450	0	-6,450	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	7	30,421	0	-21,751	0	8,670
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	2	4,550	0	-4,550	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	26	111,460	0	-111,460	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	28	266,584	0	-256,504	0	10,080
真鶴町	0	0	0	0	0	0	5	69,649	0	7,740	0	77,389
湯河原町	0	0	0	0	0	0	8	102,576	0	-53,336	0	49,240
愛川町	0	0	0	0	0	0	14	125,553	0	-117,416	0	8,137
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	6	267,605	0	0	0	267,605	8,788	83,181,967	0	-52,121,478	0	31,060,489
市計	6	267,605	0	0	0	267,605	8,599	81,336,786	0	-50,979,891	0	30,356,895
町村計	0	0	0	0	0	0	189	1,845,181	0	-1,141,587	0	703,594

表7-3-22 葬祭費支給決定件数

【平成25年3月】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	支給決定金額	
横浜市	鶴見区	145	105	84	92	99	99	115	91	91	106	115	114	1,256	62,800,000
	神奈川区	148	94	91	94	82	94	109	79	86	86	108	112	1,183	59,150,000
	西区	54	49	32	27	51	31	48	34	42	37	60	53	518	25,900,000
	中区	77	53	55	44	80	53	75	50	65	55	62	61	730	36,500,000
	南区	139	97	99	98	118	68	90	74	79	85	116	119	1,182	59,100,000
	保土ヶ谷区	132	98	90	85	99	81	90	81	94	84	104	111	1,149	57,450,000
	磯子区	94	76	66	76	88	57	89	65	69	64	87	84	915	45,750,000
	金沢区	125	82	84	97	102	84	112	83	79	113	98	127	1,186	59,300,000
	港北区	155	120	72	92	110	91	139	105	106	97	114	110	1,311	65,550,000
	戸塚区	130	126	90	90	133	82	111	80	74	110	97	88	1,211	60,550,000
	港南区	99	80	87	87	94	77	108	63	105	94	92	132	1,118	55,900,000
	旭区	168	128	94	113	129	94	131	101	107	103	141	144	1,453	72,650,000
	緑区	85	62	69	60	71	32	82	39	62	39	86	85	772	38,600,000
	瀬谷区	68	74	51	51	55	49	64	52	48	60	71	68	711	35,550,000
	栄区	72	43	34	42	48	41	57	38	49	53	52	69	598	29,900,000
泉区	68	59	42	54	57	56	71	54	61	59	69	59	709	35,450,000	
青葉区	111	79	72	80	93	73	78	71	80	60	94	110	1,001	50,050,000	
都筑区	65	50	45	44	47	47	65	48	36	38	63	54	602	30,100,000	
川崎市	川崎区	141	80	102	83	91	70	117	86	91	72	96	97	1,126	56,300,000
	幸区	89	57	66	55	72	48	59	45	59	58	71	69	748	37,400,000
	中原区	77	74	74	75	60	52	82	43	76	64	82	85	844	42,200,000
	高津区	79	76	44	59	49	38	58	52	56	62	68	66	707	35,350,000
	多摩区	81	51	55	52	60	49	78	52	57	60	76	81	752	37,600,000
	宮前区	67	41	48	58	50	41	53	48	46	56	67	88	663	33,150,000
麻生区	81	55	48	53	54	45	73	47	43	60	66	61	686	34,300,000	
相模原市	173	325	100	210	380	160	421	179	206	225	276	320	2,975	148,750,000	
横須賀市	430	215	234	190	245	154	238	202	221	239	326	361	3,055	152,750,000	
平塚市	167	103	100	91	105	104	129	90	113	116	147	138	1,403	70,150,000	
鎌倉市	139	100	96	104	105	60	118	84	100	113	124	121	1,264	63,200,000	
藤沢市	276	171	156	142	168	148	184	134	182	170	178	202	2,111	105,550,000	
小田原市	136	119	87	106	117	89	105	81	75	103	124	140	1,282	64,100,000	
茅ヶ崎市	154	97	92	88	103	89	112	82	95	95	129	145	1,281	64,050,000	
逗子市	62	40	34	36	36	29	39	35	34	41	47	49	482	24,100,000	
三浦市	34	36	28	26	33	26	40	25	36	34	40	49	407	20,350,000	
秦野市	89	55	57	50	70	62	62	61	69	67	91	87	820	41,000,000	
厚木市	105	64	69	80	63	66	69	61	60	76	73	107	893	44,650,000	
大和市	100	62	68	56	70	46	108	58	78	65	88	103	902	45,100,000	
伊勢原市	50	36	45	38	34	35	44	41	41	46	41	42	493	24,650,000	
海老名市	55	46	40	36	52	32	45	40	36	38	58	54	532	26,600,000	
座間市	49	49	43	43	49	33	59	29	37	39	63	60	553	27,650,000	
南足柄市	27	20	18	29	17	16	21	13	18	27	33	22	261	13,050,000	
綾瀬市	32	27	34	32	38	21	31	19	22	21	41	33	351	17,550,000	
葉山町	23	22	14	21	20	19	16	11	17	20	17	24	224	11,200,000	
寒川町	26	18	18	20	22	16	21	11	15	22	30	26	245	12,250,000	
大磯町	20	21	16	20	27	7	24	18	16	26	22	13	230	11,500,000	
二宮町	24	10	15	16	10	15	17	12	13	19	19	21	191	9,550,000	
中井町	12	6	8	5	4	6	2	6	6	4	9	3	71	3,550,000	
大井町	10	9	7	2	7	10	3	5	8	12	9	7	89	4,450,000	
松田町	5	7	7	3	6	3	8	10	5	9	7	10	80	4,000,000	
山北町	15	5	4	11	4	7	8	11	6	9	15	10	105	5,250,000	
開成町	11	5	5	4	3	7	8	4	5	6	7	7	72	3,600,000	
箱根町	9	9	9	7	7	5	6	5	5	8	6	5	81	4,050,000	
真鶴町	7	10	6	6	8	5	6	8	7	10	13	9	95	4,750,000	
湯河原町	24	19	12	19	20	11	15	19	9	22	14	24	208	10,400,000	
愛川町	19	15	11	8	14	9	13	8	12	18	26	12	165	8,250,000	
清川村	2	1	1	0	0	1	2	2	2	1	1	2	15	750,000	
県合計	4,835	3,631	3,128	3,260	3,829	2,843	4,128	2,945	3,310	3,476	4,229	4,453	44,067	2,203,350,000	

注1:この表は、年間の葬祭費申請に対する支給決定件数を表したものである。

注2:平成24年度 保険給付費における葬祭費の支給額は、2,202,600千円である(振込不能及び不能分再振込を含む。)

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成25年3月】

	H24. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横浜市	337,697	33,771	10.00%
川崎市	105,802	32,719	30.92%
相模原市	56,074	14,070	25.09%
横須賀市	50,620	8,098	16.00%
平塚市	25,001	7,855	31.42%
鎌倉市	24,936	8,956	35.92%
藤沢市	38,126	21,341	55.97%
小田原市	22,392	6,169	27.55%
茅ヶ崎市	23,031	11,964	51.95%
逗子市	8,574	1,929	22.50%
三浦市	6,876	1,197	17.41%
秦野市	14,579	5,207	35.72%
厚木市	16,201	5,963	36.81%
大和市	17,719	7,694	43.42%
伊勢原市	8,538	3,285	38.48%
海老名市	9,461	3,276	34.63%
座間市	10,003	3,650	36.49%
南足柄市	4,946	1,134	22.93%
綾瀬市	6,434	3,265	50.75%
葉山町	4,370	1,050	24.03%
寒川町	3,841	1,560	40.61%
大磯町	4,232	280	6.62%
二宮町	3,818	1,303	34.13%
中井町	1,029	222	21.57%
大井町	1,553	536	34.51%
松田町	1,558	207	13.29%
山北町	1,856	220	11.85%
開成町	1,438	96	6.68%
箱根町	1,789	641	35.83%
真鶴町	1,352	319	23.59%
湯河原町	3,967	845	21.30%
愛川町	3,418	1,725	50.47%
清川村	343	167	48.69%
県合計	821,574	190,714	23.21%

表7-5-1 再審査状況

【平成24年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	35,230,193	10,858,763	19,206,255	19,799,546	37,649,185	38,215,860	43,690,502	39,768,756	28,942,069	39,799,892	32,543,614	41,270,473	386,975,108
川 崎 市	39,980,911	33,332,979	38,881,442	41,134,492	28,977,765	38,635,819	31,926,819	35,135,634	30,908,857	24,687,877	40,717,402	21,116,095	405,436,092
相 模 原 市	4,849,875	5,487,185	3,110,541	14,658,676	1,604,665	3,227,054	8,197,142	4,180,487	4,618,858	2,955,946	5,290,003	3,576,350	61,756,782
横 須 賀 市	5,330,988	1,052,764	1,433,912	342,845	0	9,986,982	1,716,720	5,072,034	6,177,986	4,424,923	2,878,542	5,359,643	43,777,339
平 塚 市	4,058,373	1,086,460	1,130,673	1,039,961	0	348,700	828,315	2,269,711	14,140	3,697,237	1,375,284	0	15,848,854
鎌 倉 市	3,448,922	1,191,050	2,558,774	1,018,346	6,313,653	3,323,797	2,107,533	1,193,768	2,495,337	1,670,650	1,854,961	3,156,055	30,332,846
藤 沢 市	9,079,937	804,035	1,862,979	1,060,378	4,016,640	390,392	4,285,908	1,142,335	5,451,066	6,830,609	0	9,118,826	44,043,105
小 田 原 市	1,588,944	1,696,350	38,850	300,080	2,290,244	2,685,400	390,725	706,082	3,626,171	385,968	2,763,922	3,760,109	20,232,845
茅 ヶ 崎 市	2,040,485	3,153,926	703,271	387,570	1,507,254	2,414,844	4,425,788	324,195	332,205	1,538,188	942,261	4,456,901	22,226,888
逗 子 市	67,510	887,108	5,000	1,041,410	12,573	30,020	217,170	32,195	7,470	90,830	115,479	168,243	2,675,008
三 浦 市	753,193	1,550,074	0	2,368,468	1,224,049	19,319	62,390	358,654	0	440,492	0	89,690	6,866,329
秦 野 市	1,931,620	352,536	412,963	248,550	397,564	576,137	441,273	74,133	95,021	444,532	316,009	132,607	5,422,945
厚 木 市	8,690,471	4,880,798	17,037,010	6,716,668	4,206,413	5,066,594	8,114,252	7,276,351	7,018,654	4,119,244	5,321,952	4,630,046	83,078,453
大 和 市	1,881,740	5,854,870	13,104	1,348,125	276,279	2,509,571	730,219	163,545	3,463,949	219,570	1,662,304	304,696	18,427,972
伊 勢 原 市	0	762,841	0	908,584	0	221,790	223,470	386,714	117,069	143,440	21,270	154,163	2,939,341
海 老 名 市	344,623	1,261,466	0	163,534	0	228,070	39,810	28,850	142,600	248,780	276,590	2,147	2,736,470
陸 田 町	2,044,273	2,242,248	776,060	704,054	2,663,315	745,368	1,126,413	1,190,122	1,557,249	1,416,820	737,785	1,968,187	17,171,894
南 足 柄 市	239,600	57,730	0	142,870	0	48,521	138,830	100,000	5,270	42,358	3,010	25,270	803,459
綾 瀬 市	434,617	1,665,397	0	0	0	0	16,730	73,189	33,655	5,040	8,290	324,560	2,561,478
葉 山 町	3,327,916	0	76,888	0	110,590	10,950	20,660	99,090	59,446	28,250	1,733,720	77,729	5,545,239
寒 川 町	3,962,873	1,410,338	1,353,320	1,385,316	1,150,923	1,218,903	2,915,697	1,132,908	1,943,287	1,179,206	1,467,653	1,260,595	20,381,019
大 磯 町	314,235	3,230,034	207,309	1,153,736	272,146	285,838	203,430	1,201,469	914,165	330,563	768,796	274,289	9,156,010
二 宮 町	914,561	1,089,774	958,129	367,593	1,987,815	206,850	878,637	1,029,343	888,128	738,049	986,038	260,083	10,305,000
中 井 町	620,726	101,662	159,328	73,981	81,946	69,976	50,856	57,215	330,906	53,451	66,276	148,624	1,814,947
大 井 町	11,631	552,463	112,656	102,207	35,298	22,016	21,521	215,617	1,459,868	38,686	65,625	136,993	2,774,581
松 田 町	0	0	0	20,180	0	3,030	0	3,430	10,050	0	0	0	36,690
山 北 町	155,945	98,602	74,273	20,180	36,496	0	68,340	110,791	163,985	2,772	66,501	61,563	859,448
開 成 町	135,486	212,125	128,321	66,728	342,037	661,284	439,711	191,043	327,405	144,796	319,861	550,906	3,519,703
箱 根 町	227,531	3,323,473	67,684	10,760	417,570	30,229	88,340	653,725	197,754	413,015	57,806	220,910	5,708,797
真 鶴 町	2,300	686,020	0	21,420	0	0	0	3,060	1,470	1,455	0	215,640	931,365
湯 河 原 町	179,253	1,448,186	160	13,356	715,870	222,570	63,740	38,750	38,650	443,561	60,620	153,040	3,377,756
愛 川 町	333,517	2,838,091	0	0	8,424,186	80,750	80,750	292,416	0	423,388	1,269,640	74,818	13,817,556
清 川 村	0	0	1,300	0	0	11,500	0	0	0	0	0	0	12,800
県 合 計	132,182,249	93,169,348	90,310,202	96,619,614	104,714,476	111,498,134	113,511,691	104,505,612	101,342,740	96,959,588	103,691,214	103,049,251	1,251,554,119

申出件数	8,140	9,555	9,283	8,135	9,797	8,956	8,724	9,586	9,165	8,914	11,378	9,739	111,372
査定件数	3,929	4,369	4,075	3,744	3,942	3,588	3,554	3,630	3,493	3,364	4,237	3,402	45,327

表7-5-2 第三者行為求償状況

【平成24年度】

	第三者行為				自過失 件数(件)
	一般	現役並み	計		
	金額(円)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
横浜市	135,256,425	11,859,667	1,057	147,116,092	71
川崎市	47,706,213	1,311,137	323	49,017,350	27
相模原市	24,023,849	604,086	243	24,627,935	17
横須賀市	20,637,744	502,719	119	21,140,463	13
平塚市	14,409,046	121,714	114	14,530,760	8
鎌倉市	9,141,514	1,169,862	92	10,311,376	4
藤沢市	7,336,653	45,927	94	7,382,580	12
小田原市	10,989,272	1,715	68	10,990,987	4
茅ヶ崎市	4,964,812	0	24	4,964,812	6
逗子市	1,561,680	0	16	1,561,680	1
三浦市	1,537,363	0	8	1,537,363	4
秦野市	3,825,828	4,678,048	94	8,503,876	0
厚木市	2,939,078	956,787	51	3,895,865	2
大和市	19,145,676	875,637	101	20,021,313	5
伊勢原市	3,390,893	0	26	3,390,893	2
海老名市	4,769,466	0	62	4,769,466	8
座間市	11,942,078	0	62	11,942,078	2
南足柄市	4,851,525	0	141	4,851,525	0
綾瀬市	1,695,583	0	137	1,695,583	0
葉山町	2,436,431	0	28	2,436,431	0
寒川町	5,683,406	1,345,340	28	7,028,746	3
大磯町	1,700,724	0	11	1,700,724	1
二宮町	4,150,198	0	36	4,150,198	0
中井町	0	0	0	0	0
大井町	1,703,117	0	7	1,703,117	2
松田町	0	0	0	0	0
山北町	1,423,592	0	7	1,423,592	0
開成町	0	0	0	0	1
箱根町	0	0	0	0	0
真鶴町	2,048,885	0	18	2,048,885	0
湯河原町	1,863,973	0	26	1,863,973	0
愛川町	1,651,867	0	23	1,651,867	0
清川村	0	0	0	0	0
県合計	352,786,891	23,472,639	3,016	376,259,530	193

第三者行為求償額(月別)

	調定	収入
4月	24,758,545	24,758,545
5月	21,115,660	21,115,660
6月	48,821,620	48,821,620
7月	25,556,776	25,556,776
8月	40,286,386	40,286,386
9月	21,851,276	21,851,276
10月	22,267,517	22,267,517
11月	29,666,940	29,666,940
12月	29,831,957	29,831,957
1月	32,410,977	32,410,977
2月	46,896,085	46,896,085
3月	32,795,791	32,795,791
合計	376,259,530	376,259,530

公害と労災の求償額(平成24年度)

公害	労災
614,141	22,900,081

表7-6-1 疾病分類統計(入院・入院外・合計)

【平成24年5月診療分】

疾病分類(神奈川県分)	入院				入院外				合計			
	件数	構成比	点数	構成比	件数	構成比	点数	構成比	件数	構成比	点数	構成比
0101 腸管感染症	189	0.41%	6,036,204	0.25%	1,569	0.14%	1,660,715	0.09%	1,758	0.15%	7,696,919	0.18%
0102 結核	78	0.17%	3,392,799	0.14%	422	0.04%	895,464	0.05%	500	0.04%	4,288,263	0.10%
0103 主として性的伝播様式をとる感染症	1	0.00%	36,301	0.00%	59	0.01%	199,569	0.01%	60	0.01%	235,870	0.01%
0104 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患	124	0.27%	3,778,470	0.15%	3,400	0.30%	2,835,419	0.16%	3,524	0.30%	6,613,889	0.16%
0105 ウイルス肝炎	79	0.17%	4,339,415	0.18%	4,870	0.43%	11,714,026	0.67%	4,949	0.42%	16,053,441	0.38%
0106 その他のウイルス疾患	18	0.04%	1,098,509	0.04%	74	0.01%	310,521	0.02%	92	0.01%	1,409,030	0.03%
0107 真菌症	31	0.07%	2,488,188	0.10%	7,176	0.64%	4,692,655	0.27%	7,207	0.62%	7,180,843	0.17%
0108 感染症及び寄生虫症の続発・後遺症	16	0.03%	579,985	0.02%	493	0.04%	1,518,304	0.09%	509	0.04%	2,098,289	0.05%
0109 その他の感染症及び寄生虫症	323	0.71%	24,130,105	0.99%	775	0.07%	1,400,058	0.08%	1,098	0.09%	25,530,163	0.61%
0201 胃の悪性新生物	709	1.55%	43,806,533	1.79%	5,956	0.53%	15,087,019	0.86%	6,665	0.57%	58,893,552	1.40%
0202 結腸の悪性新生物	668	1.46%	41,227,572	1.69%	5,403	0.48%	17,721,254	1.01%	6,071	0.52%	58,948,826	1.40%
0203 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	295	0.64%	19,258,413	0.79%	1,970	0.18%	7,028,302	0.40%	2,265	0.19%	26,286,715	0.63%
0204 肝及び肝内胆管の悪性新生物	432	0.94%	23,187,437	0.95%	1,129	0.10%	3,996,016	0.23%	1,561	0.13%	27,183,453	0.65%
0205 気管、気管支及び肺の悪性新生物	814	1.78%	45,983,833	1.88%	3,207	0.29%	13,727,358	0.78%	4,021	0.35%	59,711,191	1.42%
0206 乳房の悪性新生物	152	0.33%	8,289,955	0.34%	2,881	0.26%	9,742,106	0.56%	3,033	0.26%	18,032,061	0.43%
0207 子宮の悪性新生物	72	0.16%	4,598,666	0.19%	509	0.05%	1,324,011	0.08%	581	0.05%	5,922,677	0.14%
0208 悪性リンパ腫	236	0.52%	17,104,986	0.70%	1,070	0.10%	4,694,103	0.27%	1,306	0.11%	21,799,089	0.52%
0209 白血病	78	0.17%	8,763,713	0.36%	362	0.03%	1,999,948	0.11%	440	0.04%	10,763,661	0.26%
0210 その他の悪性新生物	2,237	4.89%	122,767,878	5.02%	16,295	1.46%	66,872,871	3.81%	18,532	1.59%	189,640,749	4.51%
0211 良性新生物及びその他の新生物	486	1.06%	23,416,590	0.96%	6,538	0.58%	14,809,124	0.84%	7,024	0.60%	38,225,714	0.91%
0301 貧血	225	0.49%	10,642,675	0.44%	2,306	0.21%	4,847,959	0.28%	2,531	0.22%	15,490,634	0.37%
0302 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	125	0.27%	11,100,467	0.45%	1,123	0.10%	2,649,240	0.15%	1,248	0.11%	13,749,707	0.33%
0401 甲状腺障害	31	0.07%	1,377,331	0.06%	4,469	0.40%	6,871,079	0.39%	4,500	0.39%	8,248,410	0.20%
0402 糖尿病	1,000	2.19%	42,764,661	1.75%	52,225	4.66%	99,223,515	5.65%	53,225	4.57%	141,988,176	3.38%
0403 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	570	1.25%	22,992,514	0.94%	46,756	4.18%	54,598,049	3.11%	47,326	4.06%	77,590,563	1.85%
0501 血管性及び詳細不明の認知症	853	1.86%	32,693,417	1.34%	4,756	0.42%	12,042,126	0.69%	5,609	0.48%	44,735,543	1.06%
0502 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	54	0.12%	1,814,004	0.07%	310	0.03%	454,413	0.03%	364	0.03%	2,268,417	0.05%
0503 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,021	2.23%	36,775,155	1.50%	3,623	0.32%	4,133,209	0.24%	4,644	0.40%	40,908,364	0.97%
0504 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	370	0.81%	14,419,071	0.59%	10,450	0.93%	10,549,175	0.60%	10,820	0.93%	24,968,246	0.59%
0505 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	34	0.07%	1,136,807	0.05%	7,674	0.69%	7,233,651	0.41%	7,708	0.66%	8,370,458	0.20%
0506 知的障害<精神遅滞>	5	0.01%	188,262	0.01%	17	0.00%	23,622	0.00%	22	0.00%	211,884	0.01%
0507 その他の精神及び行動の障害	201	0.44%	7,899,660	0.32%	2,812	0.25%	2,997,687	0.17%	3,013	0.26%	10,897,347	0.26%
0601 パーキンソン病	581	1.27%	31,240,871	1.28%	4,281	0.38%	8,016,619	0.46%	4,862	0.42%	39,257,490	0.93%
0602 アルツハイマー病	921	2.01%	34,508,933	1.41%	14,708	1.31%	32,189,588	1.83%	15,629	1.34%	66,698,521	1.59%
0603 てんかん	174	0.38%	8,803,077	0.36%	1,567	0.14%	2,202,894	0.13%	1,741	0.15%	11,005,971	0.26%
0604 脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	38	0.08%	1,960,380	0.08%	449	0.04%	851,572	0.05%	487	0.04%	2,811,952	0.07%
0605 自律神経系の障害	46	0.10%	2,298,755	0.09%	647	0.06%	748,421	0.04%	693	0.06%	3,047,176	0.07%
0606 その他の神経系の疾患	769	1.68%	37,313,290	1.53%	18,065	1.61%	22,948,469	1.31%	18,834	1.62%	60,261,759	1.43%
0701 結膜炎	3	0.01%	106,181	0.00%	6,615	0.59%	4,800,461	0.27%	6,618	0.57%	4,906,642	0.12%
0702 白内障	1,282	2.80%	40,404,690	1.65%	30,082	2.69%	31,561,435	1.80%	31,364	2.69%	71,966,125	1.71%
0703 屈折及び調整の障害	70	0.15%	1,767,100	0.07%	35,657	3.18%	35,811,352	2.04%	35,727	3.07%	37,578,452	0.89%
0704 その他の眼及び付属器の疾患	315	0.69%	12,576,902	0.51%	35,717	3.19%	36,882,592	2.10%	36,032	3.09%	49,459,494	1.18%
0801 外耳炎	1	0.00%	5,376	0.00%	1,185	0.11%	712,033	0.04%	1,186	0.10%	717,409	0.02%
0802 その他の外耳疾患	0	0.00%	0	0.00%	1,476	0.13%	1,006,213	0.06%	1,476	0.13%	1,006,213	0.02%
0803 中耳炎	9	0.02%	351,736	0.01%	2,401	0.21%	2,164,827	0.12%	2,410	0.21%	2,516,563	0.06%
0804 その他の中耳及び乳様突起の疾患	6	0.01%	467,557	0.02%	1,489	0.13%	1,296,566	0.07%	1,495	0.13%	1,764,123	0.04%
0805 メニエール病	9	0.02%	424,642	0.02%	837	0.07%	821,201	0.05%	846	0.07%	1,245,843	0.03%
0806 その他の内耳疾患	83	0.18%	1,589,255	0.06%	765	0.07%	936,910	0.05%	848	0.07%	2,526,165	0.06%
0807 その他の耳疾患	35	0.08%	798,940	0.03%	4,009	0.36%	3,496,904	0.20%	4,044	0.35%	4,295,844	0.10%
0901 高血圧性疾患	979	2.14%	41,196,711	1.68%	210,652	18.81%	260,859,330	14.87%	211,631	18.16%	302,056,041	7.19%
0902 虚血性心疾患	1,404	3.07%	100,362,004	4.10%	26,932	2.41%	46,295,269	2.64%	28,336	2.43%	146,657,273	3.49%
0903 その他の心疾患	2,723	5.95%	179,097,860	7.32%	24,939	2.23%	46,591,370	2.66%	27,662	2.37%	225,689,230	5.37%
0904 くも膜下出血	309	0.68%	23,019,862	0.94%	699	0.06%	1,406,947	0.08%	1,008	0.09%	24,426,809	0.58%
0905 脳内出血	1,076	2.35%	63,965,254	2.61%	2,272	0.20%	4,895,449	0.28%	3,348	0.29%	68,860,703	1.64%
0906 脳梗塞	3,893	8.51%	222,016,414	9.07%	27,943	2.50%	47,425,429	2.70%	31,836	2.73%	269,441,843	6.41%
0907 脳動脈硬化(症)	9	0.02%	381,113	0.02%	383	0.03%	583,964	0.03%	392	0.03%	965,077	0.02%
0908 その他の脳血管疾患	457	1.00%	28,442,450	1.16%	4,589	0.41%	7,371,946	0.42%	5,046	0.43%	35,814,396	0.85%
0909 動脈硬化(症)	256	0.56%	18,237,123	0.75%	2,772	0.25%	4,021,832	0.23%	3,028	0.26%	22,258,955	0.53%
0910 痔核	60	0.13%	1,506,085	0.06%	2,914	0.26%	2,805,790	0.16%	2,974	0.26%	4,311,875	0.10%
0911 低血圧(症)	14	0.03%	578,410	0.02%	209	0.02%	354,900	0.02%	223	0.02%	933,310	0.02%

疾病分類(神奈川県分)	入院				入院外				合計			
	件数	構成比	点数	構成比	件数	構成比	点数	構成比	件数	構成比	点数	構成比
0912 その他の循環器系の疾患	479	1.05%	43,224,903	1.77%	4,934	0.44%	9,461,049	0.54%	5,413	0.46%	52,685,952	1.25%
1001 急性鼻咽頭炎[かぜ]感冒	1	0.00%	37,708	0.00%	518	0.05%	340,818	0.02%	519	0.04%	378,526	0.01%
1002 急性咽喉炎及び急性扁桃炎	6	0.01%	110,422	0.00%	1,366	0.12%	904,919	0.05%	1,372	0.12%	1,015,341	0.02%
1003 その他の急性上気道感染症	12	0.03%	350,057	0.01%	5,474	0.49%	4,043,301	0.23%	5,486	0.47%	4,393,358	0.10%
1004 肺炎	1,843	4.03%	85,628,946	3.50%	1,084	0.10%	2,115,612	0.12%	2,927	0.25%	87,744,558	2.09%
1005 急性気管支炎及び急性細気管支炎	46	0.10%	1,512,746	0.06%	1,792	0.16%	1,510,708	0.09%	1,838	0.16%	3,023,454	0.07%
1006 アレルギー性鼻炎	6	0.01%	201,270	0.01%	8,086	0.72%	5,770,487	0.33%	8,092	0.69%	5,971,757	0.14%
1007 慢性副鼻腔炎	21	0.05%	1,222,330	0.05%	4,015	0.36%	3,671,705	0.21%	4,036	0.35%	4,894,035	0.12%
1008 急性又は慢性と明示されない気管支炎	18	0.04%	725,470	0.03%	765	0.07%	823,823	0.05%	783	0.07%	1,549,293	0.04%
1009 慢性閉塞性肺疾患	351	0.77%	17,177,245	0.70%	6,269	0.56%	16,940,666	0.97%	6,620	0.57%	34,117,911	0.81%
1010 喘息	157	0.34%	6,171,528	0.25%	10,932	0.98%	16,677,051	0.95%	11,089	0.95%	22,848,579	0.54%
1011 その他の呼吸器系の疾患	2,075	4.53%	108,620,464	4.44%	4,800	0.43%	13,982,977	0.80%	6,875	0.59%	122,603,441	2.92%
1101 う蝕	8	0.02%	78,215	0.00%	1,924	0.17%	2,690,693	0.15%	1,932	0.17%	2,768,908	0.07%
1102 歯肉炎及び歯周疾患	2	0.00%	17,735	0.00%	50,131	4.48%	73,180,764	4.17%	50,133	4.30%	73,198,499	1.74%
1103 その他の歯及び歯の支持組織の障害	6	0.01%	38,422	0.00%	6,480	0.58%	11,740,626	0.67%	6,486	0.56%	11,779,048	0.28%
1104 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	252	0.55%	11,890,937	0.49%	10,069	0.90%	13,893,271	0.79%	10,321	0.89%	25,784,208	0.61%
1105 胃炎及び十二指腸炎	130	0.28%	4,455,391	0.18%	24,336	2.17%	29,810,711	1.70%	24,466	2.10%	34,266,102	0.82%
1106 アルコール性肝疾患	21	0.05%	936,815	0.04%	241	0.02%	489,789	0.03%	262	0.02%	1,426,604	0.03%
1107 慢性肝炎(アルコール性のものを除く)	14	0.03%	530,029	0.02%	1,363	0.12%	2,119,785	0.12%	1,377	0.12%	2,649,814	0.06%
1108 肝硬変(アルコール性のものを除く)	99	0.22%	4,560,930	0.19%	875	0.08%	1,965,467	0.11%	974	0.08%	6,526,397	0.16%
1109 その他の肝疾患	123	0.27%	5,664,220	0.23%	2,563	0.23%	4,053,526	0.23%	2,686	0.23%	9,717,746	0.23%
1110 胆石症及び胆のう炎	569	1.24%	34,447,137	1.41%	1,939	0.17%	3,330,842	0.19%	2,508	0.22%	37,777,979	0.90%
1111 膝疾患	78	0.17%	4,169,114	0.17%	699	0.06%	1,267,092	0.07%	777	0.07%	5,436,206	0.13%
1112 その他の消化器系の疾患	2,251	4.92%	91,323,730	3.73%	27,235	2.43%	34,242,644	1.95%	29,486	2.53%	125,566,374	2.99%
1201 皮膚及び皮下組織の感染症	171	0.37%	6,238,333	0.25%	1,412	0.13%	1,283,632	0.07%	1,583	0.14%	7,521,965	0.18%
1202 皮膚炎及び湿疹	27	0.06%	948,168	0.04%	16,119	1.44%	9,684,362	0.55%	16,146	1.39%	10,632,530	0.25%
1203 その他の皮膚及び皮下組織の疾患	262	0.57%	13,479,636	0.55%	15,126	1.35%	11,400,825	0.65%	15,388	1.32%	24,880,461	0.59%
1301 炎症性多発性関節障害	198	0.43%	10,376,415	0.42%	8,614	0.77%	17,507,412	1.00%	8,812	0.76%	27,883,827	0.66%
1302 関節症	485	1.06%	42,776,612	1.75%	38,099	3.40%	48,256,773	2.75%	38,584	3.31%	91,033,385	2.17%
1303 脊椎障害(脊椎症を含む)	718	1.57%	39,766,568	1.63%	54,032	4.83%	66,434,897	3.79%	54,750	4.70%	106,201,465	2.53%
1304 椎間板障害	54	0.12%	2,196,371	0.09%	5,596	0.50%	7,115,521	0.41%	5,650	0.48%	9,311,892	0.22%
1305 頸腕症候群	3	0.01%	91,344	0.00%	1,294	0.12%	1,361,006	0.08%	1,297	0.11%	1,452,350	0.03%
1306 腰痛症及び坐骨神経痛	70	0.15%	2,193,242	0.09%	5,800	0.52%	6,831,543	0.39%	5,870	0.50%	9,024,785	0.21%
1307 その他の脊柱障害	57	0.12%	5,764,719	0.24%	3,319	0.30%	4,129,861	0.24%	3,376	0.29%	9,894,580	0.24%
1308 肩の傷害(損傷)	9	0.02%	310,360	0.01%	5,522	0.49%	6,546,740	0.37%	5,531	0.47%	6,857,100	0.16%
1309 骨の密度及び構造の障害	134	0.29%	6,495,334	0.27%	28,104	2.51%	34,845,698	1.99%	28,238	2.42%	41,341,032	0.98%
1310 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	448	0.98%	25,252,040	1.03%	8,004	0.71%	11,497,052	0.66%	8,452	0.73%	36,749,092	0.87%
1401 糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	365	0.80%	14,774,449	0.60%	1,209	0.11%	3,067,038	0.17%	1,574	0.14%	17,841,487	0.42%
1402 腎不全	1,126	2.46%	73,355,331	3.00%	7,055	0.63%	165,244,216	9.42%	8,181	0.70%	238,599,547	5.68%
1403 尿路結石症	91	0.20%	3,228,914	0.13%	904	0.08%	1,699,462	0.10%	995	0.09%	4,928,376	0.12%
1404 その他の腎尿路系の疾患	377	0.82%	15,313,493	0.63%	7,716	0.69%	9,082,774	0.52%	8,093	0.69%	24,396,267	0.58%
1405 前立腺肥大(症)	131	0.29%	4,808,560	0.20%	20,538	1.83%	28,134,700	1.60%	20,669	1.77%	32,943,260	0.78%
1406 その他の男性生殖器の疾患	28	0.06%	991,083	0.04%	415	0.04%	703,756	0.04%	443	0.04%	1,694,839	0.04%
1407 月経障害及び閉経周辺期障害	0	0.00%	0	0.00%	428	0.04%	283,435	0.02%	428	0.04%	283,435	0.01%
1408 乳房及びその他の女性生殖器の疾患	56	0.12%	2,808,143	0.11%	2,348	0.21%	2,520,437	0.14%	2,404	0.21%	5,328,580	0.13%
1501 流産	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1502 妊娠高血圧症候群	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1503 単胎自然分娩	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1504 その他の妊娠、分娩及び産後	0	0.00%	0	0.00%	4	0.00%	9,302	0.00%	4	0.00%	9,302	0.00%
1601 妊娠及び胎児発育に関連する障害	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1602 その他の周産期に発生した病態	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
1701 心臓の先天奇形	4	0.01%	835,204	0.03%	101	0.01%	187,333	0.01%	105	0.01%	1,022,537	0.02%
1702 その他の先天奇形、変形及び染色体異常	17	0.04%	669,466	0.03%	765	0.07%	1,049,178	0.06%	782	0.07%	1,718,644	0.04%
1800 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	741	1.62%	32,706,309	1.34%	16,676	1.49%	25,696,892	1.46%	17,417	1.49%	58,403,201	1.39%
1901 骨折	3,323	7.26%	210,164,103	8.59%	9,813	0.88%	14,178,338	0.81%	13,136	1.13%	224,342,441	5.34%
1902 頭蓋内損傷及び内臓の損傷	430	0.94%	23,767,575	0.97%	577	0.05%	1,222,796	0.07%	1,007	0.09%	24,990,371	0.59%
1903 熱傷及び腐食	21	0.05%	1,220,385	0.05%	209	0.02%	212,931	0.01%	230	0.02%	1,433,316	0.03%
1904 中毒	18	0.04%	529,969	0.02%	196	0.02%	145,945	0.01%	214	0.02%	675,914	0.02%
1905 その他の損傷及びその他の外因の影響	775	1.69%	40,845,780	1.67%	16,892	1.51%	22,362,225	1.27%	17,667	1.52%	63,208,005	1.50%
合計	45,756	100%	2,446,514,217	100%	1,119,710	100%	1,754,637,257	100%	1,165,466	100%	4,201,151,474	100%

※ 数値は平成24年5月診療分のうち、医科の電子レセプト(入院+外来)で請求された分を対象としている。
※ レセプト毎の疾病の分類は、医療機関が、「主な疾病」(主病)として記載したもののみを抽出している。

表8-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成25年3月】

	合計	65歳以上 75歳未満の 障がい認定者		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～	
		(再掲) 65歳～69歳	(再掲) 70歳～74歳							
北海道	718,045	32,845	14,689	18,156	276,679	212,579	126,168	52,671	14,808	2,295
青森県	193,899	8,799	4,044	4,755	77,715	58,571	33,100	12,227	3,068	419
岩手県	203,332	5,364	1,832	3,532	77,556	63,016	38,022	14,740	4,035	599
宮城県	278,465	5,101	1,408	3,693	108,282	86,738	52,200	20,173	5,196	775
秋田県	186,302	4,458	1,547	2,911	70,354	58,693	35,469	13,529	3,339	460
山形県	190,808	5,601	2,187	3,414	67,979	59,317	38,704	15,025	3,656	526
福島県	286,784	9,289	3,914	5,375	104,152	88,633	56,386	21,915	5,591	818
茨城県	345,209	13,689	6,410	7,279	132,948	101,158	64,293	25,171	6,944	1,006
栃木県	232,659	7,028	2,997	4,031	88,318	70,058	44,689	17,346	4,576	644
群馬県	251,305	7,929	3,433	4,496	94,260	75,548	47,903	19,252	5,577	836
埼玉県	663,672	13,094	4,307	8,787	304,964	188,176	102,548	41,724	11,482	1,684
千葉県	616,555	9,200	1,993	7,207	272,745	179,603	100,913	40,661	11,654	1,779
東京都	1,287,952	8,203	1,749	6,454	545,302	387,527	222,927	92,972	26,508	4,513
神奈川県	860,752	7,099	1,535	5,564	378,393	255,021	142,096	58,554	16,893	2,696
新潟県	353,158	5,316	1,657	3,659	129,294	108,354	70,206	30,443	8,248	1,297
富山県	161,358	7,884	3,741	4,143	58,028	47,965	29,895	13,003	3,928	655
石川県	149,331	4,788	1,909	2,879	54,919	44,665	28,117	12,574	3,624	644
福井県	113,794	2,487	775	1,712	41,415	35,106	22,298	9,363	2,667	458
山梨県	116,325	1,726	334	1,392	41,958	35,158	23,385	10,420	3,183	495
長野県	323,237	7,043	1,997	5,046	112,551	98,711	66,943	28,745	7,975	1,269
岐阜県	265,591	5,640	1,491	4,149	104,558	80,324	49,269	19,644	5,376	780
静岡県	466,546	8,603	2,746	5,857	184,668	140,251	86,304	35,293	10,000	1,427
愛知県	755,704	41,595	19,200	22,395	314,020	215,227	121,142	48,354	13,387	1,979
三重県	238,842	5,050	1,568	3,482	93,548	73,257	44,054	17,290	4,920	723
滋賀県	152,278	3,514	1,057	2,457	58,786	46,114	28,440	11,541	3,349	534
京都府	309,536	7,068	1,836	5,232	123,919	91,379	54,786	23,831	7,210	1,343
大阪府	900,363	19,174	6,273	12,901	399,575	262,967	141,393	57,894	16,595	2,765
兵庫県	655,480	17,649	5,379	12,270	263,949	196,308	114,426	47,325	13,437	2,386
奈良県	169,004	4,418	1,405	3,013	67,882	49,814	30,192	12,462	3,604	632
和歌山県	148,681	4,428	1,630	2,798	55,376	45,095	28,242	11,678	3,313	549
鳥取県	89,410	1,891	640	1,251	31,480	27,193	18,263	7,924	2,283	376
島根県	124,692	2,225	755	1,470	43,711	37,988	25,128	11,779	3,276	585
岡山県	263,563	3,971	1,105	2,866	98,093	81,681	50,018	22,089	6,573	1,138
広島県	364,174	11,399	4,967	6,432	136,850	106,084	67,839	30,988	9,355	1,659
山口県	224,071	5,354	1,398	3,956	83,670	67,583	42,463	18,646	5,368	987
徳島県	119,368	4,357	1,950	2,407	43,214	36,645	23,025	9,096	2,582	449
香川県	142,638	2,319	595	1,724	52,207	43,991	27,803	12,118	3,544	656
愛媛県	212,786	5,190	1,787	3,403	77,507	65,134	41,289	17,658	5,140	868
高知県	121,820	2,699	903	1,796	42,285	37,380	24,878	10,838	3,158	582
福岡県	590,589	25,959	11,615	14,344	223,686	172,641	106,555	45,963	13,409	2,376
佐賀県	117,481	2,346	754	1,592	42,625	35,761	23,457	9,919	2,858	515
長崎県	205,350	2,175	447	1,728	76,631	62,744	40,676	17,426	4,897	801
熊本県	267,550	5,033	1,473	3,560	96,957	81,175	53,103	23,297	6,802	1,183
大分県	176,014	2,486	580	1,906	65,325	54,342	34,707	14,478	4,059	617
宮崎県	165,588	3,260	1,058	2,202	61,914	50,706	31,426	13,545	4,035	702
鹿児島県	260,969	5,642	1,300	4,342	92,197	80,174	52,005	22,964	6,829	1,158
沖縄県	127,391	2,299	353	1,946	51,792	36,609	20,756	11,060	4,015	860
全国計	15,168,421	372,687	136,723	235,964	6,024,237	4,533,164	2,727,901	1,135,608	322,326	52,498

表8-2 都道府県別保険料設定状況等

【平成24年9月】

	平成24年度・平成25年度 均一保険料率【注1】				平成24年度1人当たり 保険料調定額(円)【注2】	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	47,709	10	10.61%	2	67,724	12
青森県	40,514	35	7.41%	42	39,852	46
岩手県	35,800	46	6.62%	47	36,998	47
宮城県	40,920	32	8.30%	25	52,062	34
秋田県	39,710	38	8.07%	32	39,886	45
山形県	39,500	40	7.52%	41	41,936	43
福島県	40,000	37	7.76%	38	40,830	44
茨城県	39,500	40	8.00%	34	52,904	31
栃木県	42,000	27	8.54%	20	55,982	25
群馬県	42,700	26	8.48%	21	57,149	22
埼玉県	41,860	28	8.25%	27	75,336	7
千葉県	37,400	45	7.29%	44	66,278	13
東京都	40,100	36	8.19%	29	93,602	1
神奈川県	41,099	31	8.01%	33	89,610	2
新潟県	35,300	47	7.15%	46	43,541	43
富山県	43,800	21	8.60%	18	60,513	19
石川県	47,520	11	9.33%	9	63,904	14
福井県	43,700	23	7.90%	35	55,428	27
山梨県	39,670	39	7.86%	36	49,021	37
長野県	38,239	43	7.29%	44	50,452	36
岐阜県	40,670	34	7.83%	37	56,682	24
静岡県	37,900	44	7.39%	43	61,273	18
愛知県	43,510	24	8.55%	19	80,140	4
三重県	39,120	42	7.55%	40	53,394	30
滋賀県	41,704	29	8.12%	30	62,081	16
京都府	46,390	14	9.12%	12	74,575	8
大阪府	51,828	2	10.17%	4	84,350	3
兵庫県	46,003	15	9.14%	11	76,011	6
奈良県	44,200	19	8.10%	31	68,874	9
和歌山県	43,271	25	8.28%	26	51,178	35
鳥取県	40,773	33	7.71%	39	47,809	39
島根県	41,520	30	8.41%	23	48,064	38
岡山県	45,000	17	8.97%	14	61,861	17
広島県	43,735	22	8.35%	24	67,805	10
山口県	47,474	12	9.45%	8	67,729	11
徳島県	48,900	5	9.51%	7	53,825	28
香川県	47,200	13	8.81%	15	62,778	15
愛媛県	44,194	20	8.72%	17	53,586	29
高知県	51,793	3	10.35%	3	58,642	20
福岡県	55,045	1	10.88%	1	79,170	5
佐賀県	49,500	4	9.60%	5	56,944	23
長崎県	44,600	18	8.23%	28	52,098	33
熊本県	47,900	9	9.26%	10	52,759	32
大分県	48,500	6	9.52%	6	55,716	26
宮崎県	45,500	16	8.48%	21	46,776	41
鹿児島県	48,500	6	9.05%	13	47,126	40
沖縄県	48,440	8	8.80%	16	58,001	21
全国平均	43,550		8.55%		66,715	
神奈川県との比	2,451		0.54%		-22,895	

【注1】国公表資料：後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率等による

【注2】国公表資料：平成24年度後期高齢者医療被保険者実態調査：表25による

9 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,079,363	人		H25.7.1
	被保険者数		866,985	人	県人口比 9.55%	H25.6.30
	うち障がい認定者数		6,978	人	全被保険者比 0.80%	H25.6.30
	被保険者構成	横浜	355,481	人	構成比 41.00%	H25.6.30
		川崎	111,587	人	12.87%	H25.6.30
		相模原	60,429	人	6.97%	H25.6.30
		横須賀	52,591	人	6.07%	H25.6.30
		市部(横須賀除く)	250,739	人	28.92%	H25.6.30
		町部	35,804	人	4.13%	H25.6.30
		清川村	354	人	0.04%	H25.6.30
	負担区分別被保険者数	現役並所得者	103,546	人	構成比 11.94%	H25.6.30
		一般	474,682	人	54.75%	H25.6.30
		低Ⅱ	131,251	人	15.14%	H25.6.30
		低Ⅰ	157,506	人	18.17%	H25.6.30
		例月被保険者異動状況(6月)	年齢到達	4,871	人	平成24年度合計 87,586人
		死亡	3,188	人	45,577人	H25.6.30
		転入	404	人	5,223人	H25.6.30
		転出	353	人	3,829人	H25.6.30
		生保廃止	61	人	706人	H25.6.30
		生保開始	66	人	1,426人	H25.6.30
減額認定者	年次	39,829	人		H25.8.1	
	随時	6,275	人	H25.4.1~H25.7.31認定数	H25.8.1	
特定疾病者		5,620	人	平成24年度事業年報C表	H25.6.30	
保険料	軽減該当者	9割減	169,326	人	19.64%	H24・25年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値(H23.12.28:最終保険料試算の数値) ベース:被保険者見込み数(861,820人)
		8.5割減	86,678	人	10.05%	
		5割減	11,836	人	1.37%	
		2割減	47,750	人	5.54%	
		被扶養者軽減	57,819	人	6.71%	
		所得割減	62,180	人	7.21%	
	限度額超過者	18,708	人	2.17%		
	所得無し者	467,442	人	54.24%		
例月異動賦課者		12,203	人	月平均人数(H24年度実績)		
給付	年間一人あたり医療費		856,813	円/年	平成24年度実績	H25.6.30
	例月給付費	合計	549.3	億円/月	平成24年度実績	H25.6.30
		療養給付費	529.3	億円/月		H25.6.30
		療養費(柔整)	9.0	億円/月		H25.6.30
		審査支払手数料	1.5	億円/月		H25.6.30
		療養費(柔整を除く)	0.9	億円/月		H25.6.30
		葬祭費	1.8	億円/月		H25.6.30
		高額療養費	6.2	億円/月		H25.6.30
		高額介護合算療養費	0.5	億円/月		H25.6.30
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	4,333	件/月	平成24年度実績	H25.6.30
		不支給決定件数	14	件/年		H25.6.30
		振込不能件数	20	件/月		H25.6.30
		再振込み件数	19	件/月		H25.6.30
	例月処理件数(葬祭費)	支給決定件数	3,672	件/月	平成24年度実績	H25.6.30
		不支給決定件数	2	件/年		H25.6.30
		振込不能件数	27	件/月		H25.6.30
		再振込み件数	26	件/月		H25.6.30
	例月処理件数(高額療養費)	新規申請書発送件数	7,463	件/月	平成24年度実績	H25.6.30
		再勧奨発送件数	826	件/月		H25.6.30
		支給決定件数	69,665	件/月		H25.6.30
		振込不能件数	806	件/月		H25.6.30
		再振込み件数	784	件/月		H25.6.30
	処理件数(高額介護合算療養費)	勧奨件数(年間)	45,837	件/年	平成24年度実績	H25.6.30
		再勧奨発送件数	48	件/年		H25.6.30
		支給決定件数	2,582	件/月		H25.6.30
		不支給決定件数	575	件/月		H25.6.30
		振込不能件数	39	件/月		H25.6.30
	再振込み件数	32	件/月		H25.6.30	
例月レセプト枚数	療養給付費	2,246,981	件/月	平成24年度実績	H25.6.30	
	療養費等(柔整を含む)	66,147	件/月		H25.6.30	
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	

10 用語の定義

10-1 被保険者

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び65歳以上75歳未満の方の障がい認定を受けた方が対象となる。

◆障がい認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

10-2 保険料

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第292条第4項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（平成24年度・25年度は55万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労務場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

10-3 医療給付

◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけされている。

◆保険者負担分

【現物給付】

広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給すること。

◆高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって広域連合が保険医療機関に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給すること。

◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいう。

【このページは空白です】

例規集

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

条例

平成19年11月19日
条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条―第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条―第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法

第106条に規定する賦課期日）をいう。以下同じ。）の属する年の前

年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の

2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医

療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」

と）という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所

得の金額（以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得

の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規

定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総

所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除

して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。た

だし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照

らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当

該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該

賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回るものが確定である

と見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第8

3条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第10条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第8

5条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項

第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の

基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所

得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所

得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定

を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、こ

れを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、
 法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第7
 6条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7
 項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用
 （法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第
 76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）
 の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金
 の拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要す
 る費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入
 金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにそ
 の他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執
 行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第
 95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期
 高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第1
 02条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療
 に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除
 く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべ
 き保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納
 が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89
 条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、
 所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年
 度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の
 被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第9
 0条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額
 とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)
 第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合におけ
 る当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取

る。
 (保険料の被保険者均等割額)
 第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定す
 る被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の
 合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切
 り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)
 第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等
 割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)
 第7条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、100分の8.
 01とする。

(被保険者均等割額)
 第8条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、41,
 099円とする。

(保険料の賦課限度額)
 第9条 第3条第1項の賦課額は、55万円を超えることができない。

(保険料の賦課総額)
 第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により
 被保険者に対して課する保険料の賦課額（第12条又は第13条に規
 定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得
 割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、そ
 の減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総
 額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込
 額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定
 保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に
 相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、
 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1)の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の

2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数の24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の保険

料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者）の申請による限り、以下の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金額給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならぬ。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であつて、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金額給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならぬ。

らない。

(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他の世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村(神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号)第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市

町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。)又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定については第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であつた被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であつた被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であつた被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合には、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、適用しない。

(東日本大震災に係る保険料減免の特例)

第14条 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則 (平成20年7月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年1月26日条例第2号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度及び平成23年度の各年度の保険料については、平成20年度及び平成21年度の各年度の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月29日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年2月3日条例第2号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度及び平成25年度の各年度の保険料については、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行

規則

平成20年3月3日

規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。
- (4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

- (2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならぬ。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊、半壊、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもって行う保険料（以下「割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き

保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第6項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

（負担区分等の証明）

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（保健事業）

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1に定める健診項目によるものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町村第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業

(2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

(3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業
(様式)

第14条 法令及びこの規則の規定による書類の他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとし、
(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日規則第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成21年10月27日規則第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成23年1月28日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則（平成24年3月1日規則第1号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成24年6月19日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第3号様式の規定は、平成24年8月1日以後を有効期限とする

するものについて適用し、同日前を有効期限とするものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年8月26日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第12条により交付されている後期高齢者医療負担区分証明書は、改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第12条の規定により交付されている後期高齢者医療負担区分証明書とみなす。

別表第1 (第13条関係)

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI (次の算式により算出した値をいう。) の測定 BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ²
5	血圧の測定
6	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミクヒルピクトランスアミナーゼ (GPT)、及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ (γ-GTP) の検査
7	血清トリグリセライド (中性脂肪)、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) 及び低比重リポ蛋白コレステロール (LDLコレステロール) の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第2（第14条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出書	省令第10条、第11条、第12条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第10条、第11条、第12条
第3号様式	後期高齢者医療被保険者証（省令様式第2号）	省令第17条第1項
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、第21条、第62条第8項、第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第3項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第3項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第3項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第37条第2項、第42条第2項
第12号様式	第三者の行為による傷病届（兼「同意書」）	省令第46条
第13号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第47条第1項、第60条第1項
第14号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第67条第1項
第16号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第70条第1項

様式番号	様式の種類	関係条文
第16号様式の2	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	省令第71条の9第1項、第71条の10第1項
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条
第18号様式	後期高齢者医療反徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療反徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	条例附則第14条、第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	条例附則第14条、第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式の2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	条例附則第14条、第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/	第10条
第31号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条

【様式省略】

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、神奈川県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、神奈川県とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。

(広域連合の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選

挙については、当該市町村の議会の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなるときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなるときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成20年8月1日神奈川県指令市町第4号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成22年11月26日神奈川県知事届出）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7人
2	川崎市	3人
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町	2人

	大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村
--	-----------------------------------------------------------------------------------

別表第3 (第17条)

1 共通経費

項 目	負担割合
均 等 割	100分の5
被 保 険 者 数 割	100分の47.5
人 口 割	100分の47.5

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	説 明
高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考)

- 1 被保険者数割については、前年度の3月31日現在の被保険者の数(平成20年3月31日までにあっては、老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等の数)により計算する。
- 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

【このページは空白です】

別添資料

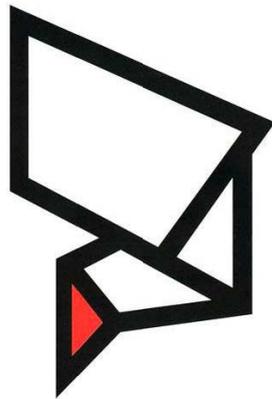
【このページは空白です】

第2次広域計画の概要

広域計画は、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に処理することを目的として作成されているが、平成19年度に策定した広域計画の運用期間が平成23年度末で満了したことから、広域連合議会の承認を得て、平成24年度から27年度までを運用期間とした第2次広域計画を、平成24年2月に策定した。

神奈川県後期高齢者医療広域連合 第2次広域計画

(平成24年度～平成27年度)



平成24年2月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2～7
(1) ー1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて	2
(1) ー2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて	3
(1) ー3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について	4
(2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について	5
(3) 広域連合の運営体制について	6
(4) 広域連合と市町村の連携について	6
(5) 広報広聴活動について	7
3. 広域連合の基本方針と施策の方向性	8～9
(1) 医療費の適正化と健全な財政運営	8
(2) 健康診査実施体制の確保	8
(3) 広域連合の運営体制の強化	9
(4) 市町村との連携強化	9
(5) 広報広聴活動の充実	9
4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること	10
5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること	10
参考資料	11～14
出典	15

神奈川県後期高齢者医療広域連合章の説明

長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマークです。ロゴマーク全体の形が神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。(作成協力 学校法人 女子美術大学)

1. はじめに

我が国の急速な高齢化の進行と高齢者医療費の増加は、医療保険制度の持続可能性に大きな影響を与えることとなり、抜本的な医療制度の見直しが求められるようになりました。

このような状況を背景に、国は、世代間を通じた負担を明確かつ公平なものとし、将来にわたって国民皆保険を持続可能なものとしていくため、一連の医療制度改革を行い、平成20年4月1日から老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が施行されました。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される特別地方公共団体である広域連合が主体となっており、神奈川県においては、県内33市町村（以下「市町村」という。）で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、後期高齢者医療制度の運営を担っております。

広域連合では、平成19年に策定した神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）に基づいて、国、県と協調しながら、市町村とともに制度の運営に努めてまいりました。この間、保険料負担の軽減など度重なる制度改正（参考資料・資料1）が行われましたが、県民の皆様への制度の周知を推進したことなどにより、制度としては定着しつつあるものと考えております。

しかし、75歳という一定の年齢に到達することで、それまでの医療保険制度から分離、区分されることなどに対して、強い批判が寄せられたため、国は後期高齢者医療制度を廃止する方針を決定しました。これを受けて厚生労働大臣の主宰により、『高齢者医療制度改革会議』が設置され、新たな医療保険制度の具体的なあり方の検討が進められました。平成22年12月に「最終とりまとめ」が示され、「後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する」ことなどの新たな制度の具体的な内容が定められてまいりましたが、国会への法案提出などの時期は不透明な状況が続いております。

こうした中、広域連合では、現在運用中の広域計画の期間が平成23年度末で満了することから、地方自治法第291条の7などの規定に基づき、平成24年度から平成27年度を期間とする第2次広域計画を策定いたしました。

広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視し、第2次広域計画に基づいて、市町村と連携して、県民の皆様が安心して医療サービスを受けられることができるよう、円滑な制度運営に努めてまいります。

平成23年12月

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
阿部 孝夫

2. 現状と課題

(1) ー1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて

【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度が開始された平成20年度において約69万3,000人でしたが、平成22年度の被保険者数は、約6万9,000人増加して、約76万2,000人になり、平成25年度には、約88万2,000人に達すると推計しています。第2次広域計画の終期と定める平成27年度には、75歳以上の被保険者数だけでも、約100万1,000人まで増加（参考資料・資料2）、当面の間、増加し続けるものと見込まれています。

表1 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数

(実績値)	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	693千人	13,210千人	724千人	13,616千人	762千人	14,296千人
対前年度比	—	—	104.47%	103.07%	105.25%	105.00%

(推計値)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	801千人	14,783千人	845千人	15,287千人	882千人	15,808千人
対前年度比	105.12%	103.41%	105.49%	103.41%	104.38%	103.41%

* 平成20年度から平成22年度の神奈川県と全国の被保険者数、平成20年度及び平成21年度の全国の被保険者数は、年度平均の値を使用しています。

* 平成23年度から平成25年度の神奈川県と全国の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

* 平成22年度から平成25年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第14回高齢者医療制度改革会議』にて提供された医療費増加倍率、一人あたりの医療費増加倍率を用いて推計しました。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

(1) - 2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて

【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の医療費は、平成20年度において約5,080億円でしたが、平成22年度の医療費は、約1,319億円増加し、約6,399億円になり、平成25年度には、約7,902億円に達すると推計しています。第2次広域計画の終期と定める平成27年度には、全国の医療費は、被保険者数の増加や医療技術の高度化などによって、16兆1,000億円まで増加すると見込まれており（参考資料・資料4）、神奈川県においても、全国と同様に医療費が増加し続けるものと予測されます。

表2 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費

(実績値)	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	5,080億円	103,819億円	5,939億円	120,108億円	6,399億円	128,000億円
対前年度比	—	—	—	—	107.75%	106.57%

(推計値)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	6,905億円	134,347億円	7,401億円	141,008億円	7,902億円	148,000億円
対前年度比	107.91%	104.96%	107.18%	104.96%	106.77%	104.96%

- * 平成23年度から平成25年度の神奈川県の医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。
- * 平成22年度から平成25年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第14回高齢者医療制度改革会議』にて提供された国民医療費増加率を基に推計しました。
- * 平成20年度は、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分です。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の医療費は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

(1) - 3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について

【現状】

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と、被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額になります。

保険料は、2年単位の財政運営期間の費用と収入を見込んで算定しており、神奈川県における保険料は、平成20年度と21年度が、均等割額39,860円、所得割率7.45%、平成22年度と平成23年度が、均等割額39,260円、所得割率7.42%でした。

次の財政運営期間である平成24年度と平成25年度は、均等割額が41,110円、所得割率が8.02%となります。

表3 平成20年度から平成23年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料

	平成20年度・平成21年度		平成22年度・平成23年度		(B) - (A)	
	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均
均等割額	39,860円	41,500円	39,260円	41,700円	△600円	200円
所得割率	7.45%	7.65%	7.42%	7.88%	△0.03%	0.23%

【神奈川県の特徴】

神奈川県の保険料均等割額、所得割率は、ともに全国平均を下回っています。

【課題】

神奈川県の保険料は、現状では全国平均を下回っていますが、前述のとおり、今後、被保険者数が増加し、医療費が全国平均を上回って増加する結果として、保険料も上昇していくことが予想されます。このため、出来る限り保険料の上昇を抑制する必要があります。

(2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について

【現状】

広域連合では、市町村が実施主体となっており、健康診査事業に対して、補助金を交付する方法で健康診査事業を実施しています。検査項目は、基本的には、法に基づき実施される特定健康診査（40歳から74歳を対象に実施）と同様（腹囲を除く）ですが、市町村で独自に追加の項目を実施する場合があります。

神奈川県健康診査受診率は、平成20年度が約21%、平成21年度が約22%、平成22年度が約23%でした。

表4 平成20年度から平成22年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率

健康診査受診率	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均
	21%	21%	22%	22%	23%	23%
						未公表

* 平成22年度の全国平均健康診査受診率は、平成23年12月現在において未公表です。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の健康診査の受診率は、平成20年度は全国で14番目、平成21年度は15番目であり、全国平均とほぼ同じでした。

【課題】

健康診査の受診率は、全国平均と比較して低いわけではありませんが、被保険者の関心が高い事業であることから、健康診査事業の目的を踏まえ、より一層、効果的かつ効率的に実施する必要があります。

(3) 広域連合の運営体制について

【現状】

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員が設置されています。

広域連合議会は、市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決などを行っています。

広域連合事務局長の職員は、市町村及び県から派遣され、後期高齢者医療制度に関する事務処理を行っています。制度開始当初の職員は50名でしたが、民間委託などの活用により、平成23年度には47名とし、3課6係体制で市町村と連携しながら業務に当たっています。

【課題】

県内自治体の職員数の削減が進み、被保険者の増加に対応して広域連合の職員を増員することが困難なことや広域連合の職員が、概ね2年から3年を目的に派遣元に帰任しているため、知識や経験の習得、ノウハウの蓄積が難しい状況が生じています。

(4) 広域連合と市町村の連携について

【現状】

広域連合では、市町村が、後期高齢医療制度の運営に参加する仕組みとして、広域連合規約に基づいて、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」を設置し、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携、調整を図っています。

また、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置しています。

【課題】

市町村が実施主体となっている取納対策事業や保健事業などの一部の事業では、広域連合と市町村の間で情報共有や事務連携をより一層進める必要があります。

(5) 広報広聴活動について

【現状】

広域連合では、後期高齢者医療制度の周知と県民のニーズの把握のために広報広聴活動を行っています。

広報活動としては、「後期高齢者医療制度のあらまし」は、新たに制度に加入された方に制度説明のために、被保険者証と共に送付しています。「後期高齢者医療制度ガイドブック」は、市町村窓口などでの制度周知のために作成しています。年に2回発行している広報紙「広報かわね広域連合」は、制度の動向や良くある質問、広域連合議会の情報や将来の計画などを掲載し、市区町村などの窓口で配布しています。広域連合ではホームページも開設し、制度の仕組みや予算、議会の状況を掲載しています。また、効果的かつ効率的に被保険者からの電話による問い合わせに対応するために、コールセンターを設置しています。広報活動としては、懇談会やアンケートを通して、広く意見を募集することを目的とした「登録モニター制度」を設けています。モニターは公募による登録制となっており、平成23年度には約40名の方々が、モニター登録をしています。

平成23年度までのモニター懇談会では、「医療費」、「自己負担額」、「病院受診」、「健康診断」、「後発医薬品」、「新制度の進捗状況」などを話題に取上げて、意見交換を行いました。

【課題】

後期高齢者医療制度は、保険料や高額介護合算制度などの仕組みが複雑な上、広報資料の配布場所や方法が限られていることや、インターネットの活用になじみの少ない被保険者も多いことから、より効果的な広報活動を実施する必要があります。

3. 広域連合の基本方針と施策の方向性

広域連合は、現状と課題を踏まえ、次に掲げる基本方針と施策の方向性に則って、被保険者に必要なサービスを確実に提供するため、後期高齢者医療制度の効率的で安定的な運営に取り組んでいきます。

(1) 医療費の適正化と健全な財政運営

【基本方針】

医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担を出来るだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。

【施策の方向性】

(1) 医療費の適正化
県の医療費適正化計画を踏まえて、効果的に診療報酬明細書の点検を実施すると共に、医療保険と介護保険の給付調整や柔道整復療養費支給申請書の点検などの強化に取り組みます。また、後発医薬品の普及啓発や医療費通知などを、費用対効果にも配慮しながら実施します。

(2) 健全な財政運営

平成22年度の保険料の収納率は、約99%（参考資料・資料6）となっていますが、負担の公平性の観点から、より一層の向上を目指して、「保険料収納対策に係る実施計画」に基づき、市町村が滞納者の実態に即したきめ細かな納付相談を実施し、短期被保険者証の活用も検討しながら収納率の維持、向上を図ることを支援します。

また、公費負担のより一層の拡大を国に対して要望します。

(2) 健康診査実施体制の確保

【基本方針】

後期高齢者医療制度における健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的としています。既に治療を開始している被保険者も多いことから、健康診査を希望する被保険者が、受診できる体制の確保に努めます。

【施策の方向性】

広域連合では、健康診査事業について、広域連合と市町村の役割を定めた『保健事業実施計画』を定めています。市町村が弾力的な対応を図れるように、国の補助金などを有効に活用して、市町村が実施する健康診査事業を支援します。

(3) 広域連合の運営体制の強化

【基本方針】

広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。

【施策の方向性】

広域連合の様々な事務処理について、常に民間委託などの可能性を検証し、ノウハウを継承するためのマニュアルの作成と整備を進めます。また、派遣職員の派遣期間の基本を3年から4年とすることを市町村及び県に要請します。

(4) 市町村との連携強化

【基本方針】

市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要の認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努めます。

【施策の方向性】

既存の幹事会、運営協議会に加えて、県が平成23年度に広域連合も加えて改組を図った「県・市町村・神奈川県後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」も積極的に活用して、効果的な情報交換や協議を行います。

(5) 広報広聴活動の充実

【基本方針】

本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。

【施策の方向性】

広報資料の配布場所を市町村に加えて、保健、福祉、医療関係の団体等にも拡大を図ることや、電話での照会に迅速に対応するため、コールセンターの機能を充実するほか、映像による広報や市町村及び県の広報媒体を活用することを検討します。

また、引き続き登録モニター制度の懇談会やアンケートを活用すると共に、様々な機会を捉えて県民の意見を収集します。

4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。

主な業務内容は、次のとおりです。

表5 広域連合と市町村が担う後期高齢者医療制度の事務

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務 ・ 75歳以上の者の資格管理 ・ 65歳から74歳の者の被保険者認定 ・ 被保険者証の交付、回収 ・ 短期被保険者証などの発行	保険料の徴収に関する事務 ・ 保険料の徴収 ・ 保険料などの納付
保険給付に関する事務 ・ 現物給付などの審査、支払 ・ 償還払いなどの審査、支払 ・ 葬祭費などの支給	被保険者証の交付の申請受付 ・ 被保険者証の引渡し ・ 被保険者証の引渡し ・ 短期被保険者証などの引渡し
保険料の賦課に関する事務 ・ 保険料率の決定 ・ 保険料の賦課	被保険者の便益の増進に寄与するもの ・ 療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など
・ 保険料の減免及び徴収の猶予	・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付など ・ 更新時の被保険者証などの引渡し ・ 特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し ・ 被保険者証などの返還の受付
保健事業に関する事務 その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務 ・ 特別会計の予算の執行管理 ・ 県知事への報告	

5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること

広域連合では、第2次広域計画の期間を、平成24年度から平成27年度までの4年間と定めます。ただし、広域連合長が必要と認めるときには、随時広域計画の改定を行うものとします。

参考資料

資料1 後期高齢者医療制度の主な見直し

	平成20年度	平成21年度	平成22年度～
自己負担割合判定基準の見直し	①	②	③
資格	①20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。 ②20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高齢障害者における自己負担限度額は一般の者と同じとする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない、 ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 ③21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合には、自己負担割合を1割とする。		
保険料の軽減	均等割	21年4月～ 21年3月改正 (21年4月1日から)	21年4月～ 21年3月改正 (21年4月1日から)
	軽減割	延長 21年6月改正 (21年4月1日から適用)	延長 22年2月改正 (22年4月1日から適用)
保険料	所得割軽減	延長 21年3月改正 (21年度から恒久措置)	延長 21年3月改正 (21年度から恒久措置)
	被扶養者軽減	凍結 20年4月～9月 保険料徴収せず 20年10月～21年3月 均等割9割軽減 ・所得割なし	延長 22年2月改正 (22年4月1日から適用) 「加入時から2年間の 期限満了(制度廃止まで)」
納付方法の選択制導入	20年7月～	20年7月～	20年7月～
給付	高額療養費・年額到達月の取替変更	20年4月～12月の 年額到達月には 特別支給金対応	21年1月～
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料	22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全件齢に拡大	

資料2 神奈川県と全国の75歳以上人口の将来推計

	平成27年	平成32年	平成37年
人口数	1,001千人	1,232千人	1,466千人
構成比	11.1%	13.1%	16.5%
人口数	1,533千人	1,523千人	22,352千人
構成比	17.5%	19.7%	20.2%

出典:『神奈川県医療費適正化計画 表1-3人口の将来推計』神奈川県
 『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所
 『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保障・人口問題研究所

資料3 神奈川県と全国の平成17年＝100とした場合の75歳以上の人口の将来推計

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
神奈川県	100.0	132.0	166.6	205.0	244.0
全国	100.0	122.2	141.4	161.0	186.2
神奈川県	255.2	253.4			
全国	194.7	192.0			

出典:『神奈川県医療費適正化計画 表1-4平成17年＝100とした場合の人口の将来推計』神奈川県
 『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所
 『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保障・人口問題研究所

資料4 全国の75歳以上国民医療費の将来推計

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年
国民医療費	12.8兆円	14.8兆円	16.1兆円	19.7兆円	24.1兆円
年平均伸び(平成22年度から平成37年度)	伸び率				
国民医療費	0.8兆円				
	伸び率				
	4.3%				

出典:『第14回 高齢者医療制度改革委員会 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省

	平成22年度・平成23年度		均一保険料率		平成22年度・23年度平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)		平成21年度1人あたり医療費	
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	順位	均等割額	順位
北海道	44,192円	13	10.28%	1	60,000円	4	1,056,490円	2
青森	40,514円	27	7.41%	31	50,100円	29	780,602円	38
岩手	35,800円	46	6.62%	47	44,500円	47	724,909円	46
宮城	40,020円	29	7.32%	35	49,500円	30	801,061円	34
秋田	38,925円	35	7.18%	38	48,300円	36	787,152円	36
山形	38,400円	38	7.12%	43	47,800円	39	766,760円	41
福島	40,000円	30	7.60%	25	50,200円	28	811,978円	32
茨城	37,462円	41	7.60%	25	48,200円	37	779,368円	39
栃木	37,800円	39	7.18%	38	47,400円	40	769,484円	40
群馬	39,600円	32	7.36%	33	49,300円	32	798,059円	35
埼玉	40,300円	28	7.75%	22	50,840円	26	818,223円	31
千葉	37,400円	42	7.29%	36	47,400円	40	764,559円	43
東京都	37,800円	39	7.18%	38	47,400円	40	865,525円	24
神奈川県	39,260円	34	7.42%	30	49,210円	33	820,437円	30
新潟	35,300円	47	7.15%	42	45,400円	46	721,583円	47
富山	40,800円	24	7.50%	29	50,600円	27	821,596円	29
石川	45,240円	11	8.26%	14	56,016円	13	950,649円	14
福井	43,700円	17	7.90%	18	53,900円	17	849,858円	26
山梨	38,710円	36	7.28%	37	48,440円	35	785,194円	37
長野	36,225円	45	6.89%	45	45,500円	45	745,111円	45
岐阜	39,310円	33	7.39%	32	49,100円	34	801,785円	33
静岡県	36,400円	44	7.11%	44	46,100円	43	748,324円	44
愛知県	41,844円	21	7.85%	19	52,300円	20	886,633円	19
三重	36,800円	43	6.83%	46	45,832円	44	765,656円	42
滋賀	38,645円	37	7.18%	38	48,148円	38	854,763円	25
京都	44,410円	12	8.68%	11	56,360円	12	954,323円	13
大阪府	49,036円	2	9.34%	3	61,644円	2	1,031,415円	4
兵庫県	43,924円	16	8.23%	15	54,891円	15	914,737円	17
奈良	40,800円	24	7.70%	24	51,100円	24	871,740円	21
和歌山	42,649円	18	7.91%	17	53,100円	18	867,755円	23
鳥取	40,773円	26	7.71%	23	51,100円	24	821,824円	28
島根	39,670円	31	7.35%	34	49,370円	31	822,881円	27
岡山	44,000円	14	8.55%	13	55,700円	14	918,570円	15
広島	41,791円	22	7.53%	28	51,504円	23	1,018,406円	5
山口	46,241円	9	8.73%	10	57,944円	10	959,920円	11
徳島	43,990円	15	8.03%	16	54,400円	16	916,998円	16
香川県	47,200円	6	8.81%	6	58,900円	8	910,746円	18
愛媛	41,227円	23	7.84%	20	51,790円	22	875,246円	20
高知県	48,931円	3	8.94%	5	60,600円	3	1,051,268円	3
福岡	52,213円	1	9.87%	2	65,450円	1	1,113,796円	1
佐賀	47,400円	5	8.80%	7	59,000円	7	972,396円	8
長崎	42,400円	20	7.80%	21	52,600円	19	1,015,122円	6
熊本	47,000円	8	9.03%	4	59,200円	6	958,348円	12
大分	47,100円	7	8.78%	9	58,700円	9	963,905円	10
宮崎	42,500円	19	7.55%	27	52,100円	21	868,040円	22
鹿児島	45,900円	10	8.63%	12	57,400円	11	988,606円	7
沖縄	48,440円	4	8.80%	7	59,872円	5	970,455円	9
全国平均(注2)	41,700円		7.88%		52,300円		882,118円	

(注1) 平均的な厚生年金(201万円)を受給する単身世帯の被保険者の年間保険料です。

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるものです。

出典：『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料等について』厚生労働省
※上記保険料の計算には、均等割軽減割、所得割軽減割を適応しております。

資料5 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の1人あたりの後期高齢者医療制度の医療費

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	733,530円	785,904円	820,437円	882,118円	840,260円	895,350円
対前年度比	—	—	—	—	102.4%	101.5%
	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	862,030円	908,780円	874,862円	922,412円	895,859円	936,248円
対前年度比	102.6%	101.5%	101.5%	101.5%	102.4%	101.5%

出典：『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料と新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の経来見直し』厚生労働省
『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
* 平成23年度から平成25年度の神奈川県医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

資料6 平成20年度から平成22年度までの神奈川県と全国の保険料調定額、収納額、収納率

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,179,462万円	84,543,324万円	6,362,788万円	86,148,204万円	6,541,614万円	未発表
保険料収納額	6,102,794万円	83,485,165万円	6,296,834万円	85,281,627万円	6,480,377万円	未発表
保険料収納率	98.8%	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%	未発表

出典：『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省
『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省
* 平成22年度の全国の各数値は、平成23年12月現在において未発表です。

- P 2 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数**
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 ＊ 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された医療費増加率、一人あたりの医療費増加率を用いて推計。
 ＊ 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 3 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費**
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省
 ＊ 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された国民医療費増加率を基に推計。
 ＊ 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の医療費は、保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 4 平成 20 年度から平成 23 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料**
 出典：『第 1 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 2 各広域連合における後期高齢者医療制度の保険料について』厚生労働省
 『第 5 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 4 後期高齢者医療制度の平成 22 年度及び 23 年度の保険料率等について』厚生労働省
- P 5 平成 20 年度から平成 22 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率**
 出典：『第 13 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 3-1 後期高齢者医療制度健康診査受診率推移』厚生労働省

参考資料

(平成25年9月末時点での最新数値版)

資料1 後期高齢者医療制度の主な見直し

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自己負担割合判定基準の見直し	① ②	③			
資格	① 20年4月～7月 老人医療制度の判定基準を引継ぐ。 ② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は他の被保険者がいない。(要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない。 ③ 21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。				
保険料の軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)	21年4月～ 21年3月改正 (21年4月1日 から恒久措置)			
	8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減は変更なし	延長 21年6月改正 (21年4月1日 から適用)	延長 22年2月改正 (22年4月1日 から適用)		
保険料の軽減	5割軽減の導入 前年総所得金額等額一33万円が、58万円以下	5割軽減 20年7月改正 (20年4月1日 から適用)	延長 21年3月改正 (21年度から恒 久措置)		
	被扶養者 軽減 制度拡大 (当初の制度) 制度加入時から2年 間、所得割を5割減 減・所得割なし	凍結 ・20年4～9月 保険料徴収せず ・20年10～ 21年3月 均等割9割軽減	9割軽減 21年3月改正 (21年4月1日 から適用)	延長 22年2月改正 (22年4月1日 「加入時から2年 間」の 期間の 止まで)	
納付方法の選択制導入 差控への変更が可能		20年7月～			
高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)		20年4～12 月の年齢到達者 には特別支給金 で対応			
見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者時定入院基本料			平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大		

資料2 神奈川県と全国の75歳以上人口の将来推計

	平成27年		平成32年		平成37年	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
人口数	1,016千人	16,458千人	1,249千人	18,790千人	1,485千人	21,786千人
構成比	11.1%	13.0%	13.7%	15.1%	16.5%	18.1%
	平成42年		平成47年			
	神奈川県	全国	神奈川県	全国		
人口数	1,552千人	22,784千人	1,540千人	22,454千人		
構成比	17.6%	19.5%	17.9%	20.0%		

出典：『日本の将来推計人口(平成24年1月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保険・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』国立社会保険・人口問題研究所

資料3 神奈川県と全国の平成22年＝100とした場合の75歳以上の人口の将来推計

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	神奈川県	100.0	128.0	157.4	187.2	195.6
全国	100.0	116.0	132.4	153.5	160.5	158.2

出典：『日本の将来推計人口(平成24年1月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保険・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』国立社会保険・人口問題研究所

資料4 全国の75歳以上国民医療費の将来推計

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年
	国民医療費	12.8兆円	14.8兆円	16.1兆円	19.7兆円
国民医療費	年平均伸び(平成22年度から平成37年度)		伸び率		
	0.8兆円		4.3%		

出典：『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省

資料7 都道府県の均一保険料率と1人あたりの保険料見込み額と医療費

	平成24年度・平成25年度		均一保険料率		平成24年度・25年度		平成23年度	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位	平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)	1人あたり医療費	平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)	
北海道	47,709	10	10.61%	2	63,600	4	1,087,294	
青森県	40,514	35	7.41%	42	50,100	40	807,681	
岩手県	35,800	46	6.62%	47	44,496	47	737,683	
宮城県	40,920	32	8.30%	25	52,596	31	810,578	
秋田県	39,710	38	8.07%	32	51,096	35	793,485	
山形県	39,500	40	7.52%	41	49,596	41	788,706	
福島県	40,000	37	7.76%	38	50,604	38	830,711	
茨城県	39,500	40	8.00%	34	50,796	37	808,846	
栃木県	42,000	27	8.54%	20	54,000	26	804,754	
群馬県	42,700	26	8.48%	21	54,504	24	834,709	
埼玉県	41,860	28	8.25%	27	53,280	29	843,396	
千葉県	37,400	45	7.29%	44	47,400	45	789,304	
東京都	40,100	36	8.19%	29	51,696	33	903,978	
神奈川県	41,099	31	8.01%	33	52,104	32	853,262	
新潟県	35,300	47	7.15%	46	45,396	46	741,816	
富山県	43,800	21	8.60%	18	55,596	19	857,944	
石川県	47,520	11	9.33%	9	60,408	11	990,719	
福井県	43,700	23	7.90%	35	53,904	27	891,328	
山梨県	39,670	39	7.86%	36	50,604	38	830,148	
長野県	38,239	43	7.29%	44	48,000	43	783,039	
岐阜県	40,670	34	7.83%	37	51,300	34	840,176	
静岡県	37,900	44	7.39%	43	48,000	43	780,182	
愛知県	43,510	24	8.55%	19	55,296	21	923,346	
三重県	39,120	42	7.55%	40	49,416	42	796,158	
滋賀県	41,704	29	8.12%	30	52,848	30	901,985	
京都府	46,390	14	9.12%	12	58,992	13	993,092	
大阪府	51,828	4	10.17%	4	65,868	3	1,072,874	
兵庫県	46,003	15	9.14%	11	58,740	15	961,682	
奈良県	44,200	19	8.10%	31	54,804	23	909,470	
和歌山県	43,271	25	8.28%	26	54,396	25	905,632	
鳥取県	40,773	33	7.71%	39	51,096	35	855,998	
島根県	41,520	30	8.41%	23	53,400	28	863,086	
岡山県	45,000	17	8.97%	14	57,504	16	932,344	
広島県	43,735	22	8.35%	22	55,032	22	1,054,553	
山口県	47,474	12	9.45%	8	60,660	8	1,010,901	
徳島県	48,900	5	9.51%	7	61,896	6	967,553	
香川県	47,200	13	8.81%	15	58,896	14	949,434	
愛媛県	44,194	20	8.72%	17	56,280	18	921,287	
高知県	51,793	3	10.35%	3	66,276	2	1,097,913	
福岡県	55,045	1	10.88%	1	70,140	1	1,168,072	
佐賀県	49,500	4	9.60%	5	62,604	5	1,038,713	
長崎県	44,600	18	8.23%	28	55,404	20	1,065,106	
熊本県	47,900	9	9.26%	10	60,504	9	1,007,031	
大分県	48,500	6	9.52%	6	61,596	7	1,011,544	
宮崎県	45,500	16	8.48%	21	56,700	17	909,046	
鹿児島県	48,500	6	9.05%	13	60,504	9	1,033,579	
沖縄県	48,440	8	8.80%	16	59,868	12	1,006,300	
全国平均(注2)	43,550		8.55%		55,368		918,206	

(注1) 平均的な厚生年金(201万円)を受給する単身世帯の被保険者の年間保険料です。

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるものです。

出典:『平成23年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

『後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率等』厚生労働省

※上記保険料の計算には、低所得者への保険料軽減措置を適応しております。

資料5 平成20年度から平成24年度までの神奈川県と全国の1人あたりの後期高齢者医療制度の医療費

	平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	820,437円	882,118円	839,844円	904,795円
対前年度比	102.4%	102.4%	102.4%	102.6%

	平成24年度	
	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	856,813円	未発表
対前年度比	101.5%	未発表

出典:『後期高齢者医療事業年報(平成20～23年度) 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 ※ 平成24年度の全国の各数値は、平成25年9月現在において未発表です。

資料6 平成20年度から平成24年度までの神奈川県と全国の保険料調定額、収納率

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,179,462万円	84,543,524万円	6,362,788万円	86,148,204万円	6,541,627万円	89,210,175万円
保険料収納率	98.8%	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%

	平成23年度		平成24年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,810,015万円	91,023,494万円	7,547,336万円	未発表
保険料収納率	99.2%	99.2%	99.2%	未発表

出典:『後期高齢者医療事業年報(平成20～23年度) 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省
 ※ 平成24年度の全国の各数値は、平成25年9月現在において未発表です。

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除等の対応について

平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課通知等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金等免除を行った。

1 免除対象者の要件

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する者
- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した者
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

※ ①～⑤に該当する者の免除期間は平成24年9月30日で終了。

2 免除内容

- ・ 一部負担金

※ 以下の自己負担額の免除は、平成24年2月29日で終了した。

- ・ 入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・ 治療用装具の作成費用 等

3 対応の流れ

年 月	対 応
23. 3	11日～ 被保険者が医療機関等への口頭での申立てによる免除開始
23. 6	8日 市区町村窓口での一部負担金等免除証明書の申請受付及び発行開始 10日 免除証明書の申請勧奨を送付（1回目） 【対象者】 ① 3月11日～6月7日までの転入者 ② 被災地域在住の住所地特例者

	30日	口頭での申立てによる免除期間終了
23.8	26日	一部負担金等の還付受付開始
23.9	1日～	入院時食事療養費、入院時生活療養費の免除期間の延長
23.12	22日	免除証明書の申請勧奨を送付（2回目） 【対象者】 ① 保険料減免申請済みの者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者 ② 東日本大震災により減免したレセプト請求がある者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者
24.2	23日	一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付 【対象者】 ① 免除証明書発行履歴がある被保険者 ② 被保険者資格のある者（17日処理分まで）
	29日	入院時食事療養費等の免除期間の終了
24.3	1日～	一部負担金の免除期間の延長 全半壊等の事由に該当する被保険者…平成24年9月30日まで 原発事故関連の事由に該当する被保険者…平成25年2月28日まで
24.7	27日	一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付 【対象者】 ① 全半壊等の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日までの有効期限のものを送付 ② 原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日までの有効期限のものを送付
24.9	30日	全半壊等の事由に該当する被保険者に対する免除期間終了
25.2	26日	原発関連の事由に該当する被保険者に対し、一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付
25.3	1日～	原発関連の事由に該当する被保険者に対する免除期間の延長

4 一部負担金等免除の実施状況

(1) 免除証明書発行件数（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

一部負担金免除証明書 発行件数（※）
73件

※ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに資格取得し証明書を交付した件数。

(2) 免除金額

① 現物給付（平成24年3月～平成25年2月診療分）

	レセプト件数（件）	金額（円）
一部負担金	4,319	14,340,388
入院時食事療養費	7	46,640
合計	4,319（※）	14,387,028

※ 入院時食事療養費分を除いた件数。

② 現金給付（平成24年4月～平成25年3月支給分）

	申請件数（件）	金額（円）
一部負担金	106	193,801
入院時食事療養費	0	0
合計	106	193,801

平成 25 年 11 月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話 : 0570-001120 (コールセンター)

045-440-6700 (代表)

F A X : 045-441-1500

E-mail : kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.union.kanagawa.lg.jp/>